

平成 29 年 第 4 回

定 例 会

議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

第 1 日

# 平成29年第4回小国町議会定例会会議録

( 第 1 日 )

1. 招集年月日 平成29年12月 7日(木)

1. 招集の場所 小国町隣保館

1. 開 会 平成29年12月 7日 午前10時02分

1. 閉 会 平成29年12月 7日 午後 2時10分

1. 応招議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小 田 宣 義 君 書 記 穴 井 桂 子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君	教 育 長 麻 生 廣 文 君
総 務 課 長 松 岡 勝 也 君	教 委 事 務 局 長 横 井 誠 君
政 策 課 長 清 高 泰 広 君	産 業 課 長 澁 谷 洋 典 君
情 報 課 長 佐々木 忠 生 君	税 務 課 長 橋 本 修 一 君
建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君	住 民 課 長 生 田 敬 二 君
福 祉 課 長 木 下 勇 児 君	保 育 園 長 児 玉 敦 子 君
会 計 管 理 室 長 藤 木 一 也 君	

会議録署名議員の氏名

議長は今期定例会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

1番 穴 井 帝 史 君

11番 松 本 明 雄 君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を 12月7日から 12月13日までの7日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時02分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

## 議事の経過 (h. 29. 12. 7)

議長（渡邊誠次君） 皆さま、おはようございます。

本日12月7日、本年も残すところ24日あまりとなりました。随分と寒さも厳しくなりまして、体調管理も当然のことでございますけれども、凍結や、今から降雪等々、冬ならではの対策も早めに行っていただきたいというふうに思っております。

それでは、平成29年第4回小国町議会定例会を開催する旨、御案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましては何かと御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。

それでは、開会に先駆けまして、北里町長から御挨拶をいただきます。

町長（北里耕亮君） おはようございます。平成29年第4回の小国町議会の定例会を開催させていただきましたところ、皆さま方におかれましては大変お忙しい中にお集まりをいただきましてありがとうございます。

さて、12月議会でありますけれども、お手元にありますとおりに、条例改正関係が4本、規約の一部変更が1本、それから一般会計及び特別会計の補正予算、そして人事案件といたしましては人権擁護委員推薦につき意見を求める議案がございます。

また、行政報告となっております。どうかよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

それから、私個人的なことでありますけれども、先日、少し私の事柄で地元にお話した事柄がございまして、私の次期に対するの表明の部分でございますが、皆さまの御理解が得られれば、本日の行政報告のときに述べたいというふうに思っております。どうかよろしくお願いを申し上げます。

では、12月議会、議会の皆さま方からいろいろな御意見をいただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

議長（渡邊誠次君） ありがとうございます。

ただいま出席議員は12人です。定足数に達していますので、平成29年第4回小国町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時02分)

議長（渡邊誠次君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますとおりでございます。

議長（渡邊誠次君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

1番 穴井帝史君

11番 松本明雄君

をお願いいたします。

議長（渡邊誠次君） 日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期については、去る12月1日に議会運営委員会が開かれ、会議規則第77条の委員会報告書のとおり、本日12月7日から12月13日までの7日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月13日までの7日間と決定いたしました。

本会議は、本日と11日、12日に開くこととし、もし会期末を待たずに議了したときは、そのときに閉会をいたしたいと思います。

議長（渡邊誠次君） 日程第3、「議案第51号 小国町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君） おはようございます。それでは、議案集を朗読させていただきます。

議案第51号 小国町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年12月7日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

資料といたしましては、総務課資料（1）右肩に書いてあります。それと改正分といたしまして右肩に51と書いております。それと新旧対照表の総務課資料（2）と、この3つの資料で説明させていただきます。

まず、総務課資料（1）で概要でございます。

今回、小国町職員の育児休業等に関する条例の一部改正する条例につきましては、雇用保険法等の一部を改正する法律に伴い、小国町職員の育児休業等に関する条例の一部についての所要の改正が必要となり改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、非常勤職員の育児休業について、保育所における保育の実施を希望し申し込みを行っているが入所できないなど特別な理由がある場合において、最長2年まで延長できるものとするものでございます。

それでは、新旧対照表のほうから説明させていただきます。

総務課資料の右肩（2）とございます資料を御覧になっていただきたいと思います。左のほうが現行で、右のほうが改正分となっております。

今回改正しておりますのが、第2条の(4)のイのところでございます。この中で、下線が引いてありますけれども、第2条の3第3号においてというところがございます。ここを、「以下」というふうにつけ加えております。その下に、第2条の4の規定に該当する場合にあっては2歳に達する日までということでございます。2条の4項につきましては、また後のページのほうで詳しく説明させていただきます。

それと、次のページでございます。

第2条の3、中ほどでございます。その中で(2)の中で「条」とありますけれども、そのところに「条及び次条」ということで、次の条の3条をこれにつけ加えるという改正でございます。その一番下の行で、該当の子が1歳2ヶ月の「ケ」が、今度は漢字のほうに改正をするところでございます。

次のページ、3ページでございます。

中ほど、(3)でございます。ここも同じく、6か月の「か」を漢字のほうに訂正するというものでございます。

今度は大きく改正する4ページでございます。

今回、第2条の4、育児休業法第2条の第1項の条例で定める場合ということ新たに追加をしております。これにつきましては、育児休業法の第1条の条例で定める場合ということで、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するために、非常勤職員が当該子の1歳6か月日の翌日ということで、その中書きもございますけれども、子を育児する育児休業の期間のそれを初日する育児休業をしようとする場合であつては、次の各号のいずれかに該当するものということで、今までは1歳6か月までが、延長された育児休業が2歳まで最長延ばせることができます。これについてはどういった場合かということで、(1)と(2)のほうに今度謳うものでございます。

(1)につきましては、当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月に達する日において育児休業している場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において配偶者育休をしている場合ということで、既に育児休業をしている場合か、または配偶者が当該子の到達日において配偶者が育児休業をしている場合と、こういった場合が1歳6か月までであったのが2歳まで育児休業を延ばすことができますよという条件でございます。

(2)といたしましては、当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合に該当するというところで、特に必要があるというところで、仕事上の関係でこういった場合には2歳まで延ばすことができると、これは任命権者が定めるということになっております。一応新旧対照表の4ページでございました。

それでは、次の5ページでございます。

5ページにつきましては、第2条の4のところは今度は1行繰り下げまして第2条の5という

ふうに改正するものでございます。第3条の一番下の欄でございます。(7)のところが新たに「又は第2条の4の規定に該当すること」ということを、先ほどの条文が追加した関係でここが新たに加えるということでございます。

それでは、改正分といたしまして右肩の51と書いた資料を御覧になっていただきたいと思っております。

小国町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例ということで、先ほど申しましたように第2条の4の一部と、それと第2条の3第2号中の一部の改正、新たに育児休業法第2条の第1項に条例で定める場合ということで第2条の4号を新たに追加をしたということでございます。一番下のほうで、第3条の7の中ほどに新たに条文を加えたということでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するということでございます。

以上で、議案第51号の小国町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） これより議案第51号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

5番（児玉智博君） 要するに、育児休業中の雇用保険から支払われる給付金が2年間まで、非常勤職員の人についても支払われるというふうになることによる条例改正ということです。実際、小国町の非常勤職員で育児休業を取得している実績というのは、この間どれくらいあるんですか。

総務課長（松岡勝也君） 育児休業としては今のところ実績は、ここ平成27年から平成29年の中では上がっておりません。

5番（児玉智博君） 過去においてもどういう状況なんですか、それよりさかのぼって。全く取っていないということはないんじゃないかと思うんですが。

総務課長（松岡勝也君） 育児休業というより産休と、それからの産前産後の休暇ですね、そのほうは平成27年から平成29年には出産された方は必ず取っているというような状況でございます。実質、平成27年から平成29年は、7名取っているという状況でございます。

5番（児玉智博君） じゃあ、要するに育児休業を取っている人はいないということであれば、現行の1歳6カ月まで休まれるという方はいなかったということですね。

総務課長（松岡勝也君） 休業として、この条例に基づいて休業を取った方でなくて産前産後の休業を取った方はいらっしゃいます。

5番（児玉智博君） それで実際、それが最長2年間ということで、大体その特別な理由として、自分の子が待機児童になったとかそういう場合なら2年まで取れるというような改正の内容です。なかなか小国町で待機児童になるというところは、保育園のほうも十何人途中入園なんかも可能な限り対応しているのでそういうことはないのかなというふうに思うわけですが。ただ、今の時代の多様な子育ての仕方として、やはり大体3歳ぐらいまではなるべく自分で育てたいというよ



うな考え方を持つ権利というのは当然あると思うわけですね。だから、1歳6カ月を過ぎても保育園入園申し込みとかをしてない場合であっても、対応することはできるんですか。

総務課長（松岡勝也君） 今回の条例の中で（2）という場合、1番については育児を本人がしている場合、また配偶者がしている場合ということであります。この法律改正の原点は、やはり待機児童という問題が深刻な問題になって、やはり1歳6カ月を過ぎても保育園に入れないという子どもさんが多いということで延長されたという経緯がございます。

この中で、（2）としまして継続的な勤務のために特に必要と認められる場合というのがございます。これは、仕事上で特に必要という場合等の場合には任命権者が定めるということで、そういった場合が2歳までということがございますので、保育園は入れる状態ですけども、個人的な理由で2歳まで取れるかということになりますと、今の国の考え方、法律からしますとやはりそういった場合というふうにいるんな説明の文でも書いてありますので、やはりこの中で解釈はやはり保育園に入れないというところが原点じゃないかなというふうに考えております。また、「仕事上で特に」ということが謳ってありますので、そういったところに限られて2歳までというふうに解釈をするところであるというふうに思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第51号、小国町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第4、「議案第52号 小国町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君） それでは、議案集を朗読させていただきます。1ページの下段でございます。

議案第52号 小国町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年12月7日提出

小国町長 北里 耕亮

でございます。

資料といたしましては、先ほどの総務課資料右肩1と改正条文の右肩52と書いてあります資料と新旧対照表の資料の(3)を使いまして説明いたします。

まず、総務課資料(1)のほうで概要でございます。

小国町個人情報保護条例の一部を改正する条例の主な理由でございます。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の一部改正に伴い、小国町個人情報保護条例の一部についても所要の改正が必要となり、改正するものでございます。主な改正内容につきましては、要配慮個人情報の取り扱いについての規定を整備するものでございます。

それでは、新旧対照表のほうを御覧になっていただきたいと思います。右肩資料3と書いた新旧対照表でございます。左が現行でございまして、右のほうが改正後ということでございます。

今回、特定個人情報ファイルの保有等に関する事前通知ということで、第7条の2の中で下段のほうで(5)の2ということで、ここに新たに「記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨」ということで、この文を新たに追加させていただくものでございます。

条文といたしましては、右肩52とございます。小国町個人情報保護条例の一部を改正する条例ということで、先ほど申しました第7条の2第5号の次に1号を加えまして(5の2)といたしまして「記録情報の要配慮個人情報が含まれるときは、その旨」というものを追加するものでございます。

附則といたしましては、この条例は公布の日から施行し、平成29年5月30日から適用するというものでございます。

これで、議案第52号の小国町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） これより議案第52号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

6番（時松唯一君） 6番、時松です。ちょっと説明方をお願いしたいんですが、5の2、記録情報の要配慮個人情報の要配慮個人情報の詳細というのはどういうことなんですか。

総務課長（松岡勝也君） 要配慮個人情報と言いますのは、人種とか信条、宗教関係です、社会的身分、病歴、犯罪歴そういったもの、また本人に対する不当な差別、偏見その他不利益を生じないその他の取り扱いに特に配慮を要するものが要配慮個人情報というふうに書かれております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第52号、小国町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(渡邊誠次君) 全員挙手でございます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議長(渡邊誠次君) 日程第5、「議案第53号 小国町鍋ヶ滝公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

情報課長(佐々木忠生君) おはようございます。議案集2ページ上段をお願いいたします。

議案第53号 小国町鍋ヶ滝公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について  
地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町鍋ヶ滝公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年12月7日提出

小国町長 北里 耕 亮

でございます。

資料といたしましては、総務課資料(1)右肩53の改正条例本文、情報課資料(1)でございます。本日は、総務課資料(1)第4回小国町議会定例会議案条例と情報課資料(1)新旧対照表により説明をさせていただきます。

それでは、総務課資料(1)2ページ上段をお願いいたします。提案理由となります。

鍋ヶ滝公園の入園者の急激な増加により周辺の交通渋滞の解消を図るため、シャトルバスの運行や警備員の配置など種々の対策を取っていますが、現状では混雑を全て解消するには至らず、鍋ヶ滝公園周辺の住民の皆さまからも多くの意見が寄せられています。このような状況を踏まえ、鍋ヶ滝公園周辺の交通渋滞緩和対策の財源確保と合わせて施設の維持運営管理及び更新等に備えるため、入園料金の改正を行うものです。

次に、情報課資料(1)をお願いいたします。改正内容です。

別表第2の入園料を改正するものです。大人(高校生以上)「200円」を「300円」に、

小学・中学生「100円」を「150円」に改正し、小学生未満につきましては改正なしとさせていただきます。

なお、この条例は平成30年4月1日から施行させていただきます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長（渡邊誠次君） これより議案第53号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） それでは、何点か伺いたいと思うんですが。まず、料金を、要するに今後の整備、維持管理に係る費用も出てくるということから、それに備えて入場者に御負担を求めるといふ考え方は非常にやはりそれは必要なことなんじゃないかなというふうに思います。その上で、後の予算にも歳入のほうに出てくるとは思うんですが、要するに入園料の上乗せというか引き上げられた分ですね、入園料も今までの分も含めてやはり何に使われるのかというのを明確にしたほうがいいんじゃないかと思うわけです。そのためには、やはりほかのお金と分けて基金として管理をして、そういう工事のときとか、あるいは維持管理費用にちゃんと使われているということを入園者の皆さんにもきちんとわかるようにして値上げをしなければ、やはり信用していただけない部分も出てくるんじゃないかなと思うわけです。この考えについて見解を伺いたいと思います。

町長（北里耕亮君） まず、この条例改正を提案するに至った経緯は、先ほど情報課長からも説明がありましたし、5番議員からもありまして、そのような経緯でなりました。それは、そのとおりでございます。

であるならなおさら、今の御意見のとおり鍋ヶ滝での入園料での、益金という言葉が適正かどうかあれなんです。この入園料で使われたこの部分については、その周辺工事であったり、その部分に使うという分については、執行部といたしましてもそのためにということで先ほどからお話がありますから、考え方は同じであります。手法の1つで基金にしてはという御意見で、これについては明確にするという意味では一つの考え方であろうというふうに執行部もそういうふうに捉えはできると思います。その部分については今後また検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） ぜひ検討していただいて、やはりせっかく来てくださったお客さまからいただく大事なお金ですので、きちんとこういうわかりやすい管理をいただいたお金をしているということを見せる部分については、やはりお客さまも安心してというか気持ちよくというか、やはりお出しいただくようにつながるとは思いますので、検討いただけるということですのでお願いしたいと思います。

それと、もう1つが上げ幅です。大人、子どもの料金も今回1.5倍の引き上げということで

提案いただいているわけですが、しかし、今後新たな道路整備なんかをしていく上で大体の予測というのは立てられているかと思うんですが、まだはっきりとどれぐらいの額がかかるかというのは、それはやはり実施設計までしてみないと見えてこないと思うわけですよ。ですので、やはりそういう設計も経た上で、どれぐらい額がかかって、どれぐらいの国からの交付金もあると思います。やはりなかなかそれだけでは賄えませんので起債なんかも必要になってくるかと思えます。幾らの起債が出て、どれぐらいの期間で償還しなければならない、じゃあその期間の入園料は大体これぐらいの入園料収入がないと厳しいよというようなことがある程度見えてきてから、それに基づいて値上げ幅も決めていくべきなんじゃないかというふうに思うわけです。

附則で4月1日からの施行というふうになっておりますので、なにもこの12月議会で決めてしまわなくてもいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

町長（北里耕亮君） 御意見を伺いました。まず、このタイミングで上程した理由が、1つは4月1日からでありますと公的施設の料金改定ということであればお知らせをかなりしなければいけません、そういう意味でホームページとかいろいろな広報とか、町内だけでなく町外にもお知らせをいなければいけないからということで12月議会に上程したわけでございます。

御意見のとおり、後の議案にも関係してきますが、渋滞というのが非常に地域にとって、町にとっての部分でも課題になっております。生活をしていただいている方が御不便を強いられるのは町としても本望ではございません。それを解消するために、今、町道下滴水線というのを改良しておりますけども、非常に時間もかかりますし、抜本的な改良には至りません。ちょっと地域的な個別の箇所的な話をしますと、坂元善三美術館からちょうど曲がる場所までのところが両側に住宅がございます。その部分を拡幅工事をしようと思っても、なかなか住宅がありますので非常に困難を期します。そこで、これは後の議案にもなりますからここで説明するのはどうかと思いますけども、今、話題がありましたから説明しますが、全く新しいルートを考えております。その際に、新しいルートでありますから、どういう線形で、どういう延長でというのは、これから基本計画、それから概算という部分が出ますが、議員おっしゃるようにその分の金額や目測が出てから上程したらという部分もございますが、まずは行政といたしましても上げ幅として今回1.5倍ということで、例えば7千万円かかるとか、そこまでかからないかもしれませんが、1億円かかるとか、それにあわせて何年間かで元を取るという部分もあるかとは思いますが、まずは今現在、非常に来られる観光客もこの200円で多うございますので、そこは行政の判断といたしまして、まずは1.5倍にさせていただいて、そして何年間かで蓄えて、そしてしながら、どうしてもかかるようであれば再度という部分もあるかと思いますが、まずはここで一回200円から300円に上げさせていただいて、様子を見させていただきたいという判断でございます。

執行部といたしましては、確かに上げ幅の部分は内部で相当検討いたしました。ブーム的な部

分もあるかと思ひまして、一気に上げて観光客の方が急激に減るといふ部分もちょっとおそれがありますもんですから、まずは様子を見させていただいて、執行部としてはこのような判断でさせていただきます。御意見としてはよくわかりますが、先のこととさせていただきますので、まずはちょっとさせていただいたということとさせていただきます。

5番（児玉智博君） よくわかるのは周知期間が必要だといふのはよくわかります。じゃあそのタイミングでそれといふのは一定度筋の通っている話だといふふうに思ひます。

それでは、もう1点ちょっと伺ひたいのが、この300円といふ値段について何か参考にされたようなものがあるんですか。だから、もともとつくったわけじゃなくて自然のものを見るのに対しての入園料だったり拝観料みたいなのを取っている、滝であったりとか、あるいは九州なんかにありますけど鍾乳洞とか、そういう部分で何か参考にされたところはありますか。

情報課長（佐々木忠生君） 滝といふ部分での入園料といふわけでないんですけども、近隣高森の例えば湧水トンネルあたりはやはり大人300円、子ども100円、それから竹田市の岡城跡につきましては高校生以上が300円、小・中学生が150円といふような部分で、史跡といひますか自然を見るための入園料といふ部分で、そのあたりは少し参考にさせていただきました。

5番（児玉智博君） わかりました。では、最後にもう1つ伺ひたいのが、先ほど言われたように、私も値上げといふ点で提案してきたのと同時に、全員協議会では言及いただいておりますけども、町内の子ども部分については無料にしたらどうかといふ提案もしております。条例では謳わなくても、今後内規といふかそういう部分でといふ御答弁でしたが、もう一回ちょっとそのことを確認させていただきたいと思ひます。

町長（北里耕亮君） 御質問あれば答えようと思っております、規則で定めさせていただきますといふふうに思っております。本日ちょっと資料がありませんが、規則とさせていただきます、その分について説明をお願いしたいと思ひます。

情報課長（佐々木忠生君） 一応条例といふ部分ではないんですけども、規則のほうで定めさせていただきますといふふうに思っております。同じく平成30年4月1日から、町内の小学校、中学校、高等学校、支援学校につきましては無料化をしていきたいといふふうに思っております。

それと合わせて、身体障害者、精神障害者、知的障害者、戦傷病者につきましても無料化をさせていただきますといふふうに考えております。

以上です。

5番（児玉智博君） 重ねて提案させていただきたいと思ひるのが、やはり鍋ヶ滝だけじゃなくて、小国のそういうある程度の、見て、そして学ぶような部分の施設ですね、ほかにも北里柴三郎記念館であったりとか、それと教育委員会の所管では美術館ありますけど、そこも合わせて無料で入られるようにして、そこにひとつ子どもたちについてはそういう小国っ子カードとか、仮称ですけど、そういうカードをつくって、学校等を通じて配布して、「ぜひ見に行ってください」と

というような呼びかけも兼ねてしたほうがいいんじゃないかと思います。やはり子どももそういうカードを貰えば、貰うことそのものでもうれしいですし、やはりそれを使って実際に見に行つて、小国のこと、社会のことを学んでもらうという立場に立って、ぜひそういうことも検討いただけないと思いますが、いかがでしょうか。

教育長（麻生廣文君） 坂元善三美術館のほうにつきましては、その方向で検討させていただきたいと思っております。

以上です。

町長（北里耕亮君） 北里柴三郎記念館については、財団法人学びやの里でのことでありますけども、やはり大体同じような、今、議員がおっしゃいました学びの場としての部分であります、少しこういう庁内での話題になっていますということで、記念館のほうの決まりも整えるようにそういう方向で検討していきたいというふうに思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

6番（時松唯一君） 時松です。同僚議員からもいろいろと質問がございましたけども、私、1点だけ。鍋ヶ滝等の入場者数が平成27年、平成28年と、いろいろ何万人とかそういうのを聞き及んでおりますけども。そういうことを考えたときに、入園料300円、それから小学・中学生150円とすれば大体どのくらいの金額を見込んでおられるのかお答えください。

情報課長（佐々木忠生君） この条例改正案が承認いただければ4月1日からということで、平成30年度の見込みという部分で平成27年度の大体7割ぐらいの人数を想定したときが15万6千人ということで、入園料という部分では4千540万円ほどの入園料が見込めるんじゃないかなというふうには思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第53号、小国町鍋ヶ滝公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第6、「議案第54号 小国町消防団員の定員、任免、給与、服務等に

関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君） それでは、議案集2ページの下段でございます。

議案第54号 小国町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年12月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、資料といたしましては総務課右肩（1）とございますこの資料と、改正条文の右肩54、それと新旧対照表右肩4と書いております資料及び要綱といたしまして（4）の1、これをもとに説明させていただきたいと思っております。

それでは、総務課右肩（1）の全体の今回の提出の概要でございます。

小国町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例。小国町消防団の団員の欠員の確保及び消防団経験者の知識や技能を活かして災害現場で不足する消防力を補完させることを目的に、平成30年度より機能別団員制度を新たに導入することを計画しており、これに伴う所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、「機能別消防団員」の定義、報酬等について定めるものでございます。

それでは、前回、全員協議会の中では一応消防団員の要件等を謳っておりましたが、今回新たに要綱を定めましたので合わせて説明したいと思います。それでは、新旧対照表の総務課資料（4）を説明させていただきます。

左が現行で、右が改正後ということでございます。今回、団員の種類ということ新たに謳っております。第2条の2といたしまして、団員の種類は、基本団員及び機能別団員とする。第2項としまして、基本団員は、機能別団員以外の団員とする。3項で、機能別消防団は、町長が別に定める特定の消防事務等に従事する団員とするということで、別にということで、ここで後で要綱を説明いたしたいと思っております。

報酬。第12条ということで（7）で、その他の基本団員ということで年額3万円、（8）といたしまして機能別団員、年額1万円ということで、ここで報酬を新たに謳っております。

それでは、条文のほうでございます。条文といたしましては、右肩54と書いたものでございます。先ほど新旧対照表にありましたように、第2条の次に1条を加えておまして、団員の種類を謳いました。第2条の2といたしまして、機能別団員についての明確をいたしたところでご



ございます。(8)で、機能別団員の年額を謳っております。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するということでございます。

それでは、今回、別に町長が定めるということで要綱についてちょっと説明させていただきます。資料の右肩(4-1)総務課とした資料でございます。

今回、小国町消防団機能別団員の特定の消防事務等に関する要綱ということを決める予定でございます。目的といたしましては、第2条で、機能別団員を任用する目的は、水火災その他災害において、町民の生命及び身体並びに財産の保護と被害の軽減に寄与するため、知識や技能等を活かして、災害現場で不足する消防力を補完するということでございます。

今回、3条で任命の要件といたしまして謳っております。どういった方を機能別消防団員として任命するかということで、(1)としまして基本団員の経験が5年以上である者、(2)としまして当該分団長が機能別団員として適確と認める者、(3)として年齢70歳未満の者といたしまして、ここで第2項で全項の規定にかかわらず消防団長が特に必要であると認めた者はこの限りでないということで、一応70歳未満といたしましたけれども、70歳においてもある程度元気な方、体力的にもそういった方はいらっしゃる場合ということがそういった観点で特に認めた場合ということで、ここで謳っております。3項で、機能別団員の数は各分団からの生じた欠員数の3分の2以内とするということで謳っております。第4条が退職につきましても、あらかじめ分団長に願い出て、任命権者の許可を得なければならない。

第5条につきましても、機能別団員が処理する特定の消防事務ということで、これは分団長に後で、様式がございますけれども、いろんな事務活動をしたときにつきましては分団長に提出するものということで、1から4番になります。地域における火災の消火活動、地域における火災による人命の救助活動、3番目、災害時における支援活動、その他分団長が特に必要と認める活動ということで、こういった活動をしていただくということです。第6条として、階級は機能別団員は団員とするということでございます。

服務といたしまして、第7条では、次のページでございますけれども、機能別団員については消防ヘルメット、長靴、団服を貸与するというところでございます。

第8条で、処遇でございます。機能別団員の報酬、報償及び費用弁償等については、次に定めるところによるということで、これにつきましては条例の第12条第1項の小国町消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する規則によって掲げるものと、ここに謳っているものというふうな処遇の内容でございます。(2)としまして、機能別団員の退職金報償金は熊本県の消防補償等組合非常勤消防団員退職報奨金支給条例に基づいてする。ただし、基本団員として勤務した年数は通算できないということでございます。(3)としまして、機能別団員の公務災害補償についてということについては、熊本県の消防補償等組合消防団員等公務災害補償条例の規定のとおりとするということでございます。(4)では、機能別団員の表彰については、国、県及び町等

への具申はしない。

第9条で訓練等ということで、機能別団員は基本団員が行う諸行事及び訓練には参加しないものとする。ただし、分団長が機能別団員に対して特に訓練を行うということがあれば、できるということでございます。

補足としまして、第10条で、この要綱に定めるもののほか、機能別団員に関しての必要な事項は、消防団長が町長と協議して別に定めるということを補足で謳っております。

最後に、附則として、この要綱は平成30年4月1日から施行するというので、今回新たにあわせて要綱を定めるものでございます。

次に、先ほどの中で条文でありましたように、第5条の中で様式でございます。この中で、活動の報告ということで、こういった様式で機能別団員が活動した場合の分団長への提出をして、それから団長のほうに活動報告をするという様式を要項にあわせてつけているところでございます。

以上で、議案第54号の小国町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） これより議案第54号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（高村祝次君） それでは、機能別消防団をつくったとき、現在各班があると思いますが、何名ぐらいの班が今の消防団では急々な時に間に合わないと、だから機能別消防団をつくってほしいという班が何班ぐらいあるわけですか。

総務課長（松岡勝也君） それぞれの班ごとの集計等は手元にはないんですが、団としての不足状況は、全部で定数に対して実際341名ということで、定数が400でございますので59名、今、不足をしているということで、一番少ないところが第一分団が13名不足と、大体定員に近いところが第三分団ということで、大体10名から、一番少ないところで5名、多いところで13名の各分団の不足状況ということでございます。各班ごとにはちょっと手元のほうにございませんけれども、団としての不足状況は以上でございます。

4番（高村祝次君） 総務課長の説明では、ただ団員が不足しているからというようなことじゃ、この機能別団員をつくることの意味がないんじゃないかなという、私は思いがしております。やはり、議運のときにもちょっと話しましたが、やはり各集落に各班があります、その中でも非常に団員が厳しくて、町内に住んでいる方、またはほとんど町内にいない方も団員になっているのが今の現状じゃないかなということで、もし、夜に火災が起こったときに消防ポンプも動かさない、だからこういう機能別消防団をつくる必要があるという私は認識をしておりますけれども、だったら各班の調査をしないで、それもわからないで人数だけ上げて、片一方に例えば宮原地区に多く住んでいて、そこに機能別消防団を何人つくっても、結局は小さい集落の消防団は

いない、そのようなちょっと火災で即間に合わないということじゃないかなと私は思いますけども、そういうことじゃないですか。

総務課長（松岡勝也君） 消防団員の方、それぞれの仕事を持っておられますので、昼間、特に昼間が仕事に従事されている方が通常だと思います。夜は大体帰っておられるのが通常かと思えますけども、やはり日中は、夜は安心かということじゃございませんが、特に昼が仕事で遠くに行っている方とかであればすぐに駆けつけられないということで、やはり近くにおられる経験者が第一の活動にさせていただくというのが機能別消防団の現実的な活動の即戦力になるんじゃないかなと思っております。ですから、各分団でそれぞれ班で不足している分を補うということで募集等は行いますけども、それに応じてきちっとその地域に希望者が手を挙げてくれるといいんですが、やはり全然違うところからそちらのほうに、違う団から違う団のほうに機能別というまた異動とかそういったところもありますので、定員をまず充実させながらいくというのが今の現在の募集する必要があるところではないかなというふうに思っているところです。

4番（高村祝次君） やはり昼間はどんなに田舎のほうにいても、また山に行ったりしたときは、火事とかいうときには放送も聞こえないと。そういうことを考えて、それなら機能別消防団をつくったからといって、その機能別消防団も山に行くと放送が聞こえないならあまり意味ないわけです。私が一番重要なのは、やはり消防団が不足しているというのは、あとになる人がいないとかいうことで、ただ単なる数字合わせでつくるだけなら私は何も意味がない。ちゃんと機能別消防団はどういうことをするとすよとはっきり明確にしないと、ただ団員が足りないから、町の枠はこれだから、これだけ足りないからつくりますということじゃ私は意味がない、それならつくらなくてもいいという思いがしております。

つくるでやっぱり費用が要るわけですから、やっぱり費用を出すならちゃんと役目を果たすようなことで設置しないと、私はただつくるだけじゃ意味がないというふうに思っております。やはり各班がどういう状況かということをしっかり把握した上で、ぜひ集落へ機能別消防団をつくってくださいということをやっていないと、偏った機能別消防団をつくっても、私は、昼間、火事のとくに宮原から行きますとかいうことなら何も、今の消防団300人もいてから小国に一所にあるとに300人もよれば十分消火できると思いますけれども、そういうことは私は考えません。考えが違えば、総務課長、もうちょっとはっきり機能別消防団はこういうことをやりますということの説明していただきたいというふうに思います。

総務課長（松岡勝也君） 定数を埋めるという数字合わせのための募集ではございません。それはやはりなかなか現状として、消防団になかなか入っていただけないというのが実際、現状にあります。そういうところで、やはり役目としまして、先ほど申し上げましたけれども、本当に近くにいる経験者が一番大事でありまして、駆けつけるところがやはり一番、夜でも本当に、消火栓、そういったホースの格納庫に近い方が一番経験者で寄って行っていただければ一番、消火のため

に駆けつけていただくということで、内容的には消防だけではなくてやはり人命救助とかそういったところの活動に協力していただきたいというところがございますので、各班の状況等は各部団長把握していると思っておりますけど、積極的にやはり声かけをしながら募集をしていかなければ、やはりこういった制度を立ち上げて、一回辞めた方が入るといことはなかなか勇気が要るといいますか、気分的にも現役がいるのになかなか出しゃばるといふそういった方もなかなかいないと思っておりますので、やはり地域を守るという精神の方を積極的に現団員が声をかけて、OBの方に声をかけていかなければなかなか募集するのも厳しいのかなと思っておりますので、やはり機能別消防団をつくっていかないと高齢化する中で、300名以上おりますけども、現実的に活動するときにはやはりそう集まらないという状況ですので、こういった組織はつくっていく必要があるかなというふうには考えております。

議長（渡邊誠次君）　ここで暫時休憩をいたします。11時15分から再開をいたします。

（午前11時03分）

議長（渡邊誠次君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時45分）

町長（北里耕亮君）　ただいま議題となっております議案第54号、小国町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、先ほど来からいろいろな議論がされております。より議論を深めていただくために、執行部といたしましても議会運営委員会の思いやそういった部分をかんがみまして、一度この議案は本日下げさせていただきまして、再度、機能別消防団をつくるという意味では同じ思いではあるかと思っておりますけども、さらに深めていただくということで、会期中に間に合いませんので、また後日いずれかの時点で上程をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君）　ただいま北里町長より御報告がございましたが、経過を御報告をいたします。

さきほど議運長より、議会運営委員会を開く旨御提案がございまして、議会運営委員会を開きました。執行部との協議の結果、先ほど町長の御報告のとおり審議を継続したいとお申し出のとおり、議案第54号、小国町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については執行部より取り下げの提案がございました。

お諮りいたします。

町長の御報告のとおり、54号につきましては本定例会では取り下げるといふ形で、後日臨時会を開き上程するというところでございますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君）　異議なしということで、これより日程第7に入ります。日程第7、「議案第55号 阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題

といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君） それでは、議案集3ページをお開き願いたいと思います。

議案第55号 阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について  
地方自治法第286条第1項の規定により、阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務を変更し、阿蘇広域行政事務組合規約の一部を次のとおり変更する。

平成29年12月7日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

阿蘇広域行政事務組合規約の一部を変更する規約といたしまして、阿蘇広域行政事務組合の規約の一部を次のように変更するという事で、後で資料(5)がございますけれども、資料の(5)で詳しく説明いたします。

内容といたしましては、第3条中に第2号を削るということと、第3号を第1号とし、第4号から第14号までを2号ずつ繰り上げる。第12条第2項中に「第13号」を「第11号」に改める。また、第13条から第15条を削るということと、附則として、この規約は知事の許可のあった日から施行するという事で、提案理由といたしましては、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

資料といたしましては、右肩に資料(5)といたしまして総務課と書いてありますのが今回の新旧対照表でございます。今回の訂正の右側のほうが旧の規約でございます、左が新というふうになっております。今回、広域行政に伴います事務処理等が終了したということ、また基金の取り崩し等によって事業の計画関係の事務がなくなったということ、基本的にはそういった理由で規約を変更するものでございます。

右のほうにありますように「共同処理する事務」ということで、ここに書いております広域にわたる総合的な計画の策定並びに当該計画に基づく事務の実施及び連絡調整に関する事務というのがそれぞれ右のほうから2つございます。阿蘇管内の阿蘇市から西原村までの7市町村の関係するところが事務がなくなったということ、変更のほうではこれを削除しております。そのことによりまして、3、4、5とずっとございますけれども、全部繰り上がって3が1、4が2というふうに繰り上がって、次の2ページ、3ページまで、14までが全部2項ずつ繰り上がるということでございます。

4ページでございます。4ページにつきましては第12条の表中の13号というところが11号に、号数が繰り上がった関係でここが訂正でございます。

それと、4ページのふるさと市町村圏基金の設置、これも事務がなくなったということ、こ

れが新しい規約のほうではなくなっているというところでございます。

また、5ページのほうの基金財産に対する出資市町村の権利、これも基金のほうが全部処理しているものですから、一応今回の規約からはなくなるというものが今回の規約の訂正でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） これより議案第55号について質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第55号、阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。午後は1時から再開をいたします。

（午前11時53分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（渡邊誠次君） 日程第8、「議案第56号 平成29年度小国町一般会計補正予算（第6号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君） それでは、議案集4ページをお開き願いたいと思います。上段でございます。

議案第56号 平成29年度小国町一般会計補正予算（第6号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、平成29年度小国町一般会計補正予算を別紙のとおり提出する。

平成29年12月7日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

それでは、補正予算書を御覧になっていただきたいと思います。まず1ページでございます。

平成29年度小国町一般会計補正予算（第6号）

平成29年度小国町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3千340万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億7千315万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年12月7日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

1ページでございます。第1表でございます、歳入歳出予算補正でございます。

今回の歳入の主なものは、地方交付税、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰越金、諸収入、町債による歳入を上げております。主な補正といたしましては、地方交付税のほうは交付税の留保を1千667万1千円補正に充てております。使用料及び手数料につきましては450万円ということで、これは住宅使用料及び鍋ヶ滝公園の入園料が主なものでございます。国庫支出金につきましては国庫負担金、国庫補助金及び国庫委託金ということで、主なものとしましては国庫補助金の2千267万5千円ということで、これは地方創生の交付金が主なものでございます。県支出金、これはマイナス6千541万円ということでございます。主な要因といたしましては、地籍調査の町の割当額の全体的な減というのが主なものでございます。寄附金、これは一般寄附でございます。次に、繰越金の1億1千600万円、この内訳といたしましては、前年度の実績収支の2分の1を財政調整基金のほうに積み立てるとということで1億1千500万円と、あと100万円につきましてはゆうステーションからの寄附、合わせて1億1千600万円を今回繰り越しているところでございます。町債でございます。3千680万円ということで、後で詳細が出ていますけれども、過疎債、また公共土木債、一般補助の施設整備債ということで3千680万円でございます。補正の歳入といたしまして、合計1億3千340万円ということで、補正前の額に対しまして2.3%増の歳入補正ということでございます。

次、2ページでございます。歳出でございます。

款の主なものとして、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費、諸支出金というふうな歳出でございます。

主な歳出のものとして、総務管理費の2千518万1千円ということで、これにつ

きましては積み立てもしておりますけれども、地籍関係のマイナスということで、積立金の先ほどの1億1千600万円と地籍のほうのマイナスということで2千518万1千円の歳出増というふうになっております。

次、民生費でございます。民生費は社会福祉費と児童福祉費ということで、これにつきましては全体的に歳出につきましては人件費関係、諸手当、共済費等が今回全体的な12月補正で計上させていただくところでございます。社会福祉が420万2千円ということで、児童福祉が417万1千円ということで、これは出生祝金、また職員手当、共済費が主なものでございます。

衛生費142万円、これも職員手当等が主でございます。

次、農林水産業費の農業費でございます。7千62万円ということで、これは循環型農業の推進ということで主に薬味野菜関係の工事費が主なものでございます。林業費130万円ということで、これは今年の7月の豪雨災害によります林業施設の補助金でございます。

次、商業費の商工費でございます。465万円ということで、これは鍋ヶ滝の工事委託関係です。鍋ヶ滝に向かいます道路の新しいルートの見積りの費用でございます。

次、土木費の主なものとしましては、道路橋りょう費700万円、住宅費286万円ということで維持関係の補正ということでございます。

次、消防費351万1千円、これは避難所等のトイレ、または非常用電源等の整備に伴う補正でございます。

教育費177万8千円、これも熊本地震に伴います地域コミュニティの施設の補助でございます。

災害復旧費250万円ということで、公共土木債での災害復旧でございます。

諸支出金ということで、特別会計への繰出金180万1千円ということで介護保険に伴います特別会計への繰出金でございます。

歳出合計1億3千340万円という今回の歳出補正でございます。

次、5ページでございます。第2表、地方債補正でございます。

起債の目的といたしまして、出生祝金、これが今回過疎のソフトを使った補正ということで増額の120万円ということで、限度額補正後420万円ということでございます。次、ゆうステーション周辺整備事業、これは過疎債のほうを考えております。補正が1千500万円ということで、合計の2千550万円ということでございます。地方創生拠点整備事業ということで、これはゆうステーション関連の事業の分でございます。これが事業費的には1千980万円ということで、限度額の補正後は2千290万円。その下の公共土木施設災害復旧事業費、これが80万円増額の1千980万円ということで、今回補正後の地方債につきましては合計11億5千36万3千円ということで、地方債補正前の増額といたしまして3千680万円の地方債の増額の補正ということでございます。



それでは、8ページの歳入のほうから説明いたします。

歳入の主なものといたしまして、8ページから、先ほど申しました地方交付税1千667万1千円ということで、交付税の留保によります不足分を交付税から今回歳入に充てさせていただきます。

次、使用料及び手数料、これにつきましては土木使用料が住宅関係の使用料が200万円、商工使用料といたしまして鍋ヶ滝の入園の使用料の増ということで250万円。

その下、国庫支出金ということで、災害復旧費国庫負担金ということで当年度の公共土木債166万7千円ということで66.7%分の負担減でございます。

次、国庫支出金ということで、民生費の補助金35万1千円ということで、内訳としましては地域生活支援の補助金とシステム改修補助金ということで合計の35万1千円。

その下、総務費の国庫補助金といたしまして、これは社会保障税番号制度の補助金の増額でございます。

その下、地方創生の交付金ということで地方創生拠点の整備交付金ということで、薬味野菜の造成関係、整備関係、建築関係の補助金ということで、2分の1の補助金で2千200万円でございます。

一番下、国庫委託金の民生費委託金ということで19万7千円、これは委託金の増でございます。

次、9ページでございます。県支出金でございます。県補助金関係です。これは、一番上の総務費の補助金ということで、地籍調査の全体事業費の減に伴います県の補助金のマイナスということで、7千281万円の減でございます。

次は、農林水産業費の県補助金といたしまして540万円、これは機構集積協力金交付事業補助金ということで、法人かみだの集積に伴う補助金でございます。

次は、災害復旧費の県補助金ということで、これは熊本地震によります避難所のトイレ改修や非常用電源の整備関係の補助金でございます。

次、寄附金でございます。これは、ふるさと寄附金ということで、これは後で歳入のほうでも出てきますけども、先ほどにありましたけども木魂館への寄附という形で、今回補助金の寄附金をいただいているものでございます。

次、繰越金です。これは、先ほど冒頭で御説明いたしましたように、前年度の実績収支の2分の1分の財政調整基金の積立1億1千500万円とゆうステーションからの寄附金100万円、合計1億1千600万円の繰越金でございます。

その下、雑入といたしましては悠ゆう館の施設の収入関係、高齢者等の支援の収入ということで、それぞれ10万円の合計20万円でございます。

次、町債でございます。民生費の町債でございます。これは出生祝金の30万円の4名分とい

うことで120万円、これは過疎ソフトで今回起債をさせてもらうものでございます。

次、農林水産業費の農業債、これは地方創生拠点整備事業としまして薬味野菜の建築関係でございます。これが1千980万円でございます。

その下、ゆうステーションの周辺整備事業ということで、薬味野菜に関連する造成分でございます。これは、過疎でございます。地方創生のほうが一般公共施設整備債で、今回起債するものでございます。

その下の災害復旧事業費80万円、これは公共土木債の現年債分でございます。

それでは、10ページから歳出でございます。

総務管理費の一般管理費といたしまして、職員手当ということで、今回12月に全体的な時間外手当、共済費関係を12月に手当を全体的な補正をさせていただくということで増額になっております。

その次の使用料及び賃借料ということで、駐車場の借上料ということで、コミュニティ等が発注になりまして、いよいよ役場裏の駐車場も半分以下使えないということで新たに駐車場を借り上げる必要があるということで、この分、駐車場借上料を増額させていただくものでございます。

次、委託料ということで、これは財産管理費でございます、78万円。これにつきましては、黒淵の旧教職員住宅の土地の分と、それと悠ゆう館の建物につきまして、現在、建物につきましては社会福祉協議会が利用しておりますけども、黒淵の教職員住宅につきましては土地のほうの小国町ということになっております。悠ゆう館につきましては建物が町で、土地が社会福祉協議会ということでございますので、不動産鑑定をさせていただいて、今後話を進めるための鑑定委託料でございます。

次、積立金でございます。これは先ほどから重なりますけど、財政調整基金の積立1億1千500万円と、悠木の里づくり事業の積立金100万円でございます。

次、諸費といたしまして12万円。これは防犯灯のLEDの補助金でございます。非常に申請が増えておりまして、その関係で補助を増額させていただくものでございます。

8番目の地籍調査費でございます。先ほど申しましたように、平成29年の割当が全体的に熊本県下も6割程度しか割当がないと、そういった関連で小国町におきましても割当が大きく減額されたということに伴います減額でございます。一番大きいのは委託料のマイナスの9千370万5千円ということが今回の大きい減額の要因でございます。

一番下の地域情報基盤管理運営費ということで、委託料80万円ということで、これは光ファイバーの工事関係に伴います隣接工事に伴います委託料でございます。北河内から下巢間に工事が入っている関係でそれに伴います光ファイバーの委託でございます。

次、11ページでございます。総務管理費の社会保障税番号制度です。これにつきましては、個人情報保護関係のセキュリティ関係の改修ということで、改修費の委託料は減額になりますけ

ども、負担金ということで48万6千円増額させていただくものでございます。

次、総務費、徴税費でございます。これにつきましては、先ほど申しましたように年間的な時間外手当関係の共済費の増額でございます。その下、戸籍住民関係も同じくでございます。

次、選挙費、これにつきましては精算に伴います不足分を、今回費用弁償関係を補正させていただくものでございます。

民生費の社会福祉費、これにつきましても時間外の手当て、共済費関係、光熱費関係を実績に伴います補正をさせていただくものでございます。

そのほか、障害福祉費、これにつきましてはシステムの負担金、また障害者医療関係の返還金等が主なものでございます。

次、国民年金事務費ということで、これにつきましては人件費関係、時間外、共済費関係が主でございます。その他システム改修負担金等でございます。老人福祉費、高齢者等の活動支援促進施設費、これにつきましては時間外勤務の手当て、または光熱水費の不足する分の増額とさせていただくものでございます。

一番下のところで、児童福祉費の児童福祉総務費ということで、報償費ということで出生祝金30万円の4名分ということで120万円。そのほか、システム改修の負担金、及び保育園費です。こちらにつきましても時間外関係、共済費、一番下の委託金につきましては町外の保育に伴います運営費の委託金でございます。

次、13ページでございます。保健衛生費ということで保健衛生のこれにつきましても、職員手当、共済費が主なものでございます。

次、農業費でございます。上のほうから、農業総務費ということで、これも手当関係が主なものでございます。

農業振興費、これにつきましては、機構集積協力金の事業補助金ということで、農事組合法人かみだに伴います集積の協力の補助金ということでございます。

次、畜産業費ということで、負担金補助及び交付金ということで200万円、これはジャージー牛の血統登録ということで、これに伴いますジャージー牛の優良なジャージー牛を育成して安定する乳量を確保するための補助金ということで、今度初めて計上するものでございます。

次、循環型農業推進費ということで、こちらのほうが今回、薬味野菜関係の建築、あと造成、また備品関係の購入ということで、工事請負費が一番大きいもので5千400万円ということで、内訳といたしましては、地方創生の建築関係、薬味野菜の建築が3千500万円、薬味野菜の外構ということで1千500万円、備品購入580万円ということで、これは備品購入、一般の備品と冷蔵庫関係の購入ということで80万円と500万円を備品で購入させていただくというものでございます。

次、14ページの林業費でございます。林業振興費といたしまして130万円ということで、

これは今年の豪雨災害によります木材加工施設の補助金でございます。130万円でございます。

次、商工費、商工振興費といたしまして、主なものは償還金利子及び割引料ということで90万円。これはまちづくりの総合交付金の返還金ということで、けやき広場の当時事業を行った補助事業に対する今回の薬味野菜建て替え造成に伴います補助金の返還金でございます。

次、観光費でございます。委託料ということで250万円。測量設計委託料ということで、鍋ヶ滝公園にお客さんが非常に多くなったということで、バイパスを検討するということでその検討するための委託料でございます。

その下、負担金補助及び交付金110万円ということで、これは阿蘇地域の観光推進協議会負担金ということで、西日本新聞によります阿蘇のPRを福岡方面で行っていくという、そのための負担金でございます。

その下、土木管理費、土木総務費、これも共済費関係でございます。

その下、道路橋りょう費の道路維持費ということで700万円。これは道路の路面・側溝修繕、路側修繕等の維持関係の補正でございます。

次、住宅費でございます。住宅管理費の200万円、これも内容としましては時間外手当てと共済が主なものでございます。

次、15ページでございます。住宅管理費の続きの分で需用費200万円でございます。これは、住宅関係の明け渡し後の修理、草切り、スロープ等の修繕が主なもので、200万円計上させていただくものでございます。

次、消防費でございます。非常備消防費でございます。これは旅費が精算によります不足分を計上させていただくものでございます。

次、災害対策費といたしまして、職員手当て、これは災害対策と不足する分を今回計上させていただくものでございます。

次、工事請負費ということで、これは指定避難所に伴いますトイレの改修及びそういった関係の整備の工事費150万円でございます。

次、備品の購入ということで、指定避難所に非常用電源を購入して整備していこうということで、今回150万円、大体5台ぐらい考えているというところでございます。

次、教育総務費ということで、こちらも人件費関係が主でございます。時間外、共済費関係の不足する分の計上でございます。

次、公共土木施設災害復旧費の補正でございます。工事請負費250万円ということで、現年災、河川災の分でございます。250万円でございます。

次、16ページでございます。地域施設災害復旧費ということで地域コミュニティ施設災害復旧費ということで、50万円。これは熊本地震の基金によります地域コミュニティ施設等の補助金でございます。これは、場所的には市井野及び江古尾の天満宮の被災に伴います補助でございます。

ます。

次、一番下、特別会計繰出金ということで、これは介護保険特別会計への繰出金ということで、180万1千円ということで繰出金で補正させていただくものでございます。

以上、一般会計の補正予算の概要説明ということで終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） これより議案第56号について、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

11番（松本明雄君） 11番です。ページは12ページ、児童福祉費の中の出生祝金、補正を組むほど子どもさんが増えるということは非常にいいことだと思っております。今年120万円も付いているので相当な数だと思うんですけど、年間大体今年度ほどのくらいを見込んでいるのか教えていただきたいと思えます。

福祉課長（木下勇児君） こちらにつきましては、当初予算で300万円の予算を計上させていただいております。第3子以降のお子さんが生まれたときの祝金ということで、一人当たり30万円の支給ということで、当初10人分を予定して計上させていただいております。

今回120万円を追加ということで、14名の方を予定しているところです。現時点で母子手帳等の交付が終わっていますので、4月上旬の出産予定の方までを含めたところで今回補正予算のほうの数は計上させていただいているところです。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

6番（時松唯一君） 6番、時松です。最初のほうの説明の中で、目、節、それから説明の中で残業手当が約825万円となっていますけれども、いろいろ事務的なこともあるかと思いますが、そこら辺の説明をお願いいたします。

総務課長（松岡勝也君） 今回、12月に一回補正を年間を通じて、4月当初予算につきまして実績的に時間外が生じたということで合わせて時間外と共済費を、今回12月で全体的なそれぞれの課の見通し等、実績等を見越して今回時間外の補正をするというものでございまして、6月、9月中ほど補正をするという形もありますけれども、12月のところである程度、今の状況等を見越しまして補正をさせていただくというものでございます。

6番（時松唯一君） 今の説明の中で、やはり質的な問題もあるかと思えます。十分職員のレベルアップをしっかりとやりながら、やはり825万円という数字はどうしても私から考えてみれば少し多すぎはしないかなと。もう少し管理体制をしっかりと、またいろんなケアもあるかと思えますけれども、しっかりした対応をしていただきたい。

以上です。

総務課長（松岡勝也君） 時間外につきましても、議員が言われますように極力無駄な時間を費やさない、また極力振替休日等でやっている部分がございますが、必要な時間、メリハリをつけた時間外の届け出、そういったところを注意していきたいというふうに思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 災害対策費等について、あるいは災害復旧費についてなんですけれども、歳入のほうでは熊本地震の復興基金からの200万円、補助金が県から入っているわけなんですけれども、歳出を見ると、この復興基金分は指定避難所の機能強化の分が工事費と、あと備品購入が合わせて300万円、それと地域コミュニティで先ほど市井野か江古尾かの天満宮とおっしゃいましたけど、それが50万円で350万円ということでしたが、200万円の差額の150万円というのは、これは市町村が負担しないといけない決まりになっているんですか。

総務課長（松岡勝也君） 歳入のほうの200万円でございますけども、これは熊本地震の復興基金からの原資はそちらのほうからですけれども、それぞれ2分の1の補助ということで、トイレ改修が150万円、非常用発電が150万円で、2分の1が補助金でございますので150万円。一方、コミュニティ等の天満宮関係の補助が2分の1で50万円ということで、合わせて50万円の補助で、歳入は合わせて200万円ということでございますので、トイレ改修及び発電関係につきましての2分の1は町の持ち出しとなります。

コミュニティ等につきましては地元のほうの実績に伴います補助金ですので、残りは地元が負担をするというような形になります。

5番（児玉智博君） 町の施設だから町が2分の1は出すということでわかりました、理解をしました。

それで重ねて伺いたいのが、トイレ改修150万円ということでしたが、おそらく洋式トイレにしてもらいたいという意見がどこでもありますので、そういうことだと思うんですけども、これは何カ所分の工事費になりますか。

総務課長（松岡勝也君） 一応場所的には事務局としては決めているのですが、一応指定避難所は小さい子どもさんが使う小さな便器のところを洋式のほうに一応3カ所、150万円で1カ所50万円と見込んで、3カ所を改修しようかなというふうに考えております。

5番（児玉智博君） 大体指定避難所というのは旧学校が多いのかなというふうに思うわけですけども。3カ所と言っても、大体男子便所、女子便所というふうに分かれていて、1カ所50万円で本当に済むんですかというのがちょっと疑問なんです。

総務課長（松岡勝也君） 今回の熊本復興基金によります指定避難所等のトイレ改修は1カ所75万円が上限となっていますので、一応150万円で便器の3基を見込んで、ちょっとトイレだけでなく、若干入り口のドアとかも影響する場所もありますので、一応3基の改修で、1カ所の学校で済むのか、2カ所の学校のトイレになるかというのはあれですが、一応75万円の上限がありますので2カ所を考えているところでございます。

5番（児玉智博君） それは、じゃあどこをやるんですか。

総務課長（松岡勝也君） 一番考えているのが蓬萊小学校、体育館の横をちょっと急ぐ必要がある

かなと思って、今考えているところでございます。

5番（児玉智博君） 私も地元のほうからずっと前からそういう意見は聞いていますので、それはやらないといけないことではあるんですけども、おそらくそれ以外にもまだ洋式化されていない避難所はあると思うんですけども、それはじゃあ今回あわせてやらないんですか。

総務課長（松岡勝也君） 全て洋式化になっているというわけではございませんけども、今回、県のほうの予算的な問題と、1カ所75万円上限というのがありましたので、一応2カ所で要望を上げているというところでございます。

この前から防災まちづくり、復興まちづくりの懇談会をやりまして、それを踏まえて、また追って平成30年度、またそちらのほうでも取り組んでいきたいというふうに思っております。

5番（児玉智博君） それは、ぜひ、本当にたくさん意見が出ていましたので、やはりそれに応えなければ何のための防災懇談会だったんだというふうになりますので、そこはぜひよろしく願いしたいと思いますが。

それと、地域コミュニティの施設のほうです。これは天満宮ということでしたので、それはもちろん神社仏閣にも使えるのが熊本復興基金なんですけど、同時にこれは自主避難所として使われたような集会所関係、これは地域からの要望というのはなかったんですか。

総務課長（松岡勝也君） 町民の皆さんに回覧板というか、それぞれ、最初は回覧板で回して、その後、各軒に行き渡るようにお配りして、意見として上がってきました現場を見て、被災の状況がちょっと弱いといいますか、そういったところがありまして、集会所等もできるんですがちょっと弱いというところで、実質予算化するまで至らなかったというところでございます。

あくまでも熊本地震による被災ということで、ヒビが入ったぐらいと言ったら失礼なんですけど、そういった、ある程度かなり被災しているという状況等が見えなければちょっと要望するのにも厳しいというところございましたので、予算化する施設はちょっとなかったというところでございます。

5番（児玉智博君） 最後に。地元からの要望は結局あったけども、そういう県の基準が厳しいから使えなかったというのが現状だと思うんですが。ちょっとわかればお答えいただきたいんですけど、じゃあその後、そういうところは自力で修理されたのか、それともそのままにされているのか、あるいは修繕したのであれば、大体どれくらい地元が負担されたかというのはわかりますか。

総務課長（松岡勝也君） 終わっているかどうかはちょっとまだ確認はしていないんですが、確か1カ所については改修というか、それを含めていろいろ周辺整備をしていると思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第56号、平成29年度小国町一般会計補正予算(第6号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(渡邊誠次君) 全員挙手でございます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議長(渡邊誠次君) 日程第9、「議案第57号 平成29年度小国町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

福祉課長(木下勇児君) 議案集4ページの下の段をお願いします。

議案第57号 平成29年度小国町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について  
地方自治法第218条第1項の規定により、平成29年度小国町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を別紙のとおり提出する。

平成29年12月7日提出

小国町長 北里耕亮

です。

平成29年度小国町国民健康保険特別会計補正予算書のほうを御覧いただきたいと思います。

1ページをお願いします。

平成29年度小国町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

平成29年度小国町の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5千769万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月7日提出

小国町長 北里耕亮

補正予算書の4ページのほうをお開き願いたいと思います。中ほどの歳出のほうから説明させていただきます。



目の1、一般被保険者高額療養費の節19、負担金補助及び交付金といたしまして1千万円を計上させていただいております。こちらは、上半期の一般被保険者高額療養費の支出が当初見込みより高くなっておりますので、今後の支出を見込んで増額をお願いするものです。

次に、上段の歳入について説明させていただきます。

歳出の一般被保険者高額療養費の1千万円の財源といたしまして、全額を高額医療費共同事業交付金で充当するものです。

説明は以上です。よろしく御審議お願いします。

議長（渡邊誠次君） これより、議案第57号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第57号、平成29年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第10、「議案第58号 平成29年度小国町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

福祉課長（木下勇児君） 議案集の5ページをお願いいたします。

議案第58号 平成29年度小国町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、平成29年度小国町介護保険特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

平成29年12月7日提出

小国町長 北 里 耕 亮

です。

こちらも補正予算書のほうをお願いいたします。補正予算書1ページをお願いいたします。

平成29年度小国町介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成29年度小国町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千455万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9千224万8千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月7日提出

小国町長 北 里 耕 亮

こちらで歳出のほうから説明させていただきます。7ページのほうをお開きください。

総務費の目の1、一般管理費で節の7、賃金から、節の12、役務費までは国の補助事業でケアプラン点検推進等事業実施に伴う経費として合計で15万円を計上させていただいております。この事業は、サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームの入居者に対するケアプランの点検を行い、介護支援専門員による基準に基づいた利用者の自立支援に資する適切なケアプラン作成を推進することでケアプランの平準化を図ることを目的に行う事業です。

次に、保険給付費、目の1、介護サービス等諸費、節の19、負担金補助及び交付金といたしまして、居宅介護サービス給付費から居宅介護住宅改修費まで総額で3千980万円の補正をお願いするものです。こちらは、上半期の給付実績をもとに年間の給付額算出を行いました。今回、その額を増額をお願いするものです。

次に、目の1、介護予防サービス等諸費、こちらにつきましても、先ほどの介護サービス等諸費と同様、上半期の給付実績をもとに年間の給付額を算出し、今回2千410万円の減額をお願いするものです。

次の目の1、審査支払手数料から8ページの3段目、高額医療合算介護サービス費、こちらまで同様に上半期の給付実績に基づいた年間の給付額を算出したものです。審査支払手数料が80万円、高額介護サービス等費、こちらが70万円をそれぞれ減額、特定入所者予防サービス費が5千円、高額医療合算介護サービス費が20万円のそれぞれの増額の補正をお願いするものです。

次に、款の3、地域支援事業、こちらは下の段の目の5、生活支援体制整備事業費につきましては、総合事業における多様なサービス、担い手確保に向けた生活支援介護予防サービスの体制整備に向けて協議体を庁内で組織して検討をしているところです。その協議体の会合の回数を、今回増やして実施したいと考えております。会議の費用弁償として8万8千円を増額をお願いするものです。こちらは費用弁償ということで、一人当たりは2千円のところで算出しております。

その上の目の1、包括的支援事業費の使用料及び賃借料につきましては、庁舎内の情報セキュリティ強靱化によるインターネット環境整備のほうが想定していた期間よりスムーズに移行できたことに伴い、パソコン使用料の8万8千円を減額するものです。

続いて、6ページのほうをお願いいたします。歳入につきましては、保険料の目の1、一号被保険者保険料の特別徴収保険料を、7月の本算定を踏まえ今年度歳入が見込める金額を算出し、当初予算から2千100万円を減額するものです。

款の3、国庫支出金から6の繰入金まで、こちらは歳出の一般管理費や保険給付費、その費用について、それぞれの費用負担を割合で算出し財源充当を行ったものです。

款の7、繰越金につきましては、1の保険料から7の繰入金までの歳入可能額を算出しまして、なお不足が見込まれる額2千360万円を繰越金で充当させていただくものです。

説明は以上です。御審議をよろしくをお願いいたします。

議長（渡邊誠次君） これより、議案第58号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 1点だけ。歳入の保険料の減額補正です。特別徴収保険料、これは特別徴収ですから、基本的に年金が支給される前にその分をそれから徴収して、その後、年金が御本人に支払われるという仕組みになっていますので、よっぽど、これは収入未済とかじゃなくて、やはりこれは想定していたよりもあまりに65歳以上の被保険者の人の収入が少なかったから、その分保険料も入ってくる分が少なくなったというような理解でよろしいですか。

福祉課長（木下勇児君） 町の当初予算の予算編成の部分にちょっと起因するところのほうが大きいです。介護保険につきましては、まず、特に保険給付費につきましては被保険者の方々の保険料、国・県・支払基金、あと町の応分の負担で成り立つ仕組みになっています。ただ、歳出につきましては、当然前年度の実績等を見込みながら、前々年度の実績も見込みながら歳出の予算を組みます。それに必要な保険料であったり、国、県、町の費用を歳入という形で組まさせていただきます。その時点では、非常に保険料が厳しいというのは当初でも想定はできる部分はあるのですが、それを充てる財源がその時点ではないものですから、一旦膨らんだ形にはなりますけども、保険料も少し膨らんだ形で組まさせていただきました。今回それに充当できる前年度の繰越金は、実際はその中には県の貸付金を昨年借りております。その分が昨年はほとんど使わずに本年度のほうに繰越ができていうことで、それが今回充てて予算が、歳入歳出のバランスが今取れているという状況になっています。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第58号、平成29年度小国町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第11、「諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（北里耕亮君） それでは、議案集の最後のページをお開きください。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成29年12月7日提出

小国町長 北里 耕 亮

記といたしまして

住 所 小国町大字北里2461番地

氏 名 北里 康二

生年月日 昭和31年4月20日生

提案理由としまして、平成30年3月31日をもって、現委員の坂田徹志郎氏が任期満了となるためでございます。

まず、人権擁護委員の推薦という部分について少し法令がありますのでお話をさせていただきます。

人権擁護委員法第6条第3号では、市町村長は法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に関わる者及び弁護士会その他云々と、ちょっと長く書いてありますが、その市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないとされております。

任期は3年で、小国町の委員の定数は4人でございます。現在4人いらっしゃいますが、先ほど提案理由で言いましたように、坂田さんが任期満了となるということで北里さんをお願いをするものでございます。

それで、北里康二さんについて、もう御案内だとは思いますが触れていきたいと思っております。年齢は61歳。役場に昭和56年4月から役場にお勤めをいただいて、今年の3月末で定年退

職をしております。行政職員として小国町役場に長年携わり、人権教育・人権啓発の推進において積極的な活動に努めておられます。また、公私にわたり幅広く社会貢献活動をされ、住民からの信頼、人望にも厚く、人権擁護委員として人格見識ともに適任者であると思われると思いますので、ここに提案をさせていただきます。

どうかよろしくお願ひ申し上げます。

議長（渡邊誠次君） これより、諮問第1号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決の方法は慣例により無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（渡邊誠次君） ただいま出席議員は11人であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定より、立会人に1番 穴井帝史君、及び11番 松本明雄君を指名いたしたいと思ひます。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 御異議なしと認めます。よって、立会人に1番 穴井帝史君、及び11番 松本明雄君を指名いたします。投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

議長（渡邊誠次君） 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載願ひます。なお、白票がありましたときは、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（配付漏れなし）

議長（渡邊誠次君） 配付漏れなしと認めます。投票箱をあらためます。

（投票箱確認）

議長（渡邊誠次君） 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票をお願いいたします。

(投票)

議長(渡邊誠次君) 投票漏れはありますか。

(投票漏れなし)

議長(渡邊誠次君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

1番 穴井帝史君、及び11番 松本明雄君に立ち会いをお願いいたします。

(開票)

議長(渡邊誠次君) それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 9票

反対 2票

以上のとおり、賛成多数でございます。

よって、議会は諮問のとおり適任とすることに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(渡邊誠次君) 日程第12、「議員派遣報告について」を議題といたします。

この件については、別紙お手元の配付資料のとおり小国町議会会議規則第129条の規定により、9月議会以後、今日まで各研修会などに議員を派遣いたしましたので、御報告をいたします。

議長(渡邊誠次君) 日程第13、「行政報告」。

執行部より報告事項がありましたら、お願いをいたします。

町長(北里耕亮君) では、行政報告をさせていただきます。

まず、ちょっと事務的な話を先にさせていただきますが、平成29年度の職員採用の試験を行いました。通常どおり一般職3名程度ということで、面接も行いましてしてございましたところ、請書が出る前にお一人辞退というかそういう部分をされましたので、行政内部で考えまして再度追加試験を今後1月ぐらいに行っていきたいと思っております。二次募集という言い方ですが、一般事務職が1名程度。夏も建築士というか建築部門の職員を、なかなかこれは3回連続でございしますが、いらっしゃいませんけども、再度募集をしていきたいと思っております。建築関係が1名程度、合わせて2名程度を、試験日が仮の予定でございますけども平成30年1月21日に予定をさせていただきます。その件は以上でございます。

あと、3月議会に人事案件の予定が、少し人数が多いのであらかじめ申し上げておきたいと思います。平成29年度中、3月議会の人事案件が選挙管理委員が4名、全員でございます。それから教育委員が1名でございます。そのような予定でありますので、お願いを申し上げたいと思います。

それから、あとは日程でございます。1月3日が成人式、1月5日が出初め式でございます。よろしくお願いを申し上げます。

それから、本日の挨拶のときにも少し述べさせていただきましたが、私ごとでありまして、貴重な時間をお借りして少しお話をさせていただきたいと思います。

結論から申し上げますと、再来年の4月の町長選、次期選挙でございますが、私は出馬をしないというふうに考えております。12月に入りまして少し地元で報告をさせていただきまして、そのように思っております、今回議会の皆さま方にも報告を申し上げたいというふうに思っております。

なぜかと言いますと、皆さま方の御協力やいろいろな部分の御支援をいただきまして今3期目でございますけれども、3期全うすると12年という年を重ねます。3期が長いとか短いとかいうのは私から言うべきことではないと思いますが、一つ12年というのを私は私なりに区切りとかそういうふうな思いをしておりましたものですから、この3期を迎えると同時にそのような判断をさせていただきました。

思い起こせば、なかなかあった状態から今11年目でございますけれども、財政的な部分で厳しい状況が続いておりましたが、今現在も厳しいんですけども、危機的な状況は脱したかというふうな部分や、今まで3期、町議会の皆さま方とともに議論を深めさせていただきまして、私の力不足のところも当然ありますけれども、「小国町がよりよくなるために」という合い言葉のもとに、議員の皆さま方からいろいろな御意見をいただいて進めてきたわけでございます。まだ、本当は満足して辞めますとかいうような言い方をしたいと思いますが、まだまだ道半ばで力不足というのは私自身自覚はしておりますけれども、新しい風を入れるとか、次の方に委ねるという考えもやっぱりよいのではないかという判断になりました。判断するのは自分でありますので、このような発言をさせていただきます。

また、なぜこのタイミングで、少し早いんじゃないかという思いもあるかもしれませんが、もう決心が固まっているのであれば、早く表明をさせていただいて、先ほど言いました新しい風だったり、次の方という部分を、思いがある方は、もしくは思いがなくても今から思いを寄せる人が早めに現れて、町民運動というんでしょうか、そのような部分に「次はどなたがいい」というようなそういうような部分にもなればよいのではないかというふうに正直に思ったわけでございまして、そのような理由から、この12月という少し早い時期ではありましたけれども、皆さま方に報告をさせていただきたいというふうに思います。

次は何をするかとかいろいろ深い話もあるかと思いますが、あまりこの行政報告の場ですから、一応もう次は出ないということにとどめまして報告をさせていただいたというわけでございます。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。お疲れさまでございました。

（午後2時10分）



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（1 番）

署名議員（1 1 番）

# 第 2 日

平成29年第4回小国町議会定例会会議録

( 第 2 日 )

1. 招集年月日 平成28年 12月11日(月)  
1. 招集の場所 小国町隣保館  
1. 開 会 平成29年 12月11日 午前10時00分  
1. 閉 会 平成29年 12月11日 午後 3時17分

1. 応招議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小 田 宣 義 君 書 記 穴 井 桂 子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君	教 育 長 麻 生 廣 文 君
総 務 課 長 松 岡 勝 也 君	教 委 事 務 局 長 横 井 誠 君
政 策 課 長 清 高 泰 広 君	産 業 課 長 澁 谷 洋 典 君
情 報 課 長 佐 々 木 忠 生 君	税 務 課 長 橋 本 修 一 君
建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君	住 民 課 長 生 田 敬 二 君
福 祉 課 長 木 下 勇 児 君	保 育 園 長 児 玉 敦 子 君
会 計 管 理 室 長 藤 木 一 也 君	

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

## 議事の経過 (h. 29. 12. 11)

議長（渡邊誠次君） 皆さま、おはようございます。

本日は、12月定例本会議2日目でございます。

ただいま出席議員は12人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（渡邊誠次君） 日程第1、「一般質問」。

本日は一般質問1日目となっていますので、直ちに質問に入ります。なお、本日の質問者は、まず、松本明雄議員、次に、熊谷博行議員、続いて、松崎俊一議員、北里勝義議員、時松唯一議員、大塚英博議員となっております。よろしくお願いをいたします。

それではまず、11番、松本議員、登壇を願います。

11番（松本明雄君） 11番、松本です。

12月に入りまして、今年は寒さのほうが多く来て、身にしみております。皆さまも風邪を引かないように頑張ってくださいと思います。

今年のニュースとしては、工業部門では紙がありますけれど、その紙をチップを使わずに作る方法を考えた企業があります。これによりまして、ほぼ半分はその紙に変わるだろうという話をしています。そうなれば、やっぱり森林の活用のほうも変わってくるだろうと思います。この紙は、水を使わずに石灰岩から作られます。それですので、今使っている企業としては、スシローのメニュー表に今使われてきているそうです。今後一段とその紙が水に濡れても強いとか、印刷にも強いとかということで屋外でも使われる紙になりますので、相当普及していくことと考えておりますので、今後チップの使い方についてまた考えていく必要があるのではないかと思います。

それでは、一般質問に入らせていただきます。一つは、この前12月5日に執行部のほうにお願いしてありましたが、天神広場のほうに行っていました。情報課と産業課の方には非常にお世話をいただきました。特に産業課の方には薬味野菜の里の野菜を持って行って販売したところ、昼までに天気の悪い中でしたけれど、ほとんど売ることができました。非常にありがたいことだと思います。福岡の方々も野菜はやっぱり持って行って、今小さい野菜を欲しがっております。ミニ白菜、ミニ大根、やっぱり重量的に重い物は、高齢者の方がお客さんとしても多かったので、やっぱりなるべく少なくなるように、手荷物も小さくてすむような野菜が好まれたように見受けられます。

それでは、質問に入ります。第1番目には、同僚議員からもありました大観望トンネルの件なのですが、私はそこを視点を変えてしゃべらせていただきたいと思います。57号線が

今もまだ通れません。そして、今二重峠の下をトンネルを掘っている段階ではございますが、ここ3年すればそれも開通する予定になっております。それで、小国町としてもミルクロードを通してわかるように、霧があるとか、僕もいろんな質問をさせていただきました。冬は凍結して通れないとか、いろんな面もありますので、今、宮原から大観望の峠まではもう完全に幅員も広がって、直線はできていますけれど、大観望の峠から阿蘇町までここ3年の間にどうしても今のカーブを少しでも減らして、幅員を広くしていただくと距離的にも近くなります。今のトンネルができれば、約2キロぐらい短くなるという計算になっておりますので、小国町の方も熊本市内から来る方もそれを通して来れば、効果は大ではないだろうかと思います。今までに212号線期成会などでいろんな話が出ていると思いますけれど、今出ている話はどうなっているか、お聞きしたいと思います。

建設課長（佐藤彰治君） おはようございます。

212号線の件でございます。現在、おっしゃるとおり212号線についての期成会が活動しておりまして、期成会としましては、大分県、それから熊本県というような2県の構成になっております。一番昨今で御記憶のところは、212号線、杖立から下の分、大山日田間、このあたりが非常に脆弱な道路でございまして、このあたりを含めて抜本的な要望をしていこうというようなところで、杖立の一つはひぜんやのところからのダブルネットワークという趣旨のもとで、別ルートをとというようなところで、これもトンネル、隧道ということになりますけれども、筑後川の右岸側を熊本県側としては要望しているところでございまして、ただいかんせん管内が大分方面になりますものですから、そちらのほうについても大分県と関係者とあわせましてそうした要望を大分県側にもしているところでございまして、同時におっしゃる大観望でございますけれども、昨年の災害等々で通行止め等が212号、ミルクロード、それから387等、なかなか行き場所がないというような状況もございましたので、そうした中では一つの災害があった場合のダブルネットワーク化といいまして、1本だめでも2本目、3本目というようなルートが確保できるようにということで、更なるダブルネットワーク化を進めていくというところで、期成会としてもそういった旨で熊本県、それから同時に大分県もですけども、そうしたところでトンネルというような具体的なものを示しながら進めているところでございます。しかしながら、御存じのとおりトンネルとなりますと、なかなか国のほうも費用負担がかなりになっていくということで、即座になかなかスタートができない状況も現実でございます。

おっしゃる大観望の一番峠からはな阿蘇美、下りるところまで、この間、旧道の道路改良を進めてきて今現在の状況になっておりますけれども、おっしゃるとおりなかなか直線距離が短くて、カーブが急曲であるというような現状でございます。一部改良等を進めてきて現在の状況になってはおりますが、なおかつ非常にカーブがきついというような状況が、地形的にも外輪山というようなところで片切りでむけているところでございますので、なかなか拡幅というのは難しいか

などというようなところもございませぬ。ただ、おっしゃるとおり部分的には一部そういった拡幅もできる箇所もございませぬので、そうしたところはまた期生会、それから町としてもそうしたところの要望を県のほうに上げていきたいというふうに思ひます。

それから、なかなか日向きがいいのですけれど、部分的には立木等がございませぬして、なかなか冬場の凍結がありますところの陰切り、そうした部分については一部、一部と言ひませぬか、町としては要望し続けているところもございませぬ。なにぶん180度曲がるようなカーブもございませぬので、その部分については部分的に要望をしているところもございませぬ。

以上でございませぬ。

1 1 番（松本明雄君） 要望は要望でわかるのですけれど、なるべく今後二重峠の下にトンネルができれば、小国町の方々も霧が出る、冬は凍結するとなれば、国道を通ったほうが危険性はなくなりますので、ここ3年が勝負だと思ひますので、なるべくそういう話ももっていつてもらいたいと思ひます。今、直線が直線と言ひませぬけれど、その直線をつくるためにもいろんな工法があります。お金のかかる話ではありますけれど、386号線の鯛生金山のほうに行くとなると思ひませぬけれど、あそこのダムの上は直線をするために橋を架けていつています。ですから、そういうこともできるのですから、やっぱりそういう要望も出しながら、なるべく直線を多くして阿蘇に下る時間を少しでも早くしていただければ、今から国道を多く使うようになりますので、除雪関係から考えてもその辺は非常に将来的にはいいことだと思ひますので、小国町だけではなく、南小国町も含め、阿蘇町も含めて県のほうに要望書を書いていただきたいと思ひます。町長、その辺はどのようにお考えでしょうか。

町長（北里耕亮君） ちょうど先月でありましたけれども、阿蘇振興局との情報交換会、事業説明会の折にもその大観望からはな阿蘇美までのルートの部分で、今後交通量も3年ないし4年という部分での増えるという部分で、樹林帯と言ひませぬでしょうか、杉の木のかきとか、そういう部分が5、6年前に民間の民有林でありますけれども、県のほうから少し御指導いただいてと言ひませぬか、言いつていただいて、民有林のほうを少し下げて切つていただいた経験があります。そういう部分を引き続き行つていただくように要望をしております。あくまで民有林でありますので、その牧野と言ひませぬでしょうか、その入会という部分もあつたり、民有林でありますので、そこを話していくということでありました。それから発展した考え方だろうと思ひますけれども、期生会の位置づけとして少し難しいのは、あそこが期生会としては完了しているという位置づけであります。それを全線にわたつて大きく直線に行くというのは技術的にも少し難しい部分であるので、箇所箇所を具体的に示しながら、そしてやっぱり要望していかないと、全体的によく言つても、なかなかイメージがつかませぬので、ポイントを定めて、ここここここというぐらいの3カ所とか、2カ所とか、そういう部分を具体的に示しながら要望するのであれば要望していかなければいけないというふうにも思つております。国道でありますので、県所管でありますから

言っていきたいというふうには思っております。あの路線が、小国からミルクロードを通過して大津まで行く、小国から大観望を通過してはな阿蘇美を通過して、そしてトンネルを通過して大津まで抜ける、どちらが交通量が多くなるのかというのは、ちょっとまだ今のところわかりませんが、どちらにしてもしっかりした国道でありますので要望していきたいと思いますというふうに思っております。

11番（松本明雄君） よろしくお願ひしたいと思います。国道ですので、先に図面というか、大まかな、ドローンでも飛ばしていただいて、航空写真でどういうふうになるかまでの予定をつくりながら予算づけをしていただきたいと思います。

それでは、二つ目の質問に入りたいと思います。地震以降、いろんなところで防災訓練、マップを作ったり、いろいろ大変ではございますが、この前から集中豪雨のときにもちょっと質問させていただいたのですけれど、いろんなところに研修会やら行っているといろんな話を聞いてまいります。それで、この前、数年前から思っていたんですけれど、これは予算がかかることだからちょっと止めようと思ひながら聞いていましたら、これも国のほうの予算がつけられるということでもありますので、うちのはまだ地域マネージャーという件は入れていませんので、ちょっと御質問をさせていただきたいと思ひます。

この地域防災マネージャーは、ある程度の専門的な知識を持った方に来ていただいて、避難計画を立てたり、避難箇所を見ていったり、いろんな件で専門的な要素が入れられます。そして、もしも町長が不在のときであれば、総務課長と教育長なんか判断しなければなりませんけれど、この方がいればその方の判断も仰ぎながら早急なる避難をできると思ひますので、熊本県下では約半分のところが常勤、非常勤として入れておりますので、今後人の命を守るという面でもそういう方を入れていくのか、今後検討なさるのか、少しお聞きしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 地域防災マネージャーについての御質問であろうというふうに思ひます。実は、県からも知事公室危機管理防災課長の名前で町村長に紹介の文章がきております。地域防災マネージャー制度の活用についてということで、今お話がありましたように防災の専門性を有する自衛隊や消防などの外部人材を防災監や危機管理監として採用・配置するにあたっての財政支援を行うなど、地方公共団体などにおける専門的知見を有する防災担当職員の確保を県としても図っているということで、現時点において配置されていない市町村にあつては、熊本地震の経験を踏まえて大規模災害に備えるために自衛隊や消防などのOBの外部人材の採用・配置についての御検討をしていただくように御紹介をいたしますというような内容のものであります。地域防災マネージャーの採用・配置に係わる経費を特別交付税措置について措置をいたしますということでもあります。説明、ペーパーも県からいただいております、確かに特別交付税措置の対象になりますという部分であります。

少し調べてみましたところ、県内ではこの防災マネージャー制度というのは、申請をいたしま



して、ちょっと受講をして、セミナーとか、そういう研究会とか、養成研修とか、そういったものを受けられた方が防災マネージャーになるようになっております。この地域防災マネージャーとして今活動されているのは、県内では4市町村あります。熊本市、八代市、大津町、球磨村であります。そして、マネージャーとしての資格ではないのですけれども、自衛官のOBであったり、消防のOBであったり、警察のOBということで、防災の危機管理監であったり、専門員という名前であったり、係員であったり、様々な役職がありますが、そういった部分で赴いていただいている方が、言われたように半分ぐらいおります。その内訳は、非常勤であったり、常勤であったりという部分での構成であります。

小国町といたしましても検討しなければいけないのは、やはり水害や土砂災害が多い地域であります。地震もそうですけれども、そういった災害が多い地域にある小国町でありますので、こういった制度を積極的に活用していかなければという思いはしております。ただ、さらに球磨村あたりにやっぱりよく聞かなければいけないのですけれども、こういった内容の仕事をしていただくのか、防災基本計画やそういった部分、それから実際災害が起きたときの初動体制やその采配を振るう、また消防団関係の管理といいたいでしょうか、そういった助言であったり、様々やっではおられると思いますけれども、小国町でも具体的にこういった仕事をしていただくとかという整理ができた段階でまた考えていきたいというふうに思っております。ただ、常勤かどうかというのが、非常勤でもよろしいのではないかなというふうな思いはしております。今のところの検討はしていきたいということで答弁をさせていただきたいと思っております。

1 1 番（松本明雄君） 人の命を預かるものですので、やっぱりそこで判断が鈍れば命をなくすようなこともあると思いますので、町長が不在のときもあると思いますので、非常勤の方でも入れていただいて判断を仰ぐのはどうかというふうに思っております。

次にまいります。住宅問題に入らせていただきます。住宅問題なのですけれど、この前から蔵原住宅のほうは新築になりまして国土交通省のほうから賞もいただいたようではございますが、老朽化を見受けるところもあります。それで、何年か前からその改修をという話も出ていました。話を聞けば、住宅の償還が終われば、そのお金をそちらのほうに回して住宅の修理をすると、そういうお話もお聞きしておりました。そして、今、柏田住宅なんか、あれが58年、59年ぐらいに最初はできていますので、もう入られてずっと住まわれている方が4階なんかにもいらっしゃいます。段階の世代の方々が年齢的には65から70歳ぐらいになる方もいらっしゃって、下の階に希望される方もいらっしゃると思います。柏田住宅も見てのとおりエレベーターをつけていただきたいという希望はあるのですけれど、階段の位置が両方にあったりするものでなかなか難しいとは思われますが、今後エレベーターのほうも導入すれば高齢者の方も階段を使わずに下りてくるということもできますので、その辺の検討はどのようにされているのか、長期的に考えているとは思いますが、お考えのほうを述べていただきたいと思っております。

町長（北里耕亮君） まず、少し順序立ててお話をさせていただきたいと思いますが、町営住宅の大規模な修繕、軽微な修繕、様々ありますけれども、関田と柏田という部分を先にお話をさせていただきたいと思いますが、なかなか予算協議のたびにかなりの予算規模を有しますので、次年度にというような部分を少し今までさせていただいておりました。ただ、それぞれの住宅、早めというか、遅いのですが、改修をすることによって長寿命化といいたいまいしょうか、やはり塗装であったり、いろいろな修繕であったり、することによってさらに長く維持していくという部分もありますので、大きな方針としては平成30年度の当初予算にはある程度の部分は盛り込まなければいけないというふうには思っております。

順序立てて言いますと、また建設課長に補足をいたさせますが、関田と柏田とあれば、まずは関田のほうの大規模改修のほうが先ではないかというふうに思っておりますので、計画を立てさせていただいて、関田の棟が幾つかありますので、それと次に柏田というふうに、そこを答弁いたさせます。

建設課長（佐藤彰治君） 柏田住宅と関田住宅の大規模改修というようなことで、それぞれの住宅が30年経ちまして、おっしゃるとおり老朽化が顕著に出てきております。逐次の修繕はやってきておりますけれども、大規模な修繕もこの時期にきては必要になってきているということで、議員の皆さま方には26年度に町営住宅等長寿命化計画というようなことでお示しをさせていただいているところでございまして、その中で議員おっしゃいました倉原住宅の建替関係、それから老朽化して空き家になった住宅の解体等、そのあたりはその長寿命化計画に基づいて実施できてきているところでございますけれども、中にありましたそういった柏田住宅と、ここは160戸ございます。それから、関田住宅におきましては24戸というような住宅、小国町では大きいほうの住宅ですが、そうした住宅も、先ほど言いましたように経年経過して、一部の雨漏りであるとか、外壁の塗装の剥離であるとか、あるいは一部昨年地震によりまして多少構造に影響のないクラック等も入っております。併せまして、そうしたところも含めまして大規模改造というようなことが必要になってきているというようなことで、町長もおっしゃいましたとおり平成30年度に予算当初のほうにまた予算を上げさせていただくことと思っているところでございますけれども、柏田が10棟、それから関田が2棟というようなことで、順番としましては、玄関口であります関田住宅、こちらのほうの非常に外見のほうもかなり老朽化して見栄えも悪くなっておりますし、機能的にもそういったことでまだ高架タンクがのっていたりというような状況で、屋根についても防水のほうも陸屋根で老朽化しているというようなことで、一部の漏水も見られ、修繕修繕でやってきておりますけれども、そのあたりも含めて大規模に置屋根等も考慮しながら進めていきたいというふうに思っております。ですので、平成30年度におきましては、要望としまして関田住宅をまず2棟ずつを考えているところでございます。年次計画によりまして若干2、3年遅れましたけれども、そうしたところで今年度も関田住宅におきまして大規模改造のそ

の予算のほうを計上させていただきたいというふうに考えているところでございます。

それから、1点、エレベーターの件がございましたけれども、両住宅とも階段室型といってタイプの1棟当たり2カ所の階段を介して各戸に入っていくというような形式の住宅でございますので、中廊下式であるとか、あるいは片廊下式の、いわゆるアパート形式の住宅であれば1基のエレベーターで事足りますけれども、柏田住宅、関田住宅におきましては階段室型中継式の都合上、2カ所2基必要になるというようなことです。ですので、補助的にはエレベーターの補助というのがございますけれども、そうしたちょっと事情の中で予算的にも倍かかるような形になるものですから、それはそれとして、また老人世帯とか、あるいは障害者世帯とかというものが一部ございますけれども、なにぶん足りておりませんので、そうしたものは別で考える必要もあるのではなからうかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

1 1 番（松本明雄君） やはり関田、柏田になると交通の便もいいし、特に関田の場合は、歩いてでも病院にも行ける、いろんなスーパーにも行ける、役場にも近いということで、非常に入る方がまだ待っているような状態であります。中に入っている方がやっぱり高齢になってきておりますので、その辺はお金がかかるようであれば、今、建設課長が言われたとおり、その辺の試算を出していただいて、別に方法を考えるとか、そのようにしなければならないことだろうとは思っております。今後だんだんだんだんやっぱり年配の方が増えてきますので、少しずつでもそういう配慮をしながら考えていっていただきたいと思います。今、上の階にいらっしゃる方々が不便はなさっていないか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

建設課長（佐藤彰治君） 一部の方からは、上階に、柏田は4階建てなのですが、3階、4階となりますと高齢化すると階段が非常に苦になるというようなことで、当然足腰も身体的に弱ってきているということで、そうした中で一部の方は下層の階に空きが出たら入れていただけないだろうかというようなことの御相談は幾つかお伺いしております。ですので、ただ、今のちょっと制度上で抽選という形をとっておりますので、申し込みをしていただければ同じ住宅内でも抽選に参加することもできますので、低層階がうまいこと空きが出れば、そうした中で申し込みをいただくとかというようなことで進めているところでございます。

状況は、以上でございます。

1 1 番（松本明雄君） 建設課のほうもいろいろ考えておられると思いますので、今後柔軟な考え方でやっていただきたいと思います。

これをもちまして、質問のほうを終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。10時40分から再開をいたします。

（午前10時31分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時40分）

議長（渡邊誠次君） 9番、熊谷博行議員、登壇を願います。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。通告どおりに言わせていただきます。

まず、学校給食の完食指導で9月26日付けで朝日新聞掲載の記事に岐阜市の50代女性教諭が給食を完食指導の行き過ぎで、子ども数名を残し食べさせた結果が嘔吐をしたということで、本人には市の教育委員会から厳重な注意処分という記事を読みました。教育委員会の指導の内容をちょっと言いますと、「楽しく食べ物に感謝して食べる食育指導を職員に徹底する」、意味のわからないような内容だったんですが、私は、この女性教諭を、古い人間と言えばそれまでで終わりなのですが、よく熱血先生と思いましたが、小国の先生たちでこういった熱血先生がいるのか、そしてまた、食育に対してどのような指導をとっているのかをお願いいたします。

教育長（麻生廣文君） まず、この事例の受け止めについてお答えいたします。どのような内容であれ、不祥事というのはあってはならないというふうに思っております。よく体罰等の事例で熱心な先生であったという言葉が聞かれますけれども、行き過ぎた指導ということについてはあってはならないと考えています。教育委員会といたしましては、不祥事防止の指導につきましては、毎月の校長会議で飲酒運転の撲滅等を含めて、県内外のこうした事例をもとに必ず話題にして指導の徹底を図っているところでございます。今回の給食指導につきましては、給食指導は食育の重要な部分と考えております。食育では命あるものをいただくという感謝の心をはぐくむ、そういった場でありまして、また健康で丈夫な体をはぐくむ場所でもございます。それで、完食指導そのものは間違いとは思っておりません。むしろ奨励したいと思っております。ただ、行き過ぎてはならないと、そうしたことについては大きな問題になるというふうに考えております。

続きまして、小国ではどのような指導を行っているかについてお話しします。まず、給食に関することでは、完食指導に限らずアレルギーとか、あるいはその対応とか、地産地消、残菜の量などを考えておくことが幾つかあるかなと思っております。その中で完食指導については、小国では先生方が常日頃から食育に限らず困り感のある児童・生徒に寄り添った教育を実践しております。給食センターでは安心・安全でおいしい給食の提供に最新の注意を払っておりますし、センターと学校が連携をしていると、そういった取り組みを推進しているところでございます。完食指導に関しましても、児童・生徒一人ひとりの個人差を十分検討する、あるいは体調を考える、保護者との連携を図りながら進める、単に食事のスピードが遅いだけでというような子どもの課題であれば、少しは時間をかけて粘り強く完食に向かわせるような指導にあたっているといった状況でございます。例えば、小国小学校においては、最初の配膳は同量と、同じ量にしておりまして、その後、それぞれの児童に適した量に調整し、おかずが残っていたらおかわりをさせて、

全体として完食を目指すようなシステムでもあります。少し昼休み時間に延びても食べさせようと先生方も頑張っているところもございます。

ただ、今回のこの事例は、少し押しつけもあったかなという印象もございますので、それは避けたいなと思っています。大切なことは、完食指導の本来の目的であります好き嫌いをなくしたり、あるいはバランスのとれた栄養を摂取させると、そういうことが大切だろうと思っておりますので、この完食指導を通して食育につながる、命あるものを感謝したり、あるいはバランスのとれた栄養を取る、こうしたことについてしっかり指導をしてもらいたいと思っています。最後になりますけれども、こうした事件のために先生方が萎縮することなく、子どもの心に寄り添いながら愛情溢れる指導に心掛けていくようお願いしているところでございます。

以上です。

9番（熊谷博行君）　そういう指導がいつから本当にしているのか、成果が上がっているのか、上がっていないのか、そういうのが全然私たちはわからないので、もしわかれば、一言でようございますので、どうぞ。

教育長（麻生廣文君）　いつからという時期についてはどれくらい遡るかわかりませんが、こうした完食指導につきましては、これまでも県内あるいは阿蘇管内あたりでも似たような指導を進めてきております。また、成果につきましては、残菜の量、これがゼロとは申しませんが、残菜の量あたりを見ながら考えていきますと、完全に成果が上がっていると、完食であるということはありませんけれども、この残菜量あたりの調査等も含めて、そうしたことで少しでも完食を目指すといったような指導に学校は取り組んでいるというところでございます。

以上です。

9番（熊谷博行君）　今後大いに期待して、私もちよっと陰で見に行こうかなとも思っております。

次の題に入ります。9月22日に人権啓発の講演会が開催されましたが、あそこの自動ドアの前にも貼っていますが、部落解放、部落差別解消推進法が施行され、12月16日で1年になりますが、昨日で人権週間も終わりましたが、1年たって小国町が新しい法律に対してどのような取り組みをし、今後どのような展開をしていくかをお聞きしたいのですが。

町長（北里耕亮君）　部落差別の解消推進法についての御質問であります。

まず、その制定の意義と要旨については、法の第1条で、まず部落差別が存在すると認めた上で、国、地方公共団体の責務とその解決に向けて努めることを規定をしております。近年の国や社会の動向といたしましては、1965年の同和対策審議会の答申から、1969年、同和対策事業、2002年には失効しておりますけれども、全国的に絶えることない差別事象が報告されており、2000年には人権教育啓発推進法が施行され、2016年12月に御質問の内容の部落差別解消推進法が施行されております。その中では情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえというふうに添え書きをされておまして、ネット社会にお

けるそういった現状にあることも一部記されているように捉えております。

小国町といたしましては、この法が制定されたから特別に新しいことをやるということではなくて、こういった趣旨、意義、そういった部分を捉えながら従来から行っている部分を継続して行っております。今後、将来についても新たな何か全く違う切り口ということではなくて、今まで行った部分を多少工夫もさせていただきながらではありますけれども、継続的にやらせていただきたいというふうに思っております。ただ、これは私の持論ですが、行政や教育機関が一方的に講演会やセミナーやフェスティバルを行うのではなく、町民の方々、同じ方がこのお考えや捉え方を十分理解している方はよく来られるのですが、まだその町民の御理解をいただいている方はなかなかそういった機会に触れることがない部分があります。そういった部分を同じ方だけでなく、その御理解をまだいただいている方により広く会場にお出でいただきたいというふうにも私は思っております。そういった部分で町民の理解を得ながら、しっかりと施策を展開していきたいというふうに思っております。この法律を小国町がどういうふうに捉えているかという質問では、今のような形で継続的に進めていきたいというのが基本であります。

以上です。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷ですが、今、町長がおっしゃいましたとおりにいろいろ人権、いろいろな講演会、フェスティバル、いろいろと参加しても、右を見ても、左を見ても、後ろを見ても、前を見ても行政関係者ばかりと言っては語弊なのですが、一般の方がおられるのは10分の1以下だと思いますが、昔は結構企業からも参加していたのですが、ここ私が参加する数年はとって学校先生、保育園先生、役場の職員、何の懇談会をしてもやっぱりそういう傾向ですが、こういうのをどうやったら解消できるのか、考えつく方がいれば、一言お願いします。

町長（北里耕亮君） いろいろな切り口というか、見方があると思いますが、時間帯であったり、季節であったり、ただ、それは、言い訳というといけませんけれども、やはりいかに日頃から興味を持っていただくかという部分でもあるかというふうに思います。より参加をしていただきたいために学校関係の発表会も兼ねたような形で、そうすると保護者の方がお出でになりますが、ただ残念なことは、自分のお子さんが出たそのあとはちょっと会場を出してしまうとか、そういった部分もありますので、今御意見があったように今後はやはりいかに興味を持っていただくかという部分を、自分のことと捉えていただくかという部分も大事かと思っておりますので、来年度以降、より多くの、あまり今まで来られたことがないような、そういった方をできるだけ来ていただくような広報の仕方であったり、意識づけであったり、そういった部分を努力をしてまいりたいというふうに思っております。特効薬というのがなかなかありませんけれども、根強く、辛抱強くやっていきたいというふうに思っております。

9番（熊谷博行君） 啓発、そういうのはとって時間のかかるものなのですが、年々一般人が減っているように思いますので、どうかもっと広報に載せるとかではなくて、大いに口で一人ひと

りに言って集めていただきたいと思います。

それと、先日から中学校の修学旅行で奈良の水平社記念館に行っていたと思いますが、これも人権教育の一つで水平社記念館に行ったのか、ちょっとお答えください。

教育長（麻生廣文君） 中学校のほうの中心になる小国学というのがございますが、その中で人権教育の部分につきましても子どもたちは学んでいるというようになっております。今年度、関西方面に行くということで西光寺を見学をすると、そしてそこの方から話を聞くというふうに把握しております。

9番（熊谷博行君） 水平社記念会館ですよ。わかりますか。水平社記念会館というのは、奈良県にあるのですよ。

教育長（麻生廣文君） 私が知り得たところでは西光寺というお寺に行くと、そこは記念会館を兼ねているのであれば、その場所かなというふうに思っております。

9番（熊谷博行君） そういうふうに書いておれば、私はただ水平社記念会館しか保護者のほうから聞いていませんので、たまたま昨日一緒だったものだから、それはそれでいいかもしれない。せっかくの修学旅行で、小国町はこれだけ人権もいろいろ子どもたちはしていますし、自主的に書いたのか、強制的に書いたのかわかりませんが、あれだけ一生懸命しているのに、また修学旅行に行って、また同じような勉強をしなくても、せっかく関西まで行ったのなら、もちろんそこも心に残るだろうけれど、もっと子どもに楽しかったなというような修学旅行をさせてやるべきと私は思いますが、これは学校の方針ですので変えようとは思いませんが。お答えはいいです。

次に入ります。また同じような関係の質問なのですが、10月6日に南小国の施設にて人権推進協議会主催の小国町の職員が県で発表したと思うのですが、その発表会のまたミニ発表会、報告会があり、参加しました。そして、一通り名前をということで名前を書いたら500円くださいという話でしたので、何で紙2枚で500円も払わなくてはならないのかと言ったら、「いや、町が、活動助成金が少ないから」と女性の方が私の後ろで申し上げました。あとから聞けば、南北の教育委員会からは助成金はいただいているというのを聞きました。そういう言葉が出るということは助成金が少ないのかなと思うし、人権協がどういう活動をして、どのように不足しているのかを把握していれば、お答えください。

教育長（麻生廣文君） 10月6日に開催されました小国地区人権教育推進協議会でございます。小国人推協と呼ばれたりするものです。これにつきましては自主的な協議会でございます、ただ自主的といっても県同教や全同教に発表者を、先ほど議員もおっしゃったとおりに派遣することもあります。それと併せて、もう一つ、小国郷の人権教育研究協議会というのもございます。これは、小国町と南小国町の教育委員会が主催するものでございます。これまでの南北小国両町の人権教育の推進にかかわるものとして、それぞれの良さを出し合ったり、補完し合って、人権教育の推進に中心的にかかわる二つの団体でございます。

話題になりますこの小国地区人権教育推進協議会に対しましては、南北両町より補助金を出しております。その額につきましては、本年度、小国町から4万円、それから南小国町から2万円を補助しております。この数年にかけて町財政等もあり、確かに減額をしてきたという状況にあるかなと思っています。もう一つの小国郷の人権教育研究協議会に対しましては、今年度、小国町からは7万5千円の補助額になっております。補助額あたりが減額されてきたということもあり、実質的な小国地区の推進協のほうでは減額されてきたということもあって、参加費として資料代をとっているのではないかなと推察されます。いずれにしましても、町財政等の中にやりくりをしているというようなところは間違いないと思っております。しかし、人権教育に限らず、どの団体への補助金も減額をお願いしていただいておりますので、今後とも補助金に見合った活動を工夫していただくようお願いしていくつもりでございます。町の補助金の大切さについては、しっかり認識していただく必要もあるかなとも思いましたので、その点につきましては語りこんでいくことも私自身として感じたところでございます。

以上でございます。

9番（熊谷博行君） この方の内容は、やっぱり部落差別の内容でした。こっちも部落差別、人権、またこっちではまた部落差別、人権、何か同じことを何回もやっているように感じて、一つにガッとまとめて、この人の発表会をみんなの前でガンとやればものすごくインパクトがあったと思いますが、わかっているものの中だけで発表しても自己満足をしているとしか私は感じとれないのですが、いかがですかね。

教育長（麻生廣文君） 人権教育の推進につきましては、部落差別をはじめ、いろいろな課題、問題がございますので、そういった面でおきますと広く人権問題全体をしっかりと考慮した上で進めていけるようにといったところで今後しっかり検討をしていきたいと思えます。

9番（熊谷博行君） 毎年予算が減っているのは知っていますが、予算内で減って減って、ずっと減って、最後には0円になるならば、もうお金なんかいらなくて手勢に手弁当であるのが、私は啓発の運動でもと初めは思っていたのですが、やっぱりどうしても旅費とかいろいろありますので、やっぱりですね。ただ予算を減らすのではなくて、工夫をして予算を減らすような方向にもっていけば、だってこっちだけで10万円以上のお金を費やしているのだから、ここだから、部落解放同盟だから、こことそこに一緒に入れてしまうとかというシステムをとれると思いますが、今後検討しますという言葉に期待いたしまして、本当はもう一つ言って終わるつもりだったのですが、小学校の部活動の件は12日のほうにまわすということで今回言いませんが、私は一般質問で言うと保護者の方に言っていましたので、そのあとは訂正はしていませんので、あとは保護者もろもろにわかりやすくお伝えできるようにその点だけは切にお願いして、本日の一般質問を終わります。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。11時20分から再開をいたしま



す。

(午前 1 1 時 0 7 分)

議長 (渡邊誠次君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 1 1 時 2 0 分)

議長 (渡邊誠次君) 続きまして、8 番、松崎俊一議員、登壇を願います。

8 番 (松崎俊一君) 8 番、松崎でございます。

本日は、文教のほうの関係につきまして少し質問をさせていただきたいというふうに思っております。御存じのとおり小国町はいろいろな団体や組織に負担金とか、それから補助金、こういったものを支出をしております。負担金の一例といたしましては、ごみ処理関係、それからし尿、広域消防などの経費、これを各市町村、小国町もですけど、負担をしていると。負担金の額、これにつきましては、広域事務組合の事務担当者のほうから町のほうに連絡があり、各市町村の総務課長の皆さんでその予算のほうの査定、負担金の額の査定を行うと、そして、広域の議会のほうに上程されるというような流れであるというふうに聞いております。小国町からも広域の議員を 3 名の方を派遣しまして、議会が行われているということですね。次に、補助金のほうも同様に各種団体のほうから補助金の申請が行われ、町の査定を受けて、議会のほうに上程されるというような流れかと思えます。この団体の中で小国町社会福祉協議会にも補助金が支出されております。支出の内容とか、それから執行の内容などは、財政援助団体ということで、町の監査委員のほう代表監査、それから町の議選の監査、お二人のほうで監査いただいておりますので特に述べませんけれど、発足の当初から組織が立ち上がった頃の状況など、わかる範囲でよろしいですので、お尋ねしたいと思います。

現在の社協は、本来の社会福祉事業のほかに介護事業、それから障害者施設等の事業、養護老人ホームの事業などの事業も加わり、職員数も 1 5 0 名以上というふうに聞いております。小国町の中でも結構大きい事業所と、大規模の事業所というふうになっているかと思えます。その中で社会福祉事業、これに限って言いますと、当初は役場のほうに事務所があったとか、それから町の職員のほうが事務局長を務めていたとか、それから役場の O B の方が会長をしたという時期もあったと記憶をしております。現在は、地熱の開発を行ってございました電源開発の事務所のほうに移転して事業を展開していると、そういう状況かと思えます。町の補助金のほうが、性格はどのようなものなのか、どういったことに使われているのか、それからほかの市町村とか、県の社協でも補助金あたりはあるのでしょうか、同じような性格なのか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

町長 (北里耕亮君) 社会福祉協議会の質問でございますが、質問の中で当初組織が立ち上がった頃の状況ということの部分でございますけれども、これは相当前からであろうと思えます。昭和の時代にもととの部分は社会福祉法の法律が基礎となって組織化されたものというふうに思っ

ております。少し概略を答えまして、担当のほうから答弁をいたさせますけれども、相当以前からそういう部分がありました。確かに過去においては、御意見があったように事務所も今の場所ではなくて、また事務局長や会長、そういった部分はここの町長がされていたり、役場の関係者の方が赴かれたりという部分もあったかと思えます。ただ、基本的には独立した組織でありますものですから、現状としては、組織対、対というわけではないですが、組織と行政ということで、高齢者の福祉、高齢者だけでなく、高齢者やいろいろな方、様々な町民の方の福祉の向上であったり、また最近では小国学園からサポート悠愛ということで障害者、知的障害、精神障害、身体障害、それぞれの部分のあらゆる部分をその事業をされていたり、また木野里荘から悠和の里ということで養護老人ホーム、そういった事業も多面的に行っていたりしている組織であるというふうに認識しております。そういった部分で行政としては捉えておりますが、担当のほうから、ちょっと私のほうからの答弁漏れがあったかと思えますので、答弁をいたさせます。

福祉課長（木下勇児君） 質問は、大きく三つだったかと思えます。

発足当初の組織の立ち上げた頃の状況ということですが、先ほど少し松崎議員のほうもおっしゃられたように、まず社会福祉協議会というものの自体が法的な位置づけといたしましては、社会福祉法に基づいて設置されている社会福祉法人という形になっております。

発足につきましては、平成元年7月に法人化に向けた準備の組織をつくって、平成2年4月から社会福祉法人として認可を受け、小国町社会福祉協議会として設立しております。設立後、平成7年までは事務局長と職員それぞれ1名、その後、平成12年までは事務局長を1名、町のほうから職員が出向した形で支援にあたっておりました。当時は主に地域福祉活動事業のほうを展開しておりました、平成8年からは配食サービス、平成12年からは訪問介護事業、平成15年には居宅介護事業所、平成17年からは居宅介護支援事業所をそれぞれ開設しております。こちらは介護保険の制度が始まってからの対応という形でそういった対応をしているということです。それから、平成14年に現在の悠ゆう館のほうに事務所のほうに移転されております。あとは、町長のほうが述べましたように小国学園がサポートセンター悠愛として、木野里荘が悠和の里ということで老人ホームのほうも事業のほうを町から継承して現在に至っております。

他の市町村や県の社協ということですが、ほかの市町村でも補助金の額や算出方法に違いはあるかと思えますけれども、県社協につきましても、ほかの町村の社協につきましても各自治体から何らかの補助金という形で運営支援はされているものというふうに認識しております。特に地域福祉部門、法人の運営部門等に対しての補助をされているようです。

以上です。

8番（松崎俊一君） 松崎です。丁寧な説明ありがとうございます。

補助金が今現状はよくわかりませんが、以前は職員が、例えば3名とか5名とかいけば、その職員給ですかね、給与の部分あたりを補助していたというようなことではなかったかなと思うの

ですけれど、そのあたり。それから、当然社会福祉協議会ですので、いろんな寄附金とか、そういったものを合わせまして社会福祉事業を行うと。ただ、そういったものだけでは職員給あたりが賄えない。それで、ある程度町のほうからその事業をやっているから補助金を出している。補助金の性格的なものですが、そのような感じですかね。ちょっとそこを、わかる範囲で。

福祉課長（木下勇児君） ただいま松崎議員のほうからお話がありましたように、町の補助金としましては、社会福祉協議会では地域福祉推進事業をはじめ、福祉サービス利用支援事業、訪問介護などの介護保険事業、先ほど言いましたように老人ホーム、障害者施設など、いろんな事業を取り組んでいるところです。その中で町としましては、住民のために必要不可欠な地域福祉推進部門と福祉サービス利用支援部門、こちらについて収益性の観点からも独立採算が非常に困難な部門であります。こちらの部分について、年間の事業費などから事業の実施費用の一部を現在町のほうで補助金という形で助成をしているところです。

8番（松崎俊一君） 社会福祉協議会のほうは大体わかりましたが、次に総合型地域スポーツクラブ、これについてちょっと同様な感じでいろいろお聞きしていきたいと思います。

まずは、勤務時間といいますか、営業時間ですかね、いつぐらいまで開いていて、例えば住民の方が相談に行くというところについて、どんなふうになっているのか、現状を教えてくださいたいと思います。

教育委員会事務局長（横井 誠君） ただいま御質問にございました総合型地域スポーツクラブについて少し説明させていただきたいと思います。小国町における総合型地域スポーツクラブは、小国ゆうあい倶楽部と名付けていまして、いつでも、どこでも、だれとでも、楽しくスポーツを行うことを基本理念としまして、会員相互の親睦や健康の維持・増進を図り、心身ともに健康で明るく活力に満ちた小国ならではの豊かな暮らしを創造していくことを目的としまして活動を行っているところでございます。また、クラブの組織には運営を有効で円滑に行うことができるようにマネジメントを行うクラブマネージャーを現在は1名配置しておりまして、通常は業務場所を小国ドーム内の事務室を利用して行っているところでございます。

御質問の営業時間についてでございますが、ドームの事務所内におきましては、原則としまして祝日を除く毎週月曜から金曜日を勤務日としておりまして、その時間は休憩時間を除く8時から17時までとなっているところでございます。

以上でございます。

8番（松崎俊一君） 原則で月曜から金曜までの8時から17時、大体おおむね40時間ぐらいですかね、勤務時間とすればですね。そうすると、向こうのマネージャーの方、若しくはもう一人、前いらっしゃったと思いますが、そういう方々が夜間にいろんなスポーツクラブの指導をしたりとか、そういったものは、俗に言う役場で言うならば、超過勤務とか、そういった対応でいって

いるのか、若しくは定額の何か謝金みたいな、お礼か謝金、そんな感じでいつているのか、そのあたりわかったら教えてください。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 当然勤務時間外でも業務が発生するときがあると思いますけれども、17時以降であるとか、例えば土曜、日曜、祝日、そういう場合もあると思いますけれども、そういった場合も当然勤務すべきときには勤務をしていただいております。その場合の対応としましての時間外等の手当はないというふうに聞いておりますが、その分の代休という形で対応しているというふうに伺っております。

8番（松崎俊一君） 次に、総合型地域スポーツクラブの今は推進が行われているということですが、先ほど社協のほうからその組織が育成されていく段階と比較して、組織として成り立っているのか、それから現在住民の皆さまに対する付託にこたえられる組織というふうになっているのか、お尋ねしたいと思います。

これは、私が以前に一般質問のほうでも申し上げたと思いますけれども、教育委員会の事務局内部に事務所を置くとか、それから組織が育つまでは教育長若しくは事務局長の管理下においてその組織の育成を図るとか、それからまた道具の管理などの金額と合算して補助金の額を決めているとかということも聞きましたけれども、そのような対応ではなく、それから今答弁がありました職員の厚生年金であれ、社会保険であれ、社会保障の充実とか、それからもつと云えば、退職金制度から時間外労働などの労務管理、それから金銭的な財務管理とか、そのあたりの職場としての体制づくり、こういったものが必要かと思いますが、そのあたりはどちらに聞けばいいのですかね。ちょっとお願いします。

教育長（麻生廣文君） まず、大きく3点ほどあったかなと思いますが、1点目でございますけれども、総合型スポーツクラブの組織の現状についてお答えします。まず、運営に関しましてでございますが、種目の多様化、あるいは会員の拡大の点で大きな課題があるかなというふうに受け止めております。また、現在では活動が夜間に偏っているようなところもあるかなというふうに思っています。ゆうあい倶楽部としては、町の社会体育の推進にそれなりに少しずつ成果も上げてきた点もあるというふうに思っておりますが、総じて言えば、先ほどの課題などを考えますと、町民の付託にこたえられているかなといったときには、そこまでは至っていないというようなことも考えるところでございます。そういうことからいたしますと、運営方法や組織の改善の時期にきているのではというふうに思っております。

また、2点目でございますが、教育委員会内に事務所を置いたり、また教育委員会の管理下等に置くことはどうかという点でございますが、ゆうあい倶楽部は独立した団体でございます。人事あるいは予算の執行、運営への干渉はできないというふうに思っております。ただ、町の補助もありますので、町にできることとして経営改善の指導や補助額の決定、あるいは支出内容の吟味などを通していくということは大変大切なことというふうに思っております。

それから、3点目でございますが、補助金の額をドームの管理などと合算していると、小手先ではない、いろんな厚生年金だとか、社会保障の充実等、こうした部分の体制づくりも大切ではないかというお話でございますが、当然働き方改革など叫ばれております昨今でございますので、ゆうあい倶楽部に限らずこうした労働条件等の整備は大切なことだと考えております。ただ、まだ今の段階では組織としてできあがっていないところもございます。補助金等を出している関係もありますので、今後はゆうあい倶楽部としっかり話し合いながら、必要があれば改善指導も行っていく必要があるというふうに思っているところでございます。

8番（松崎俊一君） その改善とか、指導とかができるのであれば、干渉できないということではないと思うのですよね。その組織についてですね。そこはちょっとまた考えてもらいたいと思います。

以前、これは町長の答弁だったかな、体協と一緒にというような答弁がありましたですね。ゆうあい倶楽部のですね。これがどうなっているのか、体協のほうには相談したのか、相談したとすればどのような結論が出たのか、まだ協議中なのか、そのあたりが一つと。

それから、小国町体育協会のほうは、教育委員会の事務局長が副会長かなんか兼務されていますね。それプラス、教育委員会の事務局の職員が会計とか事務とかをとっていますね。だから、その意味では体協に任せるといふか、体協とも一緒にやることであれば、当然教育委員会内がそこを指導・管理とかしていく部門になるかもしれないし、そういった事務的な応援でそこに入っていきようなことにもなるのではというふうなことですよね。県内でもいい、それから全国でもいいのですけれど、体育協会とその地域スポーツクラブが合体なり一緒にやっているとか、そういうところの事例があるのかどうか。ちなみに、体育協会は、私も組織に入っておりましたけれど、種目協会それから大字の代表ですかね、そのあたりで組織されているわけですね。だから、ちょっとその地域スポーツクラブの推進とは若干趣旨が異なりますよね。そのあたりを含めて御答弁。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 最初に御質問がございました小国町の体育協会との件でございますけれども、その件についての話のほうは9月の議会でも少し答弁させていただきましたけれども、あまり進んでいない状況でございます。現段階では、先ほど教育長からの話もございましたとおり、総合型地域スポーツクラブが最初のクラブの理念としまして掲げてございます内容について、まだ会員数でございますとか、多世代であるとか、そういったところもかなりまだ課題があるところがございますので、現在クラブについての今後のあり方といいますか、改善策のほうを内部だけで今検討している途中でございます。当然その中には以前お話がございました体育協会とか、そういった組織等の関連等も含めて、現在話を進めているというところでございます。

また、体協と総合型地域スポーツクラブの連携といいますか、県内や全国でそういった対応を

しているところがあるかということについては、そのこと自体での調査したものはございませんけれど、現在町のほうにいただいている資料としましては、県のほうで各自治体にどういったことで、どういった状況に今進めているかということのアンケートをしたものがほとんどでございまして、その中を見てもみますと、体育協会とといったものはございませんけれど、特別そのテーマに沿った調査ではございませんので、はっきりしたことは言えませんが、事例としては今まで把握している部分は少ないというふうに思っております。

8番（松崎俊一君） 何年前ですかね、もう8年ぐらいになるのですかね、あの組織はですね。立ち上げに小国町教育委員会がかかわったのであれば、その育成にしろ、その推進あたりにやっぱり十分かかわっていくべきだろうと思うのですね。そこはちょっともう一回、教育長のほうで考えてもらいたい。事務体制や推進体制がある程度整わないと、このあとの小学校の部活問題ですかね、これについては今日はのちに行われる勉強会のほうでまた聞きたいとは思いますが、そういった問題とか、方向性とか、そちらのほうにもかかわってくると思うのですよね。

最後に、未来を担う子どもたちのためにそこは真剣に考えてもらわなければならないと思えますし、ほかの同僚議員からも指摘があったように、地域の皆さんや児童・生徒、それから教職員に至るまで混乱を来さないように行政として真剣に考えるべきではないかと思えますが、いかがですか。

教育長（麻生廣文君） その前の体協との連携につきましては、今後、まず模索の段階になるということで大変申し訳なく思いますが、しっかり話し合い等を進めてみたいと思っております。

それから、今子どもたちの話がございましたけれども、議員のおっしゃるとおりでございまして、子どもたちあるいは地域、保護者、住民の方々に心配をかけないというようなところで進めていく必要があるなと思ったところでございます。総合型のスポーツクラブにつきましては、立ち上げるときに町教委としましても強く推進した経緯がございます。補助金を補填して組織の充実や運営の強化を図る目的があったように思いますが、その後、TOTOの助成金等もあり、あるいはクラブ自体が自立的運営ができるようにとの思いで自主的な組織を奨励してきたというようなところで、御指摘のように人材派遣とか、あるいは干渉といいますか、そういった部分を避けてきたようなところもあるかなと思っております。ただ、御指摘のように現状が会員の増加、あるいは活動自体の硬直感、あるいは縮小傾向とか、先ほどから申し上げます幾つかの課題がありますので、子どもたちへの影響と、あるいは被害というのは断じてあってはならないというふうに受け止めますので、教委としましては今の現状を重く受け止めて、先ほど局長答弁もありましたように教育委員会だけでなく、諸団体等にも呼びかけていく必要があるかなというふうに思っています。そういったことを通して課題解決、これにはしっかり取り組んでいく必要があると。いずれにしても、このゆうあい倶楽部というのは、小国町の社会体育の一端といいますか、非

常に大きなところを担う大切な団体でございますので、今後ともしっかり見守っていきたいというふうに思っています。

以上です。

8番（松崎俊一君） 以上で終わります。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。午後は1時から再開をいたします。

（午前11時50分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（渡邊誠次君） 続いての登壇は、3番、北里勝義議員でございます。登壇を願います。

3番（北里勝義君） 3番、北里です。通告に従いまして、一般質問を行っていきたいというふうに思います。

まず、町の水道事業についてお尋ねをいたしたいと思います。水道につきましては、昨年ですか、熊本地震により杖立の水源が被災を受けて、災害復旧を行っているところでございます。そのほかについては、あまり大きな地震の被害は起きなかったのではないかなというふうに思っておりますし、また上水道等については、年次計画でずっと耐震性の配水管を布設していった関係でそういった効果が現れて、被害が少なかったのではないかなというふうに思っております。ここでのお尋ねですが、今、町が管理している水道の水源が幾つあるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

建設課長（佐藤彰治君） それでは、お答えいたします。町の水道は、御存じのとおり上水道区域と、それから簡易水道区域、それから飲用供給施設区域というような、大きく種別、三つの種別で運営されているところでございます。三つのそれぞれの区域の合計したところでございますけれども、15カ所水源地がございます。

以上です。

3番（北里勝義君） 管理している水道水源が15カ所ということでございます。今、熊本地震後、いまだに余震あたりが続いている中で、やはり各水源の定期的な水量、それから水質、そういった調査をやっているかどうか、また、やっているのであれば、どんな変化があるのかないのか、そこをお尋ねをいたしたいと思います。

建設課長（佐藤彰治君） 御存じのとおり定期的に水質検査につきましては、町の水道事業等の水質、水量等におきましては、月一回、採取をし、検査機関に検査を依頼し、検査をしているというような状況でございます。

それから、震災直後におきましては、一部白濁があったということで、江古尾・別所関係とあと数箇所ございましたが、そのあたりにつきましては即座に水質調査も併せてして、白濁汚染はないということで、白濁のみであるということで経過をちょっと見たというようなことで、一

部その間は煮沸してお風呂等に利用していただくか、若しくは給水車をそういう地区には出したというような当時の状況でございます。

以上です。

3番（北里勝義君） 定期的に検査を、調査を行っているということでございます。15カ所の水源の中でほとんど一つの上水道と同じように一つの水源で賅っているというのが今の現状ではないかなというふうに思っております。上水道も宮向水源ですかね、あそこ1カ所で広い範囲を賅っているわけでございます。これについても今まで一般質問等で新しい水源の確保というようなことでいろいろ話題にあがっていたのではないかなというふうに思っております。その中で町の過疎計画、また総合計画の中で安定した水の供給を図るために新しい水源の水源地調査を計画をしているかと思えます。過疎計画では30年に計画はあがっておりますけれども、今その調査の時期と、またその内容、方針等がある程度決まっているかどうか、お尋ねいたしたいと思えます。

建設課長（佐藤彰治君） おっしゃるとおりたびたび現在一本の宮原地区を中心とした水源地が1カ所しかないということで、有事の際に枯渇した場合の対策として第2水源の模索をというようなお話は前回から出ている話だと思います。町としましても必要性を感じております。ですので、今のところ具体的にどこという場所は特定できておりませんが、いずれにしましてもそうした必要性の中で今後水源地の模索をしていっているところでございますが、具体的には今のところまだ調査とか、そうしたコンサルを入れての調査であるとか、そうしたものについては今のところ計画はございませんけれど、いずれにしましてもそうした中では近いうちそうした調査も入れつつ、水量調査、水質調査、それから受益調査、そのあたりも含めて今後の検討課題であるというところで進めているところでございます。

以上です。

3番（北里勝義君） 計画では30年度ということで一応あがっておりますけれども、まだ具体的な方向性は見い出していないというようなことだと思います。

やはり小国町のこの水源地というのは、私はほとんどが涌蓋山麓の伏流水ではないかなというふうに思っております。伏流水は流れるわけですからですね。流れて、一部地下水として出てくるわけですから。例えば、涌蓋山麓あたりの開発あたりが進んでいくと、また水脈も変わってくるのではないかなというふうな心配もされますし、また涌蓋山麓にはいい水源が幾つもあります。西里地区においては高早水、それから北里では山川、それから上田では山内河野のあたりもいい水が出ているのではないかなというふうに思っております。そういった中をしっかりと調査をしていただいて、その水源がどのように活用されるのか、そこら辺まで含めたところのやはり調査をしていただきたいというふうに思っております。というのは、高い位置にある水源については、送水管あたりが自然流下式でやれるわけですね。そうすることによってコストが下げられると。コストが下げられれば、水道料金も下げられるのではないかな。そういう水源によってそう



いう使われ方が出てきますので、そういったのを含めたところでそういう新しい水源地の調査をやっていただきたいと思いますが、そこら辺どんなですか。

建設課長（佐藤彰治君） 議員おっしゃるとおりでございます、水源地の場所によって当然自然流下式のほうがコスト的にランニングコストが安くあがります。当然イニシャルコストも安くあがってくるということで、そうしたことを踏まえたと、やはり高地にあるような水源、それで下流側を賄うというような上から下への流れの中で水源地の模索を今後検討していきたいというふうに思っておりますし、おっしゃるとおり涌蓋山麓の地形からしますと、やっぱり小国町の管内の北東部、それから東部と北東部というようなところが今のところはちょっと町のほうで検討をしているところの地区でございます。

以上でございます。

3番（北里勝義君） ぜひやっぱりそういったことも考えながら新しい水源の調査を行っていただきたいというふうに思います。

また、この水道事業の中でもう一つの課題が統合問題があるかと思えます。今それぞれ簡易水道として水源を持っているところもございまして、町の水道に加入してやっているところもございまして、そういった統合に向けたやはり水道の基本構想みたいなものもやはり策定していく必要があるのではないかなと。前にも下水道の基本構想あたりを策定して、その方向性を見い出して、今回下水道については合併浄化槽というような形の方針を出しましたけれども、水道においてもやはり水道を小国町内一本化したときの受益戸数であったり、それからシミュレーションをして水道料金がどのくらいになるのか、そういったのも策定していったいいのではないかな。そして、統合に向けていろんな形を取り組んでいただきたいというふうに思いますが、そこら辺のお考えが、町長、ありましたらお願いいたします。

町長（北里耕亮君） 先に新水源地、第2配水池といいたまいますか、新水源地のお話でございますけれども、これは以前から話題になっている部分で、先ほど建設課長の答弁のとおりで前向きに進めていきたいと思いますが、北東部というようなエリアにありますので、あとは内部でできるだけ基本的な調査がどこまでできるか、そして専門性のあるコンサルあたりに専門的な知見からそのような受益のエリアとか、水量、水質、そういった部分が、というような部分に至るかと思えます。それをいつやるかということで、内部で丁度予算の部分、協議時期でもありますので、そのあたりのところを30年度の予算に盛り込めるのか、それとも少し規模が大きくなるならもう一年少し待つとかというような部分を検討していきたいというふうに思っております。

次の質問の水道事業統合についてでございますが、基本的にはすべてにおいて統合というのが国の基本的な考え方でありまして、行政といたしましても各地域に説明会などをいたしまして、そういった動きをしておりますが、地元には地元のいろいろな考え方があるようでございます。ただ、そういった部分を国の基本的な考え方がありますものですから、より地元を理解していた

だくために、水道基本構想計画、そういった部分は確かに必要ではないかなというふうには思っております。こういった部分、切り口からその構想計画ができるかというのはちょっと担当からまたお答えいただきますが、現状今かなりの部分で統合に向けての説明会などの動きがあって、残された地域もあると思います。そこをちょっと話をさせていただいて、その構想をつくるかどうかの部分にもちょっと補足の説明をいたさせます。

建設課長（佐藤彰治君） 昨年、統合に向けた取り組みとして、上滴水地区を水道事業のほうに統合したという経緯がございます。28年度をもって一応の締めとして統合を進めてきたわけですが、統合そのものにつきましては3カ年ちょっと延長するという国の指針が出ておりまして、31年度までちょっと延長されたということを一御報告させていただきたいと思います。それから、1簡易水道地区、それから2飲用供給施設地区というようなことで、3地区がまだ残っているところでございますけれども、これにつきましては地元のほうには説明会を開いて、どういふふうになるのだというようなところで御説明をしております。しかしながら、町長のお話にもありましたとおりなかなか地元の事情というのがございますので、なかなか合意が100%とれないというようなことで現在残っているところでございますけれども、さらにそういったところの事情はあるやにしても今後もまたそういったことを働きかけていって、全地区統合に向けての推進をしまいたいというふうに考えているところでございます。

それから、統合後の基本計画ということですが、今のところそうした大きな枠での全地区統合したところの枠での統合計画というのはございませんで、そうした今後もつくっていったって、シミュレーションをする必要があるかと思えます。いずれにしてもその方向に向かっていく以上はそうした統合計画も必要不可欠であるというふうに考えますので、今後運営審議会等も議員の皆さんに相談しながらそうした案がお示しできればというふうに思っているところでございます。

以上です。

町長（北里耕亮君） 基本構想や計画が必要な部分は答弁のとおりであります。やはりそれをつくらなければいけない部分、切り口としてポイントとしてはやはり料金の部分が大きくあるのではないかなというふうに思えます。統合したらその地域の料金は大体どれぐらいになるのだろうかとか、はたまた物質的な課題としては、その配管とかが既に老朽化している部分であって、これを町に統合したらある程度維持管理は統合した水道事業がしていくようになりますけれども、そういった部分の見合いといいましょうか、それをどう地元として捉えていくか、そのあたりがやっぱりポイントかなというふうに思っています。このあたりのところは、今、課長が言いました審議会あたりにどういふ課題があるとか、エリアがこれでというような具体的に少し示させていただいて、そして少し議題を絞りながら計画を立てていくのがいいのではないかなというふうに思っておりますので、計画が必要だという認識はしつつも一足飛びではなくてちょっと段階的に考えていきたいというふうに思っております。

3番（北里勝義君） 私も今答弁にありましたとおり、やはり一つ料金の格差がやはり統合に向けての一つのネックになっているのではないかなというふうに思っております。このことはやはり新しい水源の調査だとか、それから一本化することによってこれだけコストが下げられるとか、そういった形で町民の負担軽減になれば、また統合に向けて一歩、二歩進むのではないかなと思いますし、またそれぞれ施設も老朽化してくれば、またそういう更新をしていかなければならないし、また水道法の水質基準あたりもやはり年々変わってきていますので、そういったもろもろのことを考えて、やはりすぐには統合はできないかもしれませんが、今の答弁で3年延長になったというようなことですので、また統合に向けての取り組みを進めていっていただきたいというふうに思います。

それでは、次に入りたいと思います。北里川の水害対策と今ある河川公園の活用計画についてお尋ねをいたしたいと思います。北里川の河川公園付近が今かなり堆積土砂がございます。これは県の管理でございますので、県のほうで除去はしてもらってはいるのですが、なかなか予算もままならないというような現状の中で除去もあんまり進んでいないような状況にあるのではないかなというふうに思っております。これは県のほうの管轄になりますが、この堆積土砂の除去の状況と、それからこの除去に関する費用がどのくらいかかっているのか、もしわかりましたらお尋ねいたしたいと思います。

建設課長（佐藤彰治君） 河川掘削のお話でございます。取り立てて北里川河川公園前の河川掘削のお話だったと思います。その前に、ちょっと前に毎年行っているのですが、県との意見交換会ということで、阿蘇地域振興局関係所長、部長をはじめ、そういったいろんな町の問題点、要望箇所とか、そういったものを聞いていただく機会がございましたので、河川掘削もたぶんもれずお話をさせていただいたところです。今年におきましては、去年は熊本地震で多様な費用がそっちの方向にちょっと県のほうも支出があったということで、なかなか河川掘削までがまわらなかったということがございまして、1年たったあと、今年ですけれども、ようやくその要望も含めて、今年3河川、筑後川、それから縦木川、北里川、この3河川について今年の予算が執行していただけるということで2千万円ほどの事業費になりますけれども、3河川の7カ所、掘削を実施していただけるということで既に工事のほうの発注は済んでおります。ですので、やがてこの渇水期に河川掘削の工事に入ろうかという状況でございます。

以上です。

3番（北里勝義君） 北里の河川公園横の堆積土砂の除去については、数年前も一回除去してもらった経緯があるかと思えます。除去してもまたすぐ堆積をするというような、その繰り返しになっているのではないかなというふうにも思いますし、このことについてやはり抜本的な水害対策というような形で県のほうと協議をされたことがあるか、県管理の河川なのでなかなか難しい問題かもしれませんが、そういった協議は県としたことがございますか。

建設課長（佐藤彰治君） 平成17年の大水害で北里川がかなり氾濫したということで、その折には上流側にスリットダムとか、そうしたものを敷設していただいております。いずれにしても、下流側域になりますと堆積土砂によって河積が阻害されているというような状況が確かに毎年のようにあるかと思えます。町としましては毎年要望の中で河川掘削は北里川に限らず数箇所要望をしております。しかしながら、なかなか単県事業ということで事が思うように要望どおり進んでいかないという状況は否めませんが、河川の水害対策という抜本的な話については、まだそういった具体的な話は県のほうとはしておりません。あくまで現状の中で護岸の未整備のところは要望しておりますけれども、あとは災害というようなことをございまして、抜本的なちょっと河川改修とかということについてはまだ具体的に話はしておりません。

以上です。

3番（北里勝義君） これは私なりの提案なのですが、あそこの河川改修と併せて河川公園は県が整備をしていただいて、今、河川公園は町立ですから町が管理しているような状況で、整備は一緒にやってきております。私は、この河川公園の広場の部分もそういった洪水調整池として活用できるのではないかというような気持ちも持っております。これはお尋ねですが、今の河川公園について、私は前にも質問をさせていただいたことがあるかと思えます。そのときに広場部分については湧水が多く、抜本的な対策をしなければなかなか活用は難しいという答弁をいただいていたかと思えます。その後、具体的な計画があるかどうか、まず伺いたいと思えます。

町長（北里耕亮君） 今お話がありましたように水はげがなかなか状態が思わしくなく、湧水があるという状況は変わりません。一部、一度、県のほうに暗渠の工事を、随分前の話ですが、整備をして、そのあとすぐに湧水が出ましたので、その部分は県の責任においてしていただいた時期もありました。ただ、あれから数年たちまして、町のほうに移管をされて、整備というのは、町有地ということであとは管財が草切り等をして、広場ということであるわけでございます。あそこに町といたしましても今度何か建築物をしてという計画もありませんし、先日はちょっと木魂館のほうで林業関係のイベントがあった場合に車の止め場ということで一部使いはしましたけれど、ほとんど利用がないかなというふうには、広場自体は。ただ、その横、歩行者の方が多くて、ジョギングであったり、体力づくりの散歩という部分はあるのはあるのですけれども、取り立てて行政としてあそこを建築物を建ててとか、どのように使ってという計画は今のところありません。ありませんので、今、一つの御提案という部分で執行部といたしましても、物理的にあそこが調整池というか、洪水対策の調整池になるのかどうかという部分もちよっと考えないといけません、いろんな方向から考えていきたいというふうには思っております。ただ、もともとはできたときからあのエリアというか、あの河川公園は何か周りの環境に、私は議員でありましたけれど、融けこむように建物を建てずに、樹木とかも高さを抑えたような、あまり樹木も植えないような、そういうところにしていきたいというような確か計画があったやに記憶しております。

すので、今後またあれから数年たっておりますので、いろんな方向から考えていきたいというふうに思っております。

3番（北里勝義君） 河川については県の管轄になりますので、なかなか答弁も難しいかと思えますけれども、ここの河川の上流に桑鶴橋というのがございますけれども、そのちょっと上流に霞堰という堰がございます。これは、私は霞堰という認識をしているのですが、霞堤とか言われることもあります。これは洪水調整池なのですよね。あそこの桑鶴橋がまだ架け替える前で、まだ河積残留も小さくて古くて閉塞しやすい橋だったのですよね。そのために28年水害後に災害復旧と併せて関連事業としてこの霞堰をつくっております。これはその橋に洪水が集中したときにそこに霞堰で流量を逃すとか、これは昔からある工法で洪水調整池として使っている工法だと私は認識をしております。今、桑鶴橋は架け替えまして、そういう閉塞をするような橋ではございませんので、霞堰もほとんど使われていないのではないかなと思いますけれども、当時はかなり洪水調整池として機能していたのではないかなというふうに推測をしております。そのような形でこの河川公園の広場の部分も洪水調整池として使えないだろうかというふうに思うわけですね。あそこをある程度掘り下げてもらって、そこに洪水の調整池ができると。今、近年、集中豪雨などでやはり局地的な出水が多いわけですね。その中でそういった調整池を設けておれば、そこに時間の余裕もできますし、一番心配するのはやっぱり石城橋ですよね。あそこにある石城橋の冠水というのが一番心配されるわけございまして、そういった調整池を設けていってもいいのではないかなと。普段は、あそこは子どもたちの川遊びといいますか、子どもたちの親水池として今でも使っているのですよね。だから、そういった中でその洪水調整池を設けながら、そこに親水公園ではないけれど、水と遊べる雰囲気ができるのではないかなというふうに感じております。ぜひ県の管轄であるかと思いますが、町の提案としてまた県のほうと協議をしていただきたいと思いますというふうに思いますが、町長、その考えをお願いします。

町長（北里耕亮君） 一つの御意見という部分で、御提案ということでもあります。過去においてあのエリアも昭和28年の水害のときにも多大な、甚大な被害が及んだところでもあります。そういう部分でそういう考えに基づいてやはり防災ということで常に考えなければいけないというふうには考えております。そして、今現在の利用として、あまり構築物があって何か地元も利用するという部分ではなくて、少し子どもたちが遊んだり、ジョギングしたり歩いたりという部分もありますので、その辺のところも今後また集落あたりにも話題にしながらも、町としてももし考えがまとまればまた県と協議という部分はそれもあのかなかなというふうには思っておりますので、検討しないということではなくて、いろんな方向からまた考えていくということできさせていただきたいというふうに思っております。ただ、一度あそこが事業を行っている場所でありまして、議員おっしゃいましたように親水公園、そしてちょっとなだらかな護岸、そういった部分もありましたが、大水が平成17年のときだったですか、その前だったかもしれません。あれがで

きて数年後にはそういったものが一遍にちょっと流れてしまっているという状況もありますので、そのあたりのところの協議が県あたりとの協議のときに、「過去そうだったじゃないですか」と言われると、なかなか部分があります。水が寄るところなのでそうなった結果でありますので、議員言うように調整するような何か方策というのがやっぱりどのみち必要なところかもしれないなというふうには思っております。検討していくということで答弁をしたいというふうに思っています。

3番（北里勝義君） 本来、河川公園として整備をされたわけですから、本来の公園的な機能は残しながら、洪水調整池として活用できるのではないかなというふうに思いましたので、そういう提案をさせていただきました。ぜひ県のほうと協議を行って行っていただきたいというふうに思っています。

それから、3点目、これは通告が遅れましたので、わかる範囲でよろしいので答弁をお願いしたいというふうに思っています。時間外勤務についてお尋ねをいたしたいというふうに思っています。今月の12月2日の新聞報道で阿蘇広域行政事務組合の職員の懲戒処分、これは減給処分でございますけれども、が公表され、新聞報道をなされております。内容的には架空の時間外手当と、それから公印規程違反というような形で減給の行政処分がなされたということで報道をされております。今、私も広域の議員をさせていただいておりますし、こういった不祥事が出たということで大変残念に思っているところでございます。この時間外勤務につきましては、やはり行政だけではなく、事業所また企業においても大きな話題になっているのではないかなというふうに思っております。長時間労働問題、またサービス残業、また三六協定、そういったのが報道等で話題になっております。今回、小国町の場合、この時間外勤務に対する命令系統といいますか、申告、命令また報告というような形になるかと思っておりますが、この時間外勤務についてどのように命令されているのかをお尋ねいたしたいと思っております。

総務課長（松岡勝也君） 熊日新聞に阿蘇広域の事件が載っておりましたのを私も承知しております。お尋ねの件です。小国町における時間外の勤務についてということです。極力時間外労働はしない、計画的な仕事をしていただくようにということで職員のほうにはそういった話をしていくわけですが、時間外というのは基本的には命令という形になっております。小国町の場合は、時間外伺いと勤務命令が一つの様式になっておりまして、前もって何月何日の何曜日、勤務時間はこういった、5時半から6時とか、5時半から7時とか、基本的に時間単位でございますけれども、30分単位という申告もございます。そういった事業内容をこういった仕事をするかということで担当課長のほうに伺いを上げて、それで命令するというような形になります。それを受けまして、翌日以降に課長にそれを出しまして、実際勤務した時間を出して、それが報告に変わるというような形になっております。それを1カ月集計いたしまして、担当課長のほうが総務課のほうに最終的に持ってあがりまして、それを翌月の給与に加算するというような流れにはなっ

ているところでございます。

以上です。

3番（北里勝義君） 基本的には残業も命令というような形になっております。これはなければいいのですが、今回の広域の処分を踏まえて、小国町でも時間外勤務についての見直す点とか、取り組みとか、そういったのが何かあったのかどうか、お尋ねいたしたいと思います。

総務課長（松岡勝也君） 極力時間外はしないようにということでお話ししておりますけれども、どうしても年度末、新しい年が始まったとき、また異動等、また災害等は別ですが、そういった時期にどうしても時間外が重なる部分がずっと見ておりますとそういった傾向があるかなというふうに思っております。やはり年間計画を立てまして、やはり課内等も協力する体制、そういったところをきちっとしていく必要があるかなというふうに思っております。どうしても偏った人が時間外が大きければ、やはり課内等、そういったところはきちっと気をつけて、均等なる労務管理は必要かなというふうに思っておりますので、全体的な時間外の働き方の改革といいますか、そういったところを踏まえて長時間労働をしないような職場づくりを進めていく必要があるかなというふうに思っております。

3番（北里勝義君） 全体的に見直しをして、働き方の改革といいますか、そういったのを進めたいということで、ぜひお願いしたいというふうに思います。また、私は、いろんな場合、この組織の中で自浄作用というのが大体は働くのですよね、実際に言って。広域の場合は、そういうのがなかったのかなとちょっと私も思ったりしますけれども、やはりそういう自浄作用といいますか、職場の組織の中でやっぱり言いたいこと、またいいことも悪いことも、言いたいことも言える、また議論できる職場環境というのは大事ではないかなというふうに思っております。そのことがいろんな面で自浄作用というような形で作用していきたくらうと思っておりますし、そういった職場環境づくりというものに対して町長の何か考えがあれば、最後にお聞きしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 組織全体を見ると、課長会というのは毎週月曜日の朝に行っておりますし、政策課長会議というのを月曜の夕方行っております。また、それぞれの課の部分としては、課長がそれぞれ自分の課を必要なときに全体、課の全員会議という部分をされているのをたまに見かけることもありますけれども、そういった部分をやはり数を多く持つことが大事ではないかなというふうにも思います。そういう正式な場で言いにくいこともあるときは、またそれはそれでその上司の方が気を遣うとか、そういう部分もまた必要かなと思います。今、小国町は、私の知っている範囲でありますけれども、あまりぎくしゃくというか、そういうではなくて、割と組織的には風通しがいいものではないかなと思っただけかもしれませんけれども、もしそういう部分があれば、また今後もいろいろな部分で事柄、重たい話題というのですかね、そういった部分がかもし隠されているような状態があれば、また対応していきたいというふうには思っております。特段、私の部分の中で今回のような広域の部分、少し私も単純なちょっと残業のという話題では

なかったのですけれども、小国町役場の風通しという部分の意味において、仕事をしやすい環境が引き続き必要だなどという部分で何かあれば努力していきたいというふうに思っております。

3番（北里勝義君） それでは、これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。1時55分から再開をいたします。

（午後1時43分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時55分）

議長（渡邊誠次君） 6番、時松唯一議員、登壇を願います。

6番（時松唯一君） 6番、時松唯一です。

今回、小国町有林の現状と、それから環境モデル都市の現状ということで、これは似通ったところがございますので一緒に質問いたします。

まず、小国町有林の現状ということで、今、林道作業道の現地調査一覧というものを数年前にいただきました。今、地籍が進んでいるかと思えます。その作業道林道というのが52カ所と私は認識しておりますけれども、間違いございませんでしょうか。

議長（渡邊誠次君） 執行部答弁はどちらがなさいますか。

6番（時松唯一君） 52カ所、大字の地区ごとに林道と作業道、これは執行部からいただいた、数年前に皆さんいただいていると思うのですが、その資料です。その中に52カ所ございます。私が今お聞きしているのは、地籍が進んでいる中で間違いがないか、地籍が済んでいないところも、上田地区なんかはまだ済んでいないと思うのですけれども、済んでいるところは何箇所あるのかと。本町の森林面積は、約1万7千ヘクタールでございますよね。そのうちの3割ですかね、民有林が1万ヘクタールほどございますので、約400ヘクタールが町有林かなと、そういうふうに私は認識しております。その町有林が今どのような現状になっているか。今、町長が推し進めている環境モデル都市のバイオ、それから電力、そういうところにどのように活用しているのかをお聞きいたします。

総務課長（松岡勝也君） お尋ねの町有林につきましては、先ほど議員がおっしゃるとおり町有林の純町というのが453ヘクタールございまして、まだ地籍が終わっていないところも含めましてそういった数字になっております。これは水上村の町有林も含めておりますので、純然たる小国町だけに直しますと409ヘクタールほどでございます。大字、地籍が終わっているところが宮原とか、下城、黒淵が終わっておりますので、そういった面積はある程度現実的な数字が出ておりますけれども、今現在そういった終わっているところと終わっていないところを合せまして409ヘクタールの純町有林があるというような状況でございます。

森林経営につきましては、毎年、森林経営計画に則りまして、森林組合と協議して、下刈り、



間伐、場合によっては主伐も含めまして補助金等を利用した極力手出しのないような、そういった経営をしているというのが現状でございます。

6番（時松唯一君）　その中で天然林、雑木が2千ヘクタールほどございます。この天然林はいつたい大字のどの地区に一番樹木しているのか。それと、今それに兼ね合いして製材業等が減少していると。森林組合との委託もやっているということであれば、今現在、製材業の数から、今、小国町から他県に出ているその材の数、価格等がわかれば、お答えください。

総務課長（松岡勝也君）　天然林と申しますか、部分的には天然林化したクヌギの山がございしますが、大体、今うちの経営計画の中でつかんでいる数字は8ヘクタールほどクヌギがあるというふうに台帳上はなっております。主に麻生釣又は山側の涌蓋山寄りとか、そういったところが中心的にクヌギが多いというような状況でございます。

6番（時松唯一君）　併せてその製材業の現況ですよね。製材業、私が見た限りでは、そちらの川沿いですかね、数件廃業みたいな感じでがら空きになっておりますけれども、そこら付近のことと、それから他県に出ている製材の材の数、数量がわかれば、わからなければ、どうでも結構です。

産業課長（澁谷洋典君）　すみません、まだ仮通告ですけれども、町有林ということで、総務課のほうかということで、私のほうでそこまで考えは及びませんでしたので、そういった数字についてはちょっと手元にございませんで、今のところお答えできません。

町長（北里耕亮君）　議員御指摘のとおり製材業、製材所の数は、近年はお辞めになられたというのはあれですけど、数年前に数社辞められている状況はあったかと思えます。そこは、確認というか、行政の内部のほうでも現在の製材所の数というのは調べればわかるのですけれども、やっぱり減っているという状況は議員の御意見のとおりであると思えますし、また町内の伐採の状況、間伐の状況から小国の市場以外に出ているという部分もゼロではないというふうに、過去の経験上といいましょうか、恐らく現在もそう変わってはいないかな、10年前の状況は大体わかりますけれども、現在もあんまり変わっていないのではないかなというふうに思います。少しはあるというふうに行政としては認識しております。

6番（時松唯一君）　5年前、20社ですね。20近くあったと。それから、森林組合を中心に51名の一人親方がいたと。だから、これが増えている可能性はほとんどないわけですよね。減っていることは減っているのでしょうけれど、そこら付近は一回チェックしていただきたいというふうに思います。

私は、環境モデル都市を綴じていたらこんなに厚くなりました。これ全部環境モデル都市で執行部の皆さんからいただいた部分と、それから講演会でいただいたもの。これを逐一見てみますと、やはり循環型の農林タウンをつくりますということを謳っています。ただ、言葉だけがいつも踊っています。やはり一年一年、確実に検証することが必要かと思うのですよね。だから、各

担当が共有して、この環境モデル都市小国町というものを職員全員に一回聞いてみてください。どういふものかと。何ページに何があるのだと。そのくらいの共有感がなければ、この構想タウンはちょっと無理かなというふうに思います。私はそう思います。

それから、町長にお尋ねですけれども、いわゆる循環型で電力も賄えますよという話があったと思うのですよね。皆さん、御存じでしょうけれども。その中で町長は、平成28年の2月にこのような話をしています。町は、1月、地熱発電に開発規定を設ける条例を施行、発電事業者は町長の同意が必要になったと。これは、間違いございませんか。

町長（北里耕亮君） そのような条例が策定をされまして、そのような条文も入っていますよね。はい、そのとおりであります。

6番（時松唯一君） まずは、それを確認しまして、今の現状、今、小国町の2、3日前ですかね、小国広報で皆さん見られたと思うのですけれども、ふるさと納税で数億円の寄附をいただいている。この件に関し、また同僚議員が後日、質問するかと思いますので省略しますが。ただ、審議会長にまだ産業技術総合研究所名誉リサーチャー、地熱学を専攻している野田徹郎さんがまだこれに関連していることは間違いありませんか。

政策課長（清高泰広君） 地熱審議会の会長は、野田徹郎さんでございます。

6番（時松唯一君） 今のリンクしていきますと、まずいろんな条例をクリアをし、農地法があり、それから農振ですかね、そういうものをクリアし、そこで審議する方たちが何人かいて、頭に委嘱されているこの野田さんですかね、方がいらっしゃると。今からたぶん出てくると思うのですけれども、いろんな町条例に協議をした中でいろんな会社が今入ってきていますけれども、そういうものを全部審議をして、最終的にはやはりいろんな審議委員、審議会があっても町長が同意しないとできない、どんなにクリアしていても町長がよしと言わなければならないというイメージで捉えてよろしいのですかね。

政策課長（清高泰広君） 条例上は、そういった事業計画があがってきた場合には、町長はその審議会に計画の内容の妥当性を諮問しまして、そしてその答申を受けて、町長が同意するという形になっております。

6番（時松唯一君） ということは、最終的にはいろんな審議をし、最終的判断を町長が行うということですね。とすれば、やはり今回の数億円の寄附をいただいている方々もやはりいろんなことが出てくるかと思しますので、そこら辺はしっかりとやっていただきたいと。これは、ちょっとエネルギー関係と違う話ですから、それはこっちに置いて、それはあとでゆっくり皆さんで審議していただきたいというふうに思います。

それから、今、これは上田牧野組合のことをお話するとちょっと失礼なのですが、100ヘクタールほどの維持管理を今やっています。その中で中山間で数百万円かな、野焼きの援助あるいは道路整備の援助をいただいています。ただ、年齢が70歳を超えている。非常に厳しい。

その中で一回、執行部の建設課でもどちらでも、産業課でも結構ですので、今まわっている発電所、5基の発電琴ヶ原ですけれども、その両脇を目で見てください。すべて法面がえぐられています。毎年毎年、側溝をさらえるのは限界にきています。何か方策があれば、私たち組合も頑張りますので、執行部のほうも何かそこら付近を、あればちょっと目を見て、その関係機関に問い合わせていただきたい。いかがでしょうか。

建設課長（佐藤彰治君） 一目山線のお話ですかね。おっしゃるところの状況は、大体把握ができております。維持管理はもちろんですけれども、災害等があれば当然町道部分については、町の建設課のほうで対策をしていきます。それから、側溝についても今一度、確かに転石が多いところで、側溝のほうに詰まるような状況が多々ありますので、そこら辺はもう一度確認しながら、対応できるものは対応していくというふうにいたしたいと思います。

以上です。

6番（時松唯一君） 一目山線沿い、以前、境界だの、所有権とか、いろいろ皆さん問題になった箇所でございます。そこは、今非常に生命線というか、そこに行かなければ牛も放牧できないというような状況ですので、一回、目を見て、歩いてみてください。

それから、それに引き続いて、畜産農家も上田だけで5軒になりました。5軒になりましたけれども、頭数は減っていません。しっかりと頑張ってください。そういう中において、今、再度繰り返しますけれども、やっぱり道路の確保は必要だと再度申し上げまして、私の一般質問を終わります。

議長（渡邊誠次君） 執行部、答弁よろしいですか。

建設課長（佐藤彰治君） 先ほど申しましたとおり、道路に関しましては、今一度確認した上で対応していきたいというふうに思います。

以上です。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。2時20分から再開をいたします。

（午後2時12分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時20分）

議長（渡邊誠次君） 2番、大塚英博議員、登壇を願います。

2番（大塚英博君） 2番、大塚でございます。

今回も三つのテーマについて質問をしていきたいと思います。まず最初は、復興まちづくり計画策定についてと、道路の凍結、そして積雪の対策について、3点目が浄化槽法について、それぞれ最後までよろしく願いいたします。

それでは、第1目の1点目でございます。復興まちづくり計画策定について。その前に、平成

28年度に行政懇談会がございました。その中で貴重な要望等がたくさん出たと思います。その二つを紹介しますと、小国ドームに上がるところの非常に足下が暗いということ、そしてもう一つは、ゆうステーションから柏田住宅に行く遊歩道が非常に足下が暗いという、そういうのを含めてどこまで片付いているのか、現在まで。そのことについてまず最初にお尋ねしたいと思います。

総務課長（松岡勝也君） 御質問の昨年の町政懇談会、昨年、一昨年、28年の7月に各大字をまわっている御意見が出ています。今、御質問のありました小国ドーム、またゆうステーション付近のライトの問題、ほかその当時出た意見をちょっと見てみますと、防災用の避難所の設備関係、また集会所、避難所の耐震の問題、そのほか道路の復旧状況、そういった御意見等が出ておりました。

今、御質問のドーム、またゆうステーション周辺の照明につきましては、即座、すぐ明るくするというような対策は今とれておりませんが、今現在、今年の復興まちづくり計画、こういった中でもそういったところを含めてどうするか、またゆうステーション付近の照明につきましては、県の土木部の管轄ということで、先だって県の土木部との要望のお話がありました。その中でもやはり町がつけた照明がありますけれども、県の敷地内ということでそちらのほうで対処できないかというお話をしておりました。

避難所につきましては耐震化、これにつきましては今年一部は計画にのせて来年度からという話も今現在考えているところでございます。耐震化と避難所の整備というのは、今回の復興まちづくりのメインになっておりますので、それは29年度計画を立てて、30年度からできる範囲から進めていきたいと思っております。また、避難所の備品につきましても予算の範囲内ということで、特に小国ドームにつきましては、プライベートの確保がとれていなかったということで、プライベート用のテント、またそれぞれの方の避難する場合のパーテーション、そういったところもちょっと備品を揃えております。また、各避難所につきましては、災害用の無料の電話、この設置のほうも一応終わっております。それと、避難の体制ということで、職員と一般の方、いろんな応援部隊が入ってきますので、職員がわかりづらいということで、一応避難とか、いろんな災害時に使う職員のベスト、ビブスを揃えております。そういったところは、備品関係につきましては、今現在そういった状況で整えているということでございます。そのほか、避難所のトイレの洋式化、また非常用の電源と、これにつきましては先ほど12月の中で補正させていきまして、そこにつきましては少しずつではありますがありますけれども、要望にこたえるような形で進めていきたいというふうに思っております。

懇談会の意見では、道路災害復旧の進捗関係、通行止めの解除、そういったところも御質問がありました。今現在、北河内線の一部、また対岸線の一部がまだ通行止めということで、そのほかの町道については災害復旧が進捗してありまして通れるというような状況ですが、まだまだ通

行止めの箇所もあるというような状況でございます。そういったところで28年度の懇談会の中では、今少しずつではありますけれども、できるところから皆さんの要望のほうにこたえているというような状況でございます。

2番（大塚英博君） 町民のやっぱりそういうふうな要望とかというものに対して、小さなことでもいいですけど、できることだけ早くやるのが復興まちづくり計画みたいな大きなことよりも町民にとってみれば非常にありがたいのではないかなという気がいたしております。ぜひその点はどんどん進めていただきたいと思います。

それでは、震災の検証という形で二つほど質問したいと思います。

まず、先の防災まちづくり懇談会の資料の中に、家の、建物の被害という中でアンケートが取られました。その中で1千500という中から628という回収率。そして、同時にその中で家屋に何らかの被害を受けたという、ひび割れた土壌にやっぱりひびがあったのも含めて、それは31.9%という大きなパーセントでございます。本当に被害がなかったというのは、33.9%ぐらいの少ない。何らかの被害を受けたと、棚から物が落ちたとかという被害というのが、大体6割から7割あったということでございまして、実質的によると報告書の中ではもちろん半壊というのが1体と、そして同時に132という一部損壊というものを合わせて133件でございました。これはあくまで罹災証明書を発行したということと同時に、被災証明書というのがまた69あったと思います。その点でございますけれども、あれだけの被害が家屋にあったのに、表面的によるとただ134で済まされている。そこで大事なのは、今回のアンケートというのを取って初めてその大きさに気がついたわけでございます。その方たちが果たして被災の恩恵を今まで受けられたのだろうかというのが一つの頭にあります。これは一つの検証として、これはぜひアンケートとか、そういうふうなもの即座にやっぱり調査するというのは非常に大事なことではなからうかと考えます。

一つの点でございますけれども、こういう話がございまして。自分でなんでもかんでも、なんでもかんでもというのはおかしいのですけれども、何もかも片付けて、そして同時に石垣を自分でついで、そして家の修理をし、町のほうには何一つ申請はしなかったという方が、私はたくさんおられると思います、この中に。本来は補助金を貰うべき方々が、そういうふうな中で手を差し伸べられていなかったという、これはやっぱり大事なことでないだろうか。このことについてもやっぱり大事なことで、検証していただきたいと思います。

もう1点は、支援物資と同時に義援金でございます。支援物資というものがそういう方たちを抜きにして、もし義援金というものがそういう方々を抜きにして、どのように配付された、またそういうのを含めれば、どういうふうな支援物資と義援金というものが配付されていたのか、このことについてお尋ねいたします。

総務課長（松岡勝也君） お尋ねの義援金でございますけれども、義援金につきましては、小国町

のほうには、国、県、日赤、共同募金会のほうからいただいております。そういったところにつきましては、大規模半壊が1件、重症が2名ということで、この方のほうに配分、きた金額をお支払いをしているというような状況でございます。

災害の救援物資でございます。これにつきましては、御承知のとおり28年の熊本地震によりますのは、プッシュ型、内閣府からの一方的な救援物資をいただきました。そのほか、日赤等からもいただいております。また、いろいろな個人の方からもいただいております。これにつきましては、一時、開発センター又は土田の給食センター棟とか、そういった倉庫等に備蓄して、それから一旦入れて、配分して、指定避難所に一回持って行って、それからまたその他、指定避難所以外の公民館等にも消防団の方にお手伝いして、持っていただいたというような状況でございますので、物資につきましては、期限切れのものについては随時処分したりとか、そういった現状でございます。

2番（大塚英博君） 今、支援物資の例えば水とか、そういうものはとか、いろんなものがたぶん在庫として残っていると思いますが、その点についてはどうですか。

総務課長（松岡勝也君） 物資につきまして、特に一番多うございましたのは水ですね。水が一番多くて、今現在も土田のほうにかなりストックをしております。災害時にとっておくということでもありますけれど、やはりこれも期限がきている分があれば随時処分するというしかないのですが、そういった物資の管理もきちっとやっていかないといけないというような状況でございます。今現在、在庫管理などは一応総務課のほうでしているというような状況でございます。

2番（大塚英博君） これは余分ですけれども、この水というのは賞味期限がございまして、この震災のときに備蓄として今ためているのですけれど、それ以前に（ハラン）の前にためた備蓄というものが拝見されます。あくまで早いうちに処理をしないと、それは本当にいうと場所をとってしまっただけで後処理に困るわけでございますので、そういう点については何らかの形で備蓄というよりも早い段階で処理をしていただきたいと。

そして、提案ですけれども、震災、そういうものが起こったときに瞬時に物資輸送はやっぱり今クロネコヤマトではないですけれども、そういうふうな宅配と提携をしながら、直接、集会所、そういうところに配送できるようなシステムというものも事前に打ち合わせしておくといいのかなという気がいたします。これは、熊本県の諮問等にもございましたけれども、そういうふうなものは東北の震災の中で経験したところで、熊本県の備蓄センターから集会所に行くのにもものすごくできなかったという、やっぱりそここのところにその問題を指摘されたところがございまして、この点も検討していただきたいと。

そういう中で今回の震災とか、そういうふうなものの中で対応に対する反省点とか、改善点とか、そういうものがありましたらお答え願いたいと思います。

総務課長（松岡勝也君） 今お話がありましたようにやはり備蓄関係、またいろんな物資関係、こ

の管理というのももちろんでございます。今なお、28年度から今29年度になっておりますけれども、今年そういった復興計画を今策定中でございます。これと併せて職員からのアンケートも実際にとっておまして、今集計もしております。これを合わせたところで検証というふうな形は一つまとめていきたいというふうに思っております。

課題等につきましては、かなり今回の地震につきましてはいろいろな課題が出ております。10項目ほどございます。警戒態勢の職員の招集の問題であったり、また災害時の情報発信の一本化という問題、またライフラインの情報の収集、これは電力供給源のどこからきているとか、また水道に対しても大きな濁度が出たと、こういった問題対策に対する事前の準備と、また避難所が一番問題点が出たわけですが、プライバシーの問題、先ほど言いました照明の問題、路上の駐車車の避難とか、そういったところに対してどういうふうな対策を今後していくとか、また罹災証明を発行いたしましたけれども、うちの町は比較的になかったのですが、やはり大きい災害の発生した場合、罹災証明の発行の現地調査、これをする職員の育成というのが非常に大事であると、うちの場合、二人体制でまわったわけですが、やはり何百という大きい状況が出た場合は、職員の育成をしないと弊害調査にもまわれないというような状況もあるというふうに思っております。また、今後、仮設住宅の問題。今回、帯田、下城の小学校に学校教職員の跡地を使って避難住宅と位置づけたわけですが、大規模発生した場合の本当の仮設住宅の位置はどこにするとか、そういった問題、またボランティアの受け付けをどうするか、そういった問題等が考えられるところであると思います。また、心のケアの問題、ソフト的なこういった問題もどういうふうに今きちっと位置づけておくかというところが、今反省点といたしますか、課題としてあがっているようなところがございますので、今後そういったところを含めて復興計画と検証に併せて進めていきたいというふうに思っております。

2番（大塚英博君） それでは、本来の復興まちづくり計画という中で拝見をしますと、避難所というのが目に浮かびます。その中でこの中に載っているのは6カ所であって、自主避難の場所という30カ所というのは、この中には載っておりません。前からかねてから言っているように、この集会所があるがゆえに避難場所として確保されたわけでございます。この避難所のいろんな面においてのやっぱり整備とか、そういうものに対しては、やっぱりこれからは大事なところでございますので、このまちづくり復興計画の中には優先的に入れてもらい、これがやっぱり地域住民の私は大きな願いではないかと思っております。この点についてお答えをお願いいたします。

総務課長（松岡勝也君） 指定避難所というのが、実際今回の熊本地震、水害等におきましても6カ所か7カ所を通常放送等で周知しております。実際その間、防災計画はまだまだたくさんあるわけですが、現実的に避難されている方はほかの集会所等でもいらっしゃると思います。なるべく避難指示、避難勧告が出た場合の職員の体制という観点から6カ所及び7カ所の指定避難所ということと呼びかけをしておりますが、そのほかの指定避難所もございます。こういったところも

整備をどういうふうにしていくかというのも、今回の計画の中ではきちっと位置づけをしていく必要があるかなと思っております。ですから、仮設が非常に多うございますので、そういったところもどういったふうな避難所の整備をするかというのも謳っていく必要があるかなというふうに思っているというところでございます。

2番（大塚英博君） ほかの県においても、また町においてもそういうところにやっぱり補助金を出しているところというものも見受けられます。ぜひそういうところを進めていただきたいと思っております。

それでは、次に2点目の道路の路面凍結と積雪問題について、対策について質問したいと思います。今年は冬が早くきたもので、先ほど雪が降りましたし、路面凍結による事故も多いのではなかろうかと思っております。その点について事故防止の観点から、私は、路面凍結は非常に大事な問題ではなかろうかと思っております。国道においては、凍結注意という看板も見受けられます。その点において観光客もたくさん小国のほうに流れ、小国のほうで事故が起こっては困るわけでございまして、その点において県道や町道については、やっぱりこれから積雪がいつまでたっても解けないという場所がたぶん多々見受けられると思っております。このところの把握というものが非常に大事なことだと思っております。住民からの把握、もちろん建設課やいろんなところの役場の方たちがみえてわかるように、この場所はいつも凍るところだと。私は、この点についてはやっぱりよそから来る人においても注意喚起というものが大事なところではないかと思っております。その点について、もし要請があれば看板とか、そういうものができるかどうか、まずお聞きしたいと思います。

建設課長（佐藤彰治君） 凍結箇所というものは、全体的に小国町の標高そのものが高いため、御存じのとおり至るところで凍結というのは起こりうるところでございます。特におっしゃっているのは、凍ったあとの融解の時間の話だろうと思っております。その時間がかかるような場所ですね、解けるまでに。当然陰っているような箇所については、時間がかかっていつまででも解けないというような場所というのは、幾つかこちらのほうでも把握はしているところでございます。ただ、どの程度の凍結にしても融雪剤というものがございましてけれども、そういったものを散布するという方法でしかちょっと方法がないものですから、特に解けないものに対しては町のほうで出動をかけるところがございましてけれども、基本は町道も300キロからございまして、できる限りは塩カリのほうを差し上げておりますので、地元で散布ができる部分についてはお願いをしたいというふうに思っております。程度があまりにもひどくて積雪もあり凍結もありというようなところで、1週間も2週間も解けないというような場所については、また御連絡いただければ個別に対応ができるかというふうに思っております。

以上です。

2番（大塚英博君） 1番の今の質問ですけれども、一応看板を設置できるかということでございます。この点について。



建設課長（佐藤彰治君） 申し訳ございません、看板ですね。それは必要な箇所であれば、現場を見た状況で設置できると思われまますので、こちらはまた御相談していただければというふうに思っています。

以上です。

2番（大塚英博君） よろしくお願ひします。

同時にもう1点は、なぜそこが凍るのか、なぜそこに積雪していつまでも解けないのかという一つの原因があるかと思ひます。それは地理的な問題もございませうが、その中にはやっぱり道いっぱいいに植えた木が今大きくなつて、それがやっぱり災害の支障を来たしているのではないかなと、私はそこが大きなことだと思ひます。なるだけそういうふうな凍結場所を減らすためには、そういうふうな影響をすところに対してやっぱりある程度は協力してもらつと同時に、こちらからもそれなりの伐採とか、そういうことに対して納得いくような形をとらないと、私は一向にその場所というものは減つていかなないのではないかと。何十年たつても凍つていところは凍つていところということでは、せつかくの公的な道路というものが自分の私的な問題においてそれが凍結されたままならば、私はそこが大きな問題ではなからうかと思ひます。そういう点も含めて、持ち主の方だとか、そういうふうな影響のある方たちと、やっぱり和を交えて協力できるところは協力してもらひ、そういうところも説得して、そしてある程度の伐採補助でもプラスアルファということを含めて検討していただきたいと。道路沿線等のその自主転換の補助というのがありますけれども、これはあくまで100%補助ではありません。自分の負担がかかりますので、それに対しては、返還はしませぬ。それと同じように下手にそれを伐つてくださいと申つても、自分で負担をしなければそれはもう止めます。そういう中でやっぱりそういうところを早く解決していただきたと思ひます。その点について、いかがですか。

建設課長（佐藤彰治君） 道路沿線関係の特に針葉樹系、杉関係の陰切りと言われる部分だろうと思ひます。現在、町のほうでは沿線木の安全対策事業ということで一部助成をしているところもございませう。これは、ただし、上限が30万円という上限の中で2分の1、伐採に要する経費の補償をするというような補助金もございませう。そうした事業を設けることで、またそうした当然民地ですので、民地で個人の所有物ということになりますので、御自身が納得いただかねば、なかなか推進も難しいということもございませう。そうした中でも幾らかでもということでもこういう補助事業を、補助金を町の単独で設けているところもございませうして、昨年も10件程度は申請があつたかと記憶しておりますけれども、そうした自らそういった凍結防止ということでも賛同していただいて、自ら伐採していただくというような方もいらつしやいませうし、なかなかこちらからお願ひはできますが、最終的には御自身の負担も出てきますので、そこらあたりで合意ができればなかなか難しいという問題がずっと今までに残つているところもございませう。状況的にはそういう状況もございませうして、できるならば自らそういった事業を利用していただいて、日む

きの悪いところの立木の伐採であるとか、そういうのを町のほうにまた御相談していただければというふうには思います。

以上でございます。

2番（大塚英博君） 今の中でやっぱり負担がかかれば、それはやっぱり伐ろうと思っても伐りません。私は思います、それは。しかし、負担がなくて、反対に喜ばれるということであれば、私は協力してくれる方はおられると思います。これが、強いて言えば、小国町に行けば路面凍結の場所はなく、何一つ問題がないと、非常に明るい町だというふうなことになると思います。そのところは、やっぱりもう一踏ん張って、やっぱり全額負担ではないけれども、そういうふうなプラスアルファという部分もついて、やっぱり協力依頼すること、私はこれは大事なことだと思います。これはみんなのためになるし、小国町だけではなくて、よそから来た人の小国のPRにもなることだし、幾ら負担がかかってもそれはみんなのためになれば、私は少しはいいのではないかなと思います。この凍結防止の箇所というものをなるべく早い段階でなくしていただきたいと要望いたします。

それでは、3点目でございます。浄化槽法についての質問をしたいと思います。この浄化槽法というものは非常に難しいところございまして、これは町民の方々からいろんな話を聞く中でもう少し検討する余地があるのではないかと私なりに考えておりました関係上、この問題を取り上げました。そこで、法の10条と11条というものを住民課長にちょっとそれを読んでいただきたいと思います。

住民課長（生田敬二君） 浄化槽法につきましては、浄化槽を設置するにあたりましてその設置・管理について浄化槽法で定められているということでございます。浄化槽の機能を正常に維持して、適正な放流水質を確保するということが求められております。その中で管理者、個人設置型のもので通常は世帯主になるかと思いますが、そちらのほうに義務が課せられているところでございます。

浄化槽法の第10条、議員言われた第10条につきましては、「浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない」、毎年一回のうしろに「環境省令で定める回数」とあります。これは、浄化槽の人槽等によって定められております。清掃が毎年一回ということになります。

第11条、こちらのほうは定期検査ですけれども、「浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない」ということでされております。設置者に関する義務につきましては、今の保守点検、清掃、それから法定検査、法定検査は先ほども申し上げましたが、浄化槽の稼働状況や放流水の水質検査をするという検査でございます。こちらのほうは、第7条と第11条ということで分けられておまして、7条検査のほうを設置後、3カ月から5カ月の期間にする設置後の一回の検査、それから第11

条検査というものが定期検査、これは毎年一回行う義務がある検査ということになります。

以上でございます。

2番（大塚英博君） 58年度のその浄化槽法というところできた中でこの定期検査というものができました。そして、それは熊本県の浄化槽協会というものが県知事から唯一委託されている業者でございます。そういう中で一つ問題なのは、10条の中の保守点検と清掃という、そして同時に定期検査という保守点検の検査結果というか、保守検査結果というのは定期検査の結果と全く同じようなものであります。結局は、保守点検というのが毎月毎月行われるところにとりましては、何で定期検査をまた受ける必要があるのか。要は、きれいな水が放流されているということが一つの原点でございます。毎月の検査でそれが確認されていれば、あえてそこに定期検査というものがあるのはおかしいのではないかなという、そういうふうな疑問もありまして、要するに徴収率においては非常に100%ではないのではないのか、それに対して非常に異議を申し立てる方たちはたくさんいるのではないかなというふうに思います。そこで、12条というものがたぶんあると思います。その12条について言っていたきたいなと思いますけれど、住民課長に。

住民課長（生田敬二君） 12条の前に今言われたこと、法令上の解釈についてちょっと説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、第10条でいう保守点検のほうは、基本的に通常であれば清掃業者と設置者の方の契約によるものだろうと思っております。その中で浄化槽本体の機器の調整や薬剤の補充などを行うという形の委託契約になっているかと思っております。法定検査のほうは、言われましたように第57条で規定されておまして、指定検査機関ということで、県のほうが適正に水質管理されているかどうかをチェックを行うと、公平中立的な立場で検査を行うという形で定められております。熊本県においては、昭和61年に公益社団法人である熊本県浄化槽協会というところが指定を受けて行っているという形でございます。性格的にはちょっと違うものとなります。

第12条ですけれども、こちらのほうは、県知事がその必要、保全とか公衆衛生上必要があると認めるときは浄化槽管理者であるとか、管理者から委託を受けた保守点検をする業者、事業者のほうに指導、助言、勧告をすることができるという条文が定められております。

以上です。

2番（大塚英博君） 12条にあるようにやっぱりその保守点検も受けずに清掃も受けなくて、また保守点検の回数も少なく、その期間の間にきれいな水が放流されていないという状況というもの考えたときに、これに対して法定検査というものが非常に力が強い、そこに検査をすることによって改善命令ができるわけでございますけれども、毎月の保守点検の中でそういうふうな問題等が早く提起されて、それに対して改善されていく設置者があれば、それは法定検査を受けるまでもなく、きれいな水が放流し続けるということに対しては何ら問題はないように考えられ

ます。

そこで、一つ大きな問題は点検料でございます。要するに定期検査料というものが決まっております。設置者にとってみればこれも一つの大きな負担になっております。こういう負担というものが二重にかかるということに対しての抵抗というものがあるがゆえに、私はそののところにやっぱりもう少し明確に毎月そういうふうなきれいなことをやっているところに対しての基準とか、そういうものも謳ってもいいのではないかなというふうな気がいたしてなりません。これは法律でございますので、政治を預かる政治家というものがその法律というものを調べていかなければ、一般住民の方々からは法律は改正できません。そういう中であえて私は議員の立場からこの問題を提起したわけでございます。

以上、3点について、時間もちょうどになりましたので、質問をさせていただきました。どうか御検討をしていただきます。これで三つの質問すべてを終了いたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

4番（高村祝次君） ただいま大塚議員の質問の中に道路の沿線の危険箇所においては自主転換もというような話が出ましたけれども、補助金をもらったなら自主転換はできないと私は認識しておりますけれども、建設課長、その答弁をしっかりとやってもらいたいと思います。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。3時10分から再開をいたします。

（午後2時58分）

議長（渡邊誠次君） 大塚議員、申し訳ありませんが、一般質問者席に登壇していただいでよろしいでしょうか。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時12分）

議長（渡邊誠次君） 先ほど2番、大塚英博議員の一般質問が終わりました。そのあとに4番の高村祝次議員から先ほどの一般質問の内容についての質疑が出たところでございますが、その部分に関しては、4番議員にも了承いただいたとおりの議運を開きまして削除をしていただくこととなりました。しかしながら、建設課長の答弁内容に関しましては、誤解がある可能性もございますので、今から、先ほどの大塚英博議員の一般質問の内容に関しまして、佐藤建設課長から答弁を改めてさせていただきますので、皆さま方それで御了承していただいでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、異議なしということで、佐藤建設課長の答弁をお願いいたします。

建設課長（佐藤彰治君） 申し訳ございません、大塚議員の一般質問の中で、平成5年から施行されております道路沿線等快適環境整備事業補助金というものが、実は現在残っております。平成5年にこれの目的としましては同じ陰切りの目的もありますが、道路沿線の環境整備というのが一つの大きな柱で目的になっておりまして、これについては道路沿線の杉を伐採し、その代わり

に20メートル区間、広葉樹を植栽していただきましようということでございます。このような趣旨です。広葉樹転換事業と、いわゆるですね。それにつきまして伐採賃の30%、基本、それからその広葉樹の苗代の2分の1、これを上限30万円として補助をいたしますという部分の事業が1点残ってございます。大塚英博議員の御質問については、これについての御質問だったかと思われましたので、私のほうでこれについての答弁をさせていただいたところでございます。

また、現在行っております単独事業で道路の沿線木立木安全対策事業補助金というものが一方でございます。これにつきましては、逆に道路沿線の針葉樹を伐採し、風倒木等の被害を防ぐために通行止めとなる道路を保護するためにこういう事業を設けておまして、こちらのほうは一切植林をしないというような確約書をいただいた上で申請していただくという事業でございます。これにつきましても補助は2分の1、上限30万円というようなことで、一方では植林を促す事業でございまして、一方では植えないという確約をいただくという事業になっております。

ですので、そこのほうでちょっと私のほうで答弁について混同いたしまして、答弁のほうが誤解を招いたかと思えます。事業としましては、そういう2本の事業が現在まだ残っているというような状況でございます。

町長（北里耕亮君） ただいまの説明でございますけれども、両方大事な部分もありますけれども、やはり広葉樹の部分は、またその枝が出て町道に支障を来したり、またカーブ等で視界というか、見えにくさとか、そういう部分がありますので、少し私としては、それは取って代わって今現在の危険木というか、町道にさしかかる杉の伐採というふうに把握をしておりました。この機会にそのどちらか残すというのは相反する部分でありますので、そこは整理をさせていただいて、町道の危険木、その杉の伐採、以降は植えない、そういう部分にさせていただきたいというふうに執行部としては思っております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） それで、大塚議員、よろしいですか。

2番（大塚英博君） はい、そういうようお願いいたします。

議長（渡邊誠次君） それでは、大塚議員、席のほうに戻っていただいてよろしいでしょうか。

では、予定しておりました6人の一般質問が終わりました。

これで本日の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

明日12日火曜日は5名、時松昭弘議員、穴見まち子議員、穴井帝史議員、児玉智博議員、高村祝次議員の一般質問を予定しております。

本日はこれにて散会をいたします。

お疲れさまでございました。

(午後3時17分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（1 番）

署名議員（1 1 番）

# 第 3 日

# 平成29年第4回小国町議会定例会会議録

( 第 3 日 )

1. 招集年月日 平成29年 12月12日(火)

1. 招集の場所 小国町隣保館

1. 開 会 平成29年 12月12日 午前10時00分

1. 閉 会 平成29年 12月12日 午後 2時44分

1. 応招議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小 田 宣 義 君 書 記 穴 井 桂 子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君	教 育 長 麻 生 廣 文 君
総 務 課 長 松 岡 勝 也 君	教 委 事 務 局 長 横 井 誠 君
政 策 課 長 清 高 泰 広 君	産 業 課 長 澁 谷 洋 典 君
情 報 課 長 佐々木 忠 生 君	税 務 課 長 橋 本 修 一 君
建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君	住 民 課 長 生 田 敬 二 君
福 祉 課 長 木 下 勇 児 君	保 育 園 長 児 玉 敦 子 君
会 計 管 理 室 長 藤 木 一 也 君	



1. 町長提出議案の題目

なし

1. 議員提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

## 議事の経過 (h. 29. 12. 12)

議長（渡邊誠次君） 皆さま、おはようございます。

本日は、12月定例本会議3日目でございます。

ただいま出席議員は12人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（渡邊誠次君） 日程第1、「一般質問」。

本日は一般質問2日目となっていますので、直ちに質問に入ります。なお、本日の質問者は、まず、時松昭弘議員、続いて、穴見まち子議員、順に、穴井帝史議員、児玉智博議員、高村祝次議員となっています。よろしくお願いをいたします。

それではまず、10番、時松昭弘議員、登壇を願います。

10番（時松昭弘君） 10番、時松です。一般質問をさせていただきます。

本日、通告を2点ほどさせていただいておりますが、その前に私なりに今年一年間を振り返って、いわゆる反省と、そして町の全体的な評価、いわゆるそういった総括の質問を前段でさせていただきたいと思っております。

今年は、1月の段階でちょうど昨年4月に副町長が就任をされました。その前にいろいろ議会の中でも議論がなされたわけですが、非常に一年間、震災後ということで大変な時期もあったかと思っておりますけれども、残念なことに1月の段階で不祥事が発生したということでありました。そのことを受けまして、2月議会におきましては、いろんな方たちに、もちろん町民の方、いろんな方にやっぱり動揺と心配をかけたわけでありまして。そうして今回一年間の中でもいろんな形でセンターの開発工事等の見通しも立った、こういったことについても町民の方につきましては、少し安心もできたのではないかというふうに思います。

しかしながら、先般の12月7日に町長からの発言がありました。非常に私たちも町民の方も職員の方も大変驚いたことだろうというふうに思います。それはそれで町長の進退ということについては、私たちがとやかく申し上げませんが、その前に12月議会あるいは3月の次年度の予算が今編成をする段階であります。特に12月の議会、各担当関係で今ヒアリング等を行いながら、そして新年度に予算の査定ということができてまいってくるわけですが、その流れが今まさに少し揺らいできたかなというふうな思いもしております。非常に次年度の予算を組んでいくということになりますと、これは町民生活の方、いろんな方に密接につながりが、予算というのがあるわけです。そういったことも含めて、町長に残りの約1年4カ月間、私たちも議員も同じですが、その期間にやはりここで退任にあたるまでの期間というものをしっかりと確たるものを示して行ってほしいというのが、まず冒頭申し上げます。そういったことをなけ

れば、次の質問等についてもなかなか迫力がなくなる、あるいは信憑性がないというような懸念がするわけです。そういった思いの中で通告をしたあとにこういった発表がありましたものですから、あえて総括討議という形で町長にお尋ねをしたいと思えます。

町長（北里耕亮君） 議員の御意見のとおりには反省という意味では、本年1月、副町長の不祥事ということで、町民の皆さまやもちろん議会の皆さま方に多大なる御心配と御迷惑をおかけしたことを改めて深くお詫びを申し上げる部分でございます。

議員からのお話もありましたように、開発センター等の建て替えというのは今進んでいるわけですが、そのほかゆうステーションの周辺整備工事についても特別委員会を設けていただいで進んでいる状況でございます。

議会からの一般質問の中で、予算に向けてのということで9月議会でも御意見をいただいた部分の中には、やはり経常的に恒常的に進んでいる中でもう少し再度その補助金の中身などを調べながらここで事業の効果、そういった部分を見極めながら考え直すべきところもあるのではないかと、その部分については議会としても少し予算協議の折にそれをまた3月の当日ではなくて、事前にチェックをというような御意見、そういうニュアンスの御意見もあったかと思っております。お話のように、今から予算を策定するのに12月スタートしたばかりでございますけれども、この部分については、今、総務課を中心にヒアリングがスタートし始めておりますが、一応全体的に全部ずっと昨年と同等のようなのが上がってきます。それを、力を入れるべきところ、肉づけする部分は肉づけする、減らす分は減らすというようなところをするわけですが、できれば執行部といたしましても全体というのは大変でしょうけれども、部分部分ではあるかもしれませんが、議会の皆さま方にも一度1月ぐらいに何か見ていただく機会をちょっと考えたいなというふうには思っております。そこで、議会と執行部とともに、また平成30年度の予算、非常に大事な部分でありますので、お願いをさせていただければというふうにも思っております。

そこで、平成30年度、どういった覚悟と意思でという質問でございますけれども、先ほどお話がありました12月7日本会議の行政報告で私が次期に出馬しないという部分を、発言をさせていただきました。ただ、誤解のないようにお話をさせていただきたいのですが、決して平成30年度の予算を投げ出すというか、そういう真剣に考えないということでは毛頭なくて、タイミング的には7日にお話ししたとおりに12年というのを区切りにしておりまして、次に思いがある方や町民の中に思いを馳せられるような、そういう動きを早めにしていただきたいために表明したという部分であります。ですので、予算を協議したり、作成したりという部分については、力いっぱい、私は、本当に最後の年という意味合いもあるかもしれませんが、身を粉にして頑張っていきたいというふうには思っております。

事業的には防災まちづくり懇談会の中でも述べさせていただいておりますけれども、防災の拠点整備、役場庁舎の中にもそういうセンターを設けていきたいと思っておりますし、また杖立地

域に、非常に水害や土砂崩壊の危険性があるエリアでありますけれども、そういったところに防災拠点施設の整備をしていきたいと、その策定を平成30年度にぜひやっていきたいというふうに思っております。もちろん開発センターはもう工事を発注しております、あとはできるのを待つだけでございますけれども。

そのほかにも、あとでの質問にもあるかと思いますが、今、小国町の中に企業体といいましょるか、そういった部分が入ってこようとしておりますが、そういった部分についてもただ待つだけではなくて、交渉であったり、実際に吟味という言葉がいけないですね、しっかり執行部として見させていただいて、それでやっぱり進めるべき部分は進める、御遠慮いただく部分は御遠慮いただくというようなところをやっていきたいというふうにも思っております。

地熱や再生エネルギーについては、数年来、町も何らかの形で参加していきたいというふうに思って、議会の場でも答弁をしておりますけれども、系統連系の問題であったり、組織体の話であったり、そういった部分でなかなか具体的に形を見い出しておりませんが、平成30年の中で完成というのは少し難しいかもしれませんが、その道筋ぐらいはやはりぜひ自分なりにもつきたいなというふうにも思っております。

そのほか、農業、林業、そういった部分についても、議会からもいつも農林業にという部分も御意見もいただきますので、そのあたりもしっかりまた林業についてはいろんな広がりもあります。団体との協議もしながら、協力もしながら、小国杉を積極的にやっぱりブランド化していく、売っていく。そして、昨日の一般質問でも少しだけ話題になりました、なかなか製材所の数も減っているという状況の中でやっぱりいかにその木材を売っていくという部分を、やっぱり川上のその生産能力を高めるという部分も大事ですし、川下の実際に具体的に売っていくという部分も大事であろうというふうに思っております。また、農業についても、上田の法人化もされまして、その部分について行政ももう一つ踏み込んで協力をさせていただきたいという部分を考えております。今立ち上がったばかりでありますけれども、何か事務的な人的支援であったり、そういった部分も法人の方と協議をしながら、もし必要であれば行政としてもそのようなサポートができればやっていきたいというふうにも思っております。

私だけが答えるとちょっといけませんけれども、そういう最後の年という思いで、またこのあたりはちょっとぜひ3月あたりにも答えたいとは思っておりましたけれども、今質問がありましたから答えさせていただきました。しっかりやっていきたいというふうに思っておりますので、更なる助言、御指導をいただければというふうに思っております。

以上です。

10番（時松昭弘君） 今、丁寧に答弁をいただきまして、ありがとうございました。

振り返ってみますと、平成19年に町長が就任をなされたわけですね。その当時をちょっと思い出してみますと、非常に財政的に厳しい状況が続いて、当時のマスコミ等でも県下で3番目とい

うような記事が載って、記載をされたことがあります。その当時を見てみますと、当時は決算状況というのが単独の状況の中で決算があって、その後に連結決算という形でなされた流れがあります。そういった中で小国町の当時の財調資金が非常に厳しい状況があったかと思いますが、それは当然その前に小泉改革の中で交付税の減額という形で非常に厳しい状況が続いて、そういう形になされた。ただそれだけではないというふうにも思いますけれども、そういった町長が就任されたときの思いがそこにあるわけですが、今回の、今現在の昨年の決算の県下の状況等を見てみますと、財政状況につきましても非常に県下でもむしろ下から2番目というような現在の状況が今あります。このことも議員も当然御存じだろうと思いますけれども、こういったことを考えたときに、確かに今のそういう中で予算、いろいろな仕事をしていくか、今回も一般質問の中でも非常に予算に直結する部分が大変多くあるわけですが、こういったことを一つ一つ実現をしていくためにはそこには予算が出てくるわけですが、そういった予算の見直しというのも3月議会等が今度は新年度の予算を組まれますけれども、やはり、町長、残りの一年間という期間になりますけれども、最後の予算編成になると思いますが、私たちも一緒に含めて、やはり厳しいかもしれませんが、町民にそのことをやっぱり深く理解をしていただいて、そして本当に必要な予算はなんであるかと、町民の中の町民のために暮らしを求めるための予算がなんであるかと、また将来的に町の繁栄がどうすれば繁栄にもたらずかというような予算編成であってほしいというのが私の願うところであります。

そういった中で過去にも、以前は私たちが議会に入ったときには、当時は政権が自民党政権から2010年ですか、このときが鳩山政権のほうに、民主党政権に変わりました。その当時の財政分析等のほうを、ちょっと調査をしましたところが、やはり当時は、今でもそうですけれども、赤字国債の発行というのが大幅に当時は4兆円以上の国債発行がなされております。また、最後の民主党政権の場合は約44兆円、またそれからまたなおさらに増えています。そういった状況の中で、いわゆる私に言わせれば、政権が変わった段階では国が、当時を振り返って見ますと、建設課担当関係に言わせれば、当時、地方道路整備事業交付金というのがありました。また、総務課関係では公共投資の臨時交付金というのがありました。これなんかは、公共投資臨時交付金というのは当時95%の補助金があったわけですね。これらを今利用されて、今、小国町の中でも光ケーブルができています。こういったことを振り返って見たときに、やはり各自治体の町の繁栄をもたらすとかした場合は、そういった過去の予算とか、国の予算の流れをしっかりと全体的に把握をして、そして手を挙げていくところは挙げていく。しかし、この当時、今でもそうですけれども、何回も以前から申し上げたこともあります、やはりここはどんなに予算の要求をしてもそこにはその申請の期間というのがあるわけですね。これは約2週間というふう聞いておりますが、この2週間で土・日を引きますと約10日間しかありません。ですから、いかに日頃からやっぱり計画を立てて、どのような予算をはめていくのかというのが予算の編成にあた

っての一つの一年間の計画の方向ではないかというふうに思います。

今回、本当は通告をしてありましたが、産業振興と担い手ということでしてあります。また、祭りの質問については、これはちょっと予算にはあまり関係ありませんけれども、非常にいろいろな形を事業の展開をしていくためには予算がありますので、やはり本当に町長が残りの一年間で、私ども含めてですけれども、産業振興をどうしていくのかと、そのことをまず一つ、一点に絞って一年間目指すものをしていただきたいというふうに思います。

そこには、先ほどから町長からも答弁がありましたように、いくなれば農業、そして林業、小国町の本当の基盤産業である部分からしっかりと足下を踏み固めていって、そしてそのことが、ひいて言えば、次の時代をつくっていく担い手対策にも、魅力ある農業あるいは林業ができてくるというのが自然とした形で担い手が生まれてくるのではないかというふうに思います。しかし、それはそれなりで各分野においては相当の努力と工夫が必要であろうというふうに思います。今回、今、小国町の中でも農業法人ということを上田の地区で進めておりますが、お陰に何とか今から進めて具体的に行動していくわけですが、これも非常に大変厳しい状況も将来のことを考えたときにはあるというふうに私は理解をしております。この中で新しい担い手をつくっていく。あるいは、今、小国町の特産品でもありますように酪農関係、特にジャージー牛乳等につきましてもやはりそういった関係の方たちが段々と少なくなっているような心配もしております。しかし、産業としては非常に活気がある。それだけの利益が出てきているというような見通しも明るい材料もあるわけです。そういったところにやっぱり一点を絞って、極端なことを申し上げるといけませんけれども、いろいろな形で町が単独で農協あたりから買い取ってでも営業権をしきってくるのかという形で、そのことについてそういった担当部会に、いわゆる貸し付けをするとか、いろいろな方法があろうかと思えます。

今回も私が一応描いている構想としましては、上田の場合でも農業の問題、米生産が今度は米を段々と、今は飼料米が多くなりまして、そして米の価格も少しずつ上がってきておるような状況も今見受けられます。しかしながら、これはずっと恒久的なものであるかどうかというのただ心配するわけですが、こういったことを町のブランド化をしていくために一緒になって各米だけではなくして、酪農だけではなくして、町全体のプールのことをしていくというような窓口をやっぱり設けていただきたいというふうに、一緒になって、行政だけをお願いするわけではないです。私たちは私たちなりに一緒になって、やっぱりともに考えて、ともに前に進んでいくというのが私たちの思いでありますので、そういった思いを町長にも再度お尋ねをしたいというふうに思います。

町長（北里耕亮君） 御意見として一点に絞ってという部分でありましたけれども、先ほど答弁させていただいた林業分野であったり、農業法人の上田の部分であったり、時松議員に関係がある部分を少しお話をさせていただきましたが、ほかをかなり削ってその部分だけという部分は、な

かなか今財政状況がこうある中においてぎりぎりの部分でいっている状況もあります。そういう中でこの配分を、予算のその部分というのは非常に本当に聖域なくという部分をかかりしていかないと、観光分野は観光分野でそれだけ町に利益をもたらしますし、福祉分野は福祉分野で非常に町にとっても大事であります。教育分野もしかりであります。言葉の部分で議員はおっしゃったと思いますけれども、町としても今御意見があったような部分についてはしっかり考えていきたいと思えますし、また産業課といたしましても頻繁に、法人かみだの話でございしますが、会議に参加させていただいております。そういう中で、先ほど私が答弁いたしましたように、そういう中と、あと平成30年に町がどういうサポート体制ができるかという部分で検討する部分ではあるのですけれども、例えば事務処理を行うような部分にもサポートができるならそういう支援ができないかとか、そういう部分もありますが、今言われた意見、小国米という米のほうのそのブランドであったり、そういった部分の事柄もまた会議の中で御意見をお話しただければ、進めるべき部分は進めていきたいなというふうには思っております。ですので、議会で御意見をいただいて、そののちにまた法人のほうと町と一体となってというお話でございしますので、引き続きこういった部分については、ちょうど予算協議の部分でもありますし、平成30年はここを付け加えようという部分に大変参考になる御意見でありますので、そのあたりのところはまた考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

10番（時松昭弘君） 町長、少し誤解をしないように申し上げておきますが、私は上田の農業法人だけのことを申し上げたわけでは決してございません。全般的に町全体の基幹産業をどうしていくのかということが、私の一つの思いであります。その中に上田があるわけですが、酪農があるわけですね。やっぱり林業があるわけです。そういったことを相対的に首長という一つの立場の中からこの町の次年度に向けた方向性というのを私はちょっと申し上げたつもりでありました。

しかしながら、大体、町長の言わんとするところはよく理解をしたわけですが、やはり本当にみんなが一緒になって、そして今の一年間の予算の中でも、まだ今度は予算議会ではありませんけれども、本当にこれはやっぱりいろんな委託関係とか、いろんな無駄な部分が数字的に見られます。こういったことを根本的にやっぱり見直して、そういったお金があれば違う方向に、いわゆる福祉の問題であったり、教育の問題であったり、商工業の問題であったり、農業関係の問題であったり、いろんな分野の中にそういったことをやっぱりあまねく公平に、やっぱり光が当たるような予算をつくっていただきたいというのが思いです。

そして、その中でも各種団体等にいろんな補助金が20万円とか、50万円とか、いろいろ出ております。こういったことも委託料の見直しとか、そういったことをしますと、年間の中でも数千万円のお金がそこに浮いてくるのではないかとこのように思います。これはちょっと厳密に

計算をしてみないとわかりませんが、そういったことを職員がみんな一緒になって、職員の課長さん方も町長にやはり自分たちの各部署の思いというのをしっかりと提言をして、それをやっぱり予算の中に配して、この予算はだめですよというくらいの、やっぱり課長であってほしいというふうに思います。ただ座って答弁するだけの課長ではつまらないと思いますよ。これから先もまた今回、来年の3月におきましては、3名の方が退職をされます。しかし、あの方、どなたが課長になるかわかりませんが、そういった、これはあとの接遇教育問題等にもちよっと触れますけれども、そういったことの問題を意識してやっぱり進めていかないと、今から先、地方の自治体というのはますます厳しい状況になるというふうに私は一つ懸念をしているところです。その点を含めて、町長から今の質問について再度答弁をいただいて、この問題については終わりたいと思います。

町長（北里耕亮君） 予算の財政のお話でございますけれども、ここ数年、やっぱりなってきたときからそうだったのですけれども、弾力性という言葉が適正かどうかはあれなのですが、やっぱりここにこの事業体にぐっと力を入れるという部分がなかなかできない状況にもなっております。その部分については、補助団体の数も小国町は多いのですけれども、それを5%減とか、10%減とか、今までやってきましたけれども、やっぱりその団体はその団体の大事さというのがありますし、そこを非常に検討するという部分については、議会の皆さま方についてもその団体に近い関係の方々もいらっしゃいます。それぞれの御意見があるわけでございますね。そういった部分もありますし、ある議員はそれは下げるべきだ、ある方はそれは維持すべきだ、いろんな意見があるわけでございます。執行部といたしましては、それは一つの意見ということに捉えて、判断は執行部内でさせていただくわけでございますけれども、非常にその辺の考えというのが難しい部分ではあるかなと思います。やはり冒頭、平成30年という年を考えれば、その辺のその政策的に力を入れるべき先立つものといいたしめようか、それを考えるのであれば、そういった部分もかなり突っ込んで考えなければいけないかなとは、そういった部分というのは、聖域なき予算の協議ですね。繰り返しになりますけれども、ある程度少し予算のヒアリングを終えたあとに、状況が整った段階で議会の皆さま方に部門ごとに見ていただくというのも必要かなというふうにも思っております。それで、その部分もまた参考にさせていただきながら、平成30年の予算を3月議会にかけていきたいというふうに思っております。

あとは、既存の削減だけではなくて、歳入を確保することも大事であろうというふうにも思います。当初、施政方針の中でも少し述べまして、議会運営委員会や全員協議会の中でも少し触れましたが、町有地の中でも利活用されていない町有地もあります。そういった部分を現金化するといいたしめようか、それをすることでかなりの部分ができ得ると思いますので、そういった部分で歳入を考えたり、ほか歳入努力を考えるべきものがあれば、積極的に考えていきたいというふうにも思っております。



以上です。

10番（時松昭弘君） ただいま御答弁をいただきましたけれども、残りの期間、しっかり町長の思いを発揮していただきたいというふうに思います。

質問の中にも産業振興と担い手についてということを少し触れましたけれども、この問題についてはちょっと時間の都合上、一応省きます。

次の接遇教育ということで通告をしてあります。来年が3名の方が退職ということで、新しく職員採用がなされております。今までも新しい職員を採用されて、なかなか最近入られた方たちのほうがよくあいさつもするし、態度とか、いろんな身だしなみとか、表情とか、そういった非常に好感が持てる職員もたくさんおられます。しかしながら、今まで長年勤められて、早く言えば、マンネリ化していると、行政職員としてマンネリ化しているというような方々も、あいさつもしない、言葉遣いも悪い、あるいは態度もちょっといまいちどうかなというような職員もおられます。こういったことについて、やはりもう一度この接遇の教育の五原則というのを一回執行部で総務課長を中心として、やっぱり紐解いて職員に周知をしていただけないでしょうか。

特に行政職員というのは、やはり住民の方たちと密接な関係があります。特にやっぱりいろんなつながりがあって、特に先ほどもまたいろいろ住民からいろんな予算関係に関する事等も要望もあろうかと思えます。そういったことに対する対応のマニュアルとか、要は金がないからできませんとかということではなくて、そういうようなことも話をよく耳にします。自分の判断で結論を出すというような職員も中にはおられますし、私もそういった職員と何人とも遭遇いたしました。しかし、実際はそれが伝わっているどころか全く自分だけの思いだけにとどまったというなり、調査をしますとそういう結果になってきております。こういった方たちが次の、いわゆる役職にどんどんなっていくます。そうすると、その方たちが果たしてまた部下の教育をできるのかというふうに、そういう心配もするのですよね。そうしたときには、いわゆる本当の行政サービス、いわゆる町民の一人ひとりの暮らしを守るための行政職員としてのモラルがそこにあるのかということになります。そういったことをよく紐解いて考えたときには、今一度、今回、やっぱり町長も最後の思いとして、そういった毅然たる態度でやっぱり職員にはピシッと教育をする。ときにはですね。やかましく言うのではないですよ。やはりそこには、いわゆる温かみを持った形で相手のことも考えながら指導するというのが、やっぱり行政の職員としての心構えを再度植えつけるということも一つの方法かなというふうに思います。

私は、いろいろ過去にも自分でも研修を受けたことがたくさんありますけれども、やはり一つの組織の一員として信頼される行動をとってもらいたい、そのことを修得するというのが一番大事なことであるというふうに思います。それで、また、今、職員も一人ひとりの町民でもありますし、社会人としての自覚、そういったことをやっぱりしっかり持ってもらうということです。また、いろんな行政職員という方たちは、周囲の方たちといろんな出会いがあります。いろんな

方から、住民からいろいろ教えてもらうということもたくさんあるというふうに思います。だから、周囲の方たちとの良好な関係を築いていく。これは、日頃から常識的なことでありますが、そういったコミュニケーションを図ってくる、いわゆる自分でやっぱりスキルアップをしてくるというような本当の接遇の基本に一度立ち返ってほしいというのが私の今の率直な思いです。

それで、そのことを今まで何回となく過去にも話があつておりますけれども、どこまでやっぱり職員教育がなされているのかというのが非常に最近疑問に感じるところがあります。その点、町長、総務課長あたりがどういう形で職員指導をされているのか、お尋ねをしたいと思います。

総務課長（松岡勝也君） 接遇の問題、これは公務員として非常に大事な問題であります。やはりこれまでも議会の中でもこういった御質問があつたと記憶しております。特にあいさつが非常に役場は悪いということがよく聞かれることがあります。また、電話の対応、そういったところも言われております。そういった場合、やはり担当はもちろんですが、課長にもお話をして、極端な場合は課長会議で話をして、こういった事例が発生したというところで再度徹底をということで、こういった問題は毎朝の朝礼の中でやはり積み重ねていくしかないかなというふうに思っております。その都度その都度、職員を呼び出すといいますか、そういったことをすることも大事かと思っておりますけれども、やはり毎朝の対応、お客さんが役場のほうに来られたら、ちょっといろんなところを探しているお客さんがいらっしゃったら、どこか御用ですかとか、そういった声をかけるような持って生まれた公務員としてのモラルをやはり身につけていただかないと、誰か声をかけるだろうというようなところで、やはり役場に行くとき非常にあいさつが悪いとか、全然対応がなっていないとかというのが基本的な、先ほど五原則といいますけれども、あいさつとか、言葉遣い、身だしなみもそうですが、そういったところはやはり非常に欠けている部分がいまだかつて指摘されているのではないかなと思っております。

これも新人研修のほうは毎年行っておりますし、いろんな町村会の研修とか、NOMAの研修とかに行っておりますが、研修に行ったからすぐスキルアップ等、接遇が良くなるということとは限りませんが、こういったことについてはやはり研修を重ね、また皆さんとの報告会とか、そういったことをしながら、非常に今回の研修は良かったとか、そういったところを職員に周知して、職員みずからやはり本気でやる気を起こさなければ、同じような町民からのクレームであったり、批判が続くのではないかなと思っておりますので、本当に重ねますが、毎朝の朝礼等でしっかり徹底していく形が接遇・マナー向上につながるのではないかなと思っておりますのでございます。

10番（時松昭弘君） 課長から研修等も今年も行ったということでございますけれども、やはり一番大事なことは本人が公務員として地方公務員法を遵守するとか、そういった事をしっかりと読み聞かせて、振り返って、もう一度原点に戻って読み直してみるといいのではないかなというような職員もいるわけですね、やっぱり。そういったことをどんなに指導しても、やはり仕事をし

ていくためには自らが気づいて、そして考えて、そして率先して行動するというのが一番の大事なことではありますけれども、そういったことを再度しっかりと植えつけていただきたいというふうに思います。

そして、当然、町民の方たちはそういったことをずっと毎日、日々見ております。そういった非常に町民の目もありますけれども、ほかの人の目を見て仕事をするのではなくして、自分自身を信じてこつこつと前向きに、普通ごく自然体でやればいいのですよ。そして、人に会ったときはあいさつをします。いろんな相談事にも職員として対応ができる範囲内で対応をしていくと。そういったごく自然的なことをやっぱりやってもらえればいいのですよ。そして、やっぱりそういった形で住民の方たちから信頼される行政職員であってほしいというのが私の一つの願いでもあります。そのためには、私たちもいろいろな形でサポートをしながら職員と一緒に、やっぱりこの町を何とかしたいというような思いで残りの任期期間中を頑張っていきたいというふうに思います。町長にも最後に町長の職員教育に対する思いをお尋ねをしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 御意見のとおりであろうというふうに思います。新しく入られた方は新鮮な部分もありますし、高校を卒業したり、それぞれの専門学校や大学を卒業したり、企業体から入ってこられる方もいらっしゃいますけれども、そういった方々は今から公務員人生が始まるという意気込みと覚悟というか、頑張ろうという姿勢で入ってこられて、非常にあいさつや、新人研修という部分も経験されますので、そういった部分で意欲も感じられております。その方々もそうですが、将来は係長であったり、審議員であったり、課長であったりという部分でなっていくのですが、もう一度十数年若しくは二十数年たった方々も公務員としての自覚といえましょうか、そういった部分の法律を読み返すまでもないとは思いますが、もう一度立ち返って全体の奉仕者であるとか、そういった部分について親身に町民のために相談にのるとか、そういった部分を思い起こしていただくのは議員の御意見のとおりであろうというふうには思っております。

先ほど総務課長が言いましたように、日々の朝礼であったり、そういった部分での日頃からの辛抱強くというか、根強く言い続けるという部分がやっぱり大事であるかと思っております。1階の窓口だけでなく、2階のそういう要望をされる町民の方も多々ございますが、特にそういうふうな深い話をされる方の部分がやはりぞんざいな対応という部分が特にあってはならないと思いますので、丁寧に対応、でもできない部分もあるかもしれませんので、そこは理由を少し言わせていただいて御理解を求めていくというのが大事ではないかなというふうに思います。再度、年末年始、町長の訓辞という機会もありますので、そこで発言をさせていただいて、新しい年を迎える部分にあたって、しっかり職員の皆さま方やっていきたいと思いますというのを言わせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

10番（時松昭弘君） ありがとうございます。各課長も、今、町長の答弁のとおりしっかりと

各部署の担当職員等にそういった指示・伝達をして、そういった指導を徹底的にさせていただきたいと思います。

これで、一般質問を終わります。お疲れでした。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。10時55分から再開をいたします。

（午前10時46分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時55分）

議長（渡邊誠次君） 7番、穴見まち子議員、登壇を願います。

7番（穴見まち子君） 7番、穴見です。よろしくお願いいたします。

通告にありますとおり中山間地におけるこれからの農業という題を出しておりますけれども、前回も何か言ったことが重なるかもしれませんが、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

前年度、28年度は地震があつて、秋の火災、それから秋の長雨と、農家の方は大変だったし、地震あとも何日もせずに苗作り、それから稲の手入れ、秋の収穫までやっぱり気の抜けないような状態で農家の方はいつも収穫まで一生懸命やっておられます。また、特に今年も29年度はやっぱり欲しいときに雨がなくて、秋の収穫の時期になって長雨が続き、その間で収穫をされて、大変な思いをし、なかなか機械が入れなくて、収穫が今年は雨のお陰で2週間前後遅れました。それでもなかなか土地が乾かなくて、刈り取りをあきらめている方もおられます。

そんな中、昔は苗を植えて、普通に手入れをし、台風とか、そんな心配をしてから秋の収穫までいったのですが、ごく最近ではイノシシの被害、シカの被害、イノシシはお盆前後に電柵を張ったりとか、そういうふうにすれば良かったのですが、今はシカの被害といて、植えて1週間ぐらいでシカの被害に遭っております。多くの方が、大根の方も一緒なのですけれど、高く支柱をのぼして、下はイノシシ用と上のほうはシカよけにと長くして、収穫まで電池をしたり、今年は特に産業課の宣伝もあつて、ソーラーを使って収穫をしているところで大きな効果は出ていますけれども、去年、役場の産業課の方が農協で講習をされました。それは一年中田んぼを囲っておくということだったのですけれども、そしてそれから今年、先月ですか、西里の鯛の田地区で講習があつたそうです。それについて産業課にお伺ひしたいのですけれども、その講習はどんな講習をされたのでしょうか。

産業課長（澁谷洋典君） 鳥獣対策の講習ということで、先日、西里地区のほうで行いました。これは、昨年から行っております単県事業の「えづけSTOP!鳥獣被害対策事業」という事業の取り組みで、昨年は小国町では田原地区が1地区取り組んでいたのですけれども、今年度から西里2部地区も取り組みたいということで、県のほうからもお出でいただいて講習会を開きました。

内容としては、JAで、昨年、研修会を行いましたけれども、その内容と変わらないもので、その日は午前中に田原地区でも現地検討会も行いまして、そのあと西里地区のほうで、夜、講習会というのを開きました。内容としましては、今、議員が言われましたように有害鳥獣に対する考え方というのがやはり誤った考え方を今までしていたということで、ソーラー式の電牧を24時間1年365日防除することで、冬場にイノシシ・シカに餌を与えないというのが防除の一番の考え方であるということで、そういったことを理解してもらうための講習会を西里地区でも行いました。

7番（穴見まち子君） その講習会でたぶんいろんな課題が出たと思いますが、その課題の中で農家の方からいろんな質問が出たと思いますが、それはどのようなことがあったのでしょうか。

産業課長（澁谷洋典君） 特にちょっと今質問はメモしてきてあれなのですけれども、県の方に講習をしていただいたのですけれども、やはり参加された方はイノシシやシカに対する防除の考え方というのがかなり認識が違っていたということと言われる声は多うございました。それと、もう一つは、個人個人で防除するのではなくて、集落全体としてこういった事業に取り組むことが効果が絶大になるということで、そこら辺についても参加者の方は集落全員の方ではございませんでしたけれども、今後集落の中でもそういった話を広げていっていただいて、集落全体でこういった鳥獣被害防除に取り組んでいこうというような声も出ておりました。

以上です。

7番（穴見まち子君） 私の家も営業をしておりますけれども、私は西里の1部とやっぱり多いところは2部ですかね、それと自分の地元の3部なのですけれども、去年はイノシシとシカの被害で全体の3分の1ぐらいしか収穫がありませんでした。特に去年は雨で半分近くを手刈りをしましたけれども、今年、どうですかということで、中山間地の会長に金網対策をしたらというのを一応提案をしたのですけれども、その効果が絶大で、1軒の方は被害が全然なくて、金網を使っているし、集団で中山間地のほうでされておりました。そして、足りない分は自分のところで揃えて、しっかりと囲いをしてあり、収穫も、雨が多かったために、夏はしっかり干して、割れるように干してくださいというのをお願いしたのですけれども、その効果は絶大で、収穫は今まで以上に、倍以上の収穫があったと思っております。

それで、小国町にも中山間地のお金というのが支払われていると思っておりますけれども、その使い道というのはどのようなものがありますでしょうか。

産業課長（澁谷洋典君） 中山間地域の直接支払交付金でございますけれども、現在、小国町では協定数といたしまして28集落協定で、交付対象面積が810ヘクタール、約6千200万円の交付金が交付されているような現状でございます。この中の共同活動の取り組みとしましては、農道の維持管理、耕作放棄地の予防とか、野焼き・放牧に対する牧野の維持管理、農道・水路等の維持管理とか、改修に伴う共同活動に対して日当を支払ったりすることで支払われております。

また、この中では有害鳥獣対策としてネット柵で、今言われましたメッシュ柵、鋼製の、そういったものを資材を買うこともできますので、そういった対策をされている集落もごさいます。

7番（穴見まち子君） 中山間地の支払いで、やっぱり先ほど言われたようにネット柵だったり、金網というのは、これからは重要なことになると思います。それから、ソーラーを使っての一年中の防除ですかね、イノシシ・シカよけなのですけれども、やっぱりソーラー以前に電池ですかね、使っている方がおられますので、なかなか一年中というのと、小さいお金ですけれども、ちりも積もればということで多くのお金がかかります。その助成というのも町のほうでも考えていただけないかとは思いますが。それと、やっぱり集団で金網対策ですね。特に西里地域は387号線で、大分の地域は全区を金網対策がしてありますね。そうすると、西里、下城ですかね、近くにはシカの行くところというのは、やっぱりそこをよけていろんなところに広がっていきます。それで、やっぱりその対策というのは、町としても中山間地だけではなくて、町としても助成をやっぱり少しは考えていただけないかと思っておりますが、そういうところは、町長、どう思われますか。

町長（北里耕亮君） まず、メッシュ柵の部分でありますけれども、過去においても議会で答弁をさせていただいた部分はありますけれども、町も内部で相当検討はさせていただいた時期がありました。その結果、町としてはメッシュ柵の方法論ではなくて、別の部分で進めていこうという方向性を示しております。そういった中でやはりイノシシ・シカという部分で、防ぐ部分も大事ですけれども、捕獲の部分も大事ということで捕獲にも力を入れております。そして、防ぐ部分については、先ほどから話題になっております一年中やっぱり電気を通電をさせるということが大事ということがありますので、バッテリー式であると、電池式であるとなかなかそういう交換とか、そういう部分がありますから、ソーラー式と。これは、あとで質問にはないですけれども、数がかかり出ております。そういった部分について、一定の評価をいただいておりますので、こういった部分を町としては、電気柵の部分のソーラー式のというのを進めてまいりたいというふうに思っております。補足があれば、何かいいですか。

産業課長（澁谷洋典君） 鋼製のメッシュ柵の件でございますけれども、講習会の中で話しているのは、メッシュ柵であろうと電牧であろうと適正に管理するということがどちらの柵も重要になってきます。例えば、電牧であったり、メッシュ柵で防除をしていても、中の稲穂とか、そういったものが柵から少しでも出ていたりすれば、イノシシはどんな柵を張っていても入ってきます。ですから、適正な管理というのは、電牧であってもメッシュ柵であってもネットから約50センチから1メートル程度は、収量は減りますけれども、作付けをしない。外側のほうについては草刈りをちゃんとする。そういった適正な管理をしないと効果が全然発揮されないというような説明をしております。その中で小国町としては、井上先生という講師の先生がおられるのですけれども、電牧を適正に管理できないのであれば、鋼製のメッシュ柵というのは絶対に管理できない

というようなお話をされているということで、小国町としては24時間365日のソーラー発電による電牧で防除を行っていくということで今進めているところでございます。

7番（穴見まち子君） 我が家もソーラー1台を買いましたけれども、10万円近くかかります。なかなか1反の米を作るのに経費はかかる。それから、防除だったらその手入れがいる。イノシシ・シカ対策にもかける。ということで、やっぱり実際、線は持っておられますので、そのソーラー式の補助体制を半額とかではなくて、欲しい人には中山間地から半分出したりとか、自分ちもそういうふうに通成が多くできるとやっぱり作る側も、もうそれまでお金がかけられないと思うよりは、多くの方につくっていただけるのではないかと思います。やっぱり自分のところで恐縮なんですけれども、周りの方にお年寄りの方がおられますけれど、しっかりとつくっているわけですね。イノシシ・シカ対策ですね。その方のためにもしっかりと町の通成をお願いしたいと思います。

それから、前回でいったときはWCSが23町ぐらいだったのですけれども、今年は43町近くあると聞いております。やっぱり飼料として作る分とやっぱり1反の収穫が7俵以下とか、逆に8万円出るのでございますけれども、やっぱり中山間地、特に山あいで作っている方は、なかなかWCSで相手の方とも組むことができない。やっぱり何も作らなくて、ただ田おこしをしているだけのところもありますけれど、その方たちにもなかなかやっぱり作ってもらえるような対策というのも町にもお願いしたいし、小国の米はしっかりと宣伝しなくても売れます。やっぱり町もしっかりとした宣伝を福岡なりにまだまだよそのところに、農協と組んでもいいのですけれども、そういう対策をしたらどうかなと思いますけれども、産業課の澁谷課長、どうでしょうか。

産業課長（澁谷洋典君） 御質問のありましたWCSでございますけれども、これは水田による稲の発酵粗飼料の略称がWCSということで、平成29年度の作付面積としては37ヘクタールほど小国町内で作付けされております。これにつきましては、いろいろな御意見があるとは思いますが、言われましたように反8万円の交付金が出るということで作られる方もおりますけれども、やはりこれは畜産農家の粗飼料となるもので、捨て作りとか、植えつけをしているだけで収量が全然上がらないとか、そういったものに対しては交付ができません。再生協議会ごとに栽培基準等を設けて、それに即した形で適正な管理のもとで主食用米と同じような肥培管理を行ったものでないと交付されないというようなものでございますし、できあがったものに対して今度は畜産農家の方と利用供給協定書という協定書の締結が必須条件になっておりますし、逆に畜産農家側からしてみますとその粗飼料としての栄養価の問題とか、食い込みとか、そういったものもありますので、今後どのようにこの作付面積が推移していくのかというのは、ちょっと今のところ把握できませんけれども、JAや再生協議会と協議しながらこのWCSについては検討を行っていききたいというふうに思っております。

7番（穴見まち子君） 今年は雨が多かったせいか、小国は一等米がしっかり出たそうです。雨は

多かったけれど、刈る時期も遅れました。しかしながら、一等米は出たけれど、阿蘇谷は出なかったということで、やっぱり阿蘇地域は、阿蘇のことですけれども、やっぱり品種としてコシヒカリが多いために9月頃の長雨によりなかなか刈り取りができなかった。小国も一緒に、9月の末、10月の間でのやっぱり雨が多くて、なかなか適期に刈ることができなかったのですね。しかしながら、今年は田んぼも見てみると、やっぱり稲穂が倒れているところは割と少なかったのですね。雨が多かった割には少なく、意外とお米は良かったと。味もそれなりにおいしくできていますので、やっぱりお米をしっかり作っていただいて、多くの方に食べてもらうためにも宣伝効果、それからその宣伝というものやっぱり自分で売ること、町もですし、農協もですけれども、自分で作って、乾燥室まではして、精米所というのは基本ですけれども、もしできるなら少しずつでも自分のところで精米までできて、売れる方向にしたら、どんどん宣伝もすることも大事ですけれども、任せるだけではなくて、自分たちもしっかりと売り込みをしていくということも大事ではないかと思っております。

一応それで一つ目の中山間地におけるこれからの農業というのを終わって、次に殿町の跡地利用についてという題がつけてありますけれども、それについてお伺いしたいと思います。私も前の時期にこの質問をいたしましたけれども、先日11月11日ですか、小国小学校の学習発表会に行ってきました。その折に小学校でも毎年のことですが、小国学というのを勉強しています。その中で、5年生の取り組みの中で殿町の跡地ですかね、その中に子どもたちの意見としてその跡地を何かできないかというところで、やっぱり子どもたちも生涯学習センターとか、コミュニティセンターとか、やっぱりお年寄りが遠くに行けなくても集えるようなところがないかというような意見がしっかりと出されていまして。ちょうどそのところに毎年来られていますけれども、教育長と教育委員の横井さんと来ておられましたので、その意見についてどう思われますでしょうか、お聞きしたいと思います。

教育長（麻生廣文君） 私から行政としてではなく、子育てあるいは教育に係る教育委員会としてのお受け止めで申し上げます。

まず、学習内容として大変良い取り組みだと思えました。そして、子どもたちのこのようなすばらしい姿を取り上げていただいたことに感謝申し上げます。

その内容でございますが、5年生でございましたが、小国学で調べていく中におきまして、地域に貢献することを学んでいったようでございます。この子どもたちは、風車と、それから花を地域の方が飾られているということを知っていくわけでございます。そして、自分たちにもできることはないかと考えて、風車の作り方を地域の方に学び、それから併せてこれまで保育園の入園式に花を贈っていたそうでございますけれども、本年度はその保育園と、それから殿町の火災の跡地に飾りたいという計画を立てたということでございました。同日、校長に実現性を尋ねましたところ、教育委員会として何か応援する必要があるかと思ったわけですが、校長のほ



うは、「もう動いています」と答え、今お話しした内容を把握しておりました。設置には地域の方々に相談をすると、そして最もふさわしいところに設置したいと、そういう計画でございました。結論として、非常に発表会を見て、心を打たれた内容、学習だと思ったところです。

来年、6年生になる子どもたちです。このような地域貢献をしたいと、自主的あるいは積極的な活動ということは、これからのまちづくりを積極的に取り組むような子どもたちを育てるということにつながるなというふうに考えたところでございます。小国学、小中連携のもとにこういった取り組みを進めていきたいなと、そういう思いを持ったところでございます。併せて、これは、まず自分たちでできることからどんな小さなことでも始めるということとございましたので、こういう思いは地域の方々にも非常に喜びと、それから勇気を与えたのではないかなというふうに思ったところでございます。3学期にはこの小国学のカリキュラムにつきましては、毎年、学校でも工夫・改善しておりますので、こうした取り組み、主体的であったり、積極的になる、それがまちづくりとか、あるいは地域の人にエネルギーを与えるような、そういった学習が組みればいいなと思って、早速、学校のほうにも伝えていきたいなと思ったところでございます。

7番（穴見まち子君） ありがとうございます。子どもたちの取り組みがしっかりと大人に伝わって、一歩ずつでも町にあがっていったらいいかなと思っております。

それから、町長、殿町のことですけれども、そのあと何か進展的なものが、何か変わったことがありますでしょうか。

町長（北里耕亮君） 議会でも以前答弁をいたしました。方針としては変わっておりません。殿町の火災跡地は民有地であります。土地所有者の方々、それぞれがいらっしゃる中でその所有者の方々の意思を尊重するというのが非常に大事な部分であり、町が先んじて強制的な、強制的という言葉が語弊がありますが、何か土地所有者の意図する部分でないような動きをしてしまいますと、それこそいろいろな部分に影響があるのではないかなというふうに思いますので、慎重に捉えております。土地の所有者は所有者としていらっしゃいまして、火災に遭われた方は火災に遭われた方として、今、帯田のほうの災害住宅であったり、柏田のほうであったり、下城の校長住宅跡であったり、それぞれに入っておられまして、なかなか御心労もある中で生活をされております。そして、中に家屋の所有者の部分もちよっと一部違う部分もありますので、それぞれが複雑な状況でもある中で周辺の皆さま方の要望・陳情というのも執行部としては受けております。殿町の宮原5部の方々の住民の方の要望も受けておりますので、そういった部分も捉えながら、具体的な部分としては変化はありませんけれども、慎重に考えながらも次にどういう方向性が見い出せるかというのを内部で少しずつではありますが話題にしているところであります。土地所有者の方々の一つ何かまとまりというか、そういった部分も大事かと思っておりますので、執行部としても慎重に進めていきたいというのは、そういう姿勢は変わっておりませんということで答弁をさせていただきますと思います。

7番（穴見まち子君） 殿町通りは、私たちが若い世代に一番栄え通りでした。そこは映画館があったり、通りに団子屋さんがあったり、いろんなところで一番利用したところが多いかなと思っております。その跡地がいい方向に進めばいいかなと思っておりますので、これからを見守っていきたいと思います。

一応これで終わります。

町長（北里耕亮君） 今後も同じような質問が出る可能性はよくわかりませんが、一歩踏み込んだ答弁をさせていただくのであれば、具体的に町が買うかとかという部分になると当然数千万円の予算がかかります。それをどういうふうにするかというのを議会の皆さま方もやっぱりしっかり考えていただきたいというふうに思います。先ほどからの質問、別の方の質問にもありましたように、限られた予算の中で進めていく上では、予算は無尽蔵ではありません。そういう部分について、やはりしっかりと目的がないと町としても用地の買収というのはできませんし、こういった発言がまたテレビで流れると土地所有者の部分の考えをいろんな影響があるのを少し心配するところではありますが、これを言わないとやはり今後の皆さん方のそれぞれの捉え方、これは非常に大事な部分だろうというふうに思いますので、ちょっとあえて言わせていただきました。ただ、内部で話題にはしておりますので、また議場の場ではなくて、別の場所あたりで何か御意見があれば伺える機会があるといいなとも思っております。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。11時35分から再開をいたします。

（午前11時28分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時35分）

議長（渡邊誠次君） 1番、穴井帝史議員、登壇を願います。

1番（穴井帝史君） 平成29年度も残り3カ月あまりになりましたが、平成29年度の施政方針の中でちょっと2問ほど質問いたしたいと思います。

まず、町職員育成の強化についてなのですが、これは、先ほど特に接遇に関しては時松議員のほうからありましたので、ちょっと簡略化させて質問したいと思っておりますが、まず特に研修の拡充とここでございますが、こういった研修をしているのか、お聞きしたいと思います。

総務課長（松岡勝也君） 職員の研修の御質問ということでお答えいたします。

毎年、新人職員の研修はもちろんですが、職員の研修先といたしましては、市町村研修協議会というところと、これが一番多いのですが、そのほかNOMAというところの研修がほとんど大半を占めているところです。

内容といたしましては、新人研修、管理職の新人の課長研修、あとは専門的な分野では法律関

係、また契約、税、ほかセキュリティ関係、近年は人事評価の研修等が、そういったスキルアップの研修の項目が、メニューがたくさんありますので、そういったところで年度初めに希望をとって、申し込んで研修をしているところがございます。

また、一昨年からは自治大学のほうに28年度1名、今年がまた1名ということで自治大学のほうにも研修を派遣しているところがございます。また、これは研修という点ではあれですが、人事交流といたしまして、今年で3人目ですが、県庁のほうに職員と交流を図りながら、スキルアップの育成をかけております。また、御承知のとおり総務省のほうにも1名派遣をしているところございまして、そういったところで積極的な研修を受けていただくように働きかけをしているところがございます。

1番（穴井帝史君） いろんな研修があるのはわかりましたが、ほかの自治体では民間企業に研修に行かせたり、やっているところもあるみたいなのですが、そういうお考えは今後ありますか。

総務課長（松岡勝也君） 民間で実際に研修派遣している自治体もございますけれども、今現在、どういった民間のところにも今すぐ派遣を出すかと、交流研修に出すかというところはまだ至っておりませんが、やはり民間は民間なりの効果が実際にあるというふうには考えておりますので、今現在のところ民間に育成のために出すというところは、今はちょっと考えていない状況でございます。

1番（穴井帝史君） できれば今後の課題として検討してもらいたいと思っております。

役場内部の、先ほど時松議員からもお話があったのですが、インフォメーションみたいなものがないから、最近やっぱり高齢化が進んでおまして、これは何課に行けばいいのかとかという問い合わせが結構耳にしますけれども、そういうのを設置する考えはないのかどうか、お尋ねしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 過去にもそういう話題が出た部分もあったかと思えます。例えば、役場の1階の窓口の近くに総合窓口というような形で、なかなか今の小国町役場のスペース的な部分もあるのですが、例えば私も経験がありますが、阿蘇市役所に行きますと、玄関に入って、そこに人がいらっしやいます。その部分については、阿蘇市の場合は、他町村のことを言うとしのびないのですが、交代交代でその席に座っておられる部分もあります。スペース的な部分が確保できれば、そういった取り組みもよろしいかとは思いますが、なかなか玄関に入って、税務課、住民課、福祉課と並んでいる中で少し適切なスペースというか、案内をする場所が少しないかなというふうな部分もあります。市レベルですと、人員の部分も決して余力があるとは言いませんけれども、そういう部分があるかと思えますが、なかなか小国町役場の場合は、ぎりぎりの状態で行っている部分もありますものですから、なかなか人員的な部分は厳しいのかなというふうな思いをしております。ですので、ちょっと今後の部分については、少し考えにくいのかなというふう

な部分を思っております。

以上です。

1 番（穴井帝史君） 1 階部分の住民課とか、あのあたりは割と入ってわかりやすいし、特に住民課の窓口付近におられる若い職員の方なんかの対応も、私は最近見ていると、非常に好感が持てます。問題は、2 階の専門職の入った部分になってくるのですけれども、役場 2 階については何かちょっと考える余地があるのではなかろうかと思っておりますが、いかがですか。

町長（北里耕亮君） 1 階の部分の職員を褒めていただいたのはありがたいと思っております。2 階の部分でございますけれども、2 階に入ると確かに右側が、まず手前、情報課、その奥に建設課、建設課に行かれる方が多かったですりもしますが、左側は産業課、そして政策課、総務課と続きますが、情報課の職員の方が御案内されるパターンが多いのかなというふうには思っております。非常に自分の業務も持たれながら、臨時職員の方でありますけれども、好意的に御案内をいただくケースもあるというふうに向っております。当面はそういった部分でちょっと自分の業務をしながら、お客さん、町民の方や関係者の方々が入って来られたときに笑顔で御案内を申し上げるという部分を続けさせていただければというふうには思っております。

1 番（穴井帝史君） 大体わかりましたけれど、スキルアップについてなのですけれども、これは一度、福祉課のほうで要介護の申請に行かれた方が、用紙だけもらって説明を受けるけれど、説明が非常にわかりづらかったと。これは現課長のときではございませんので心配は要りませんが、一応そういうこともございますので、特に高齢者の方に対しては親切、御丁寧な説明を今後行うようにしていただきたいと思っております。

町長（北里耕亮君） 先ほどからの質問の続きも今の御意見も一緒の部分でありまして、福祉課は一つの例だというふうに思いますが、建設課であれ、産業課であれ、いろいろな課であれ、やはり御理解をいただくのが目的であります。スムーズな手続きをしていただくためには、まずはその事柄を御理解をいただく。これをわかりやすく丁寧に説明するというのは基本でありますので、今後、課長会や、今日の一般質問をそれぞれの課長さん方が聞いておりますので、そういった部分にまた再度改めて認識をいただきながら、業務に努めていただくという部分で、今後も私からも指導をさせていただきたいというふうに向っております。

1 番（穴井帝史君） では、次に財産管理のほうについて質問をいたしたいと思っております。町有財産を適正に管理するため、引き続き資産情報システムによる財産台帳の管理を行いますとございまして、最後のほうに遊休地についての有効活用を検討し、他団体利用町有地については売却も含めた心掛けとございますが、私は、以前もちょっと言ったと思うのですけれども、国道がバイパス化されて、山の脇に小さい道が入り込んでいるのが何箇所もございますが、たまたま先週そこに私が玖珠方面に行くときにトラックが停まっていたもので、帰りちょっとそこを通行してみたら、やっぱり案の定、弁当の捨てがらとか、ペットボトルとか、そういうのがあったのがやっぱり現状

で、その近所の方の話をお聞きしましたら、ごみぐらいならちょっと片付けはできるけれど、汚物なんかそういうのも結構あるそうなのですよね。だから、できれば山林の所有者等に御迷惑がなければ、車が入れないようにしたほうがいいのではなからうかと思っておりますが、いかがですか。

町長（北里耕亮君） 施政方針の中の財産管理についてであります。ちょっと質問にはないのですけれども、大きな方針といたしましては、町有地の中で利活用されていない部分、若しくは活用されていてもその団体がほとんどお使いいただいている部分というのがあります。それについては、12月の補正予算で不動産鑑定予算を少し計上させていただきまして、床面積の部分で不動産鑑定をさせていただき、大体の金額が出れば先方と協議をして年度内には一定の歳入確保のために、若しくはその土地の本当の使い道の部分を考えながら作業をしていきたいというふうにも思っております。

そして、ただいま質問がありました部分について、道路が通りましてその部分の旧道の部分が残っているという部分については、まず建設課のほうから、またそこは町道という位置づけになっている場所が多いかと思えます。その辺の考えを少し答弁をいたさせるし、ごみの部分についても不法投棄の事柄はあるとしてもその見回り等をしておりますので、必要があればそれは見回りしているということで、答弁はこれで終わりたいと思っておりますけれども。例えばチェーン、鎖を張った地域も松原の上のほう、あのあたりにはあつたかなというふうに思えます。ほかの地域でも既に道路としてほとんど通らないというか、地元の所有者の、近隣の所有者の御理解が得られるならそういう作業をしたということもありますので、そういった部分については個別的な部分もまた別の場所で提案いただければ、地元と協議しながらそういった部分はできるのかなというふうに思っております。ただ、担当としてそれが具体的にまた可能かどうかというのは答弁をいたさせます。

建設課長（佐藤彰治君） 今現在、未使用と申しますか、使用頻度が少ない道路、これあたり建設課のほうではちょっと洗い出しも始めております。特に旧道の屈曲した道路をバイパス工事で国道を通した。その残地を町が移管を受けて町道として現在管理しているというような状況の部分が多かろうと思えます。特に387の西里方面、それから室原方面、こちらのほうにバイパスが通ったがために残地として残った部分、これを現在町道として管理しているところでございますけれども、一部につきましてはバリカーをして進入ができないようにしているところもございませう。ただし、その間、旧道間に山林の所有者等が存在する場合がございます。ですので、当然、山の手入れだとか、木出しとか、そうしたものに利用されているというような状況もありますので、特定の方の使用に伴いまして可動式のバリカーであるとかというような対応で一般車両が入れないようにと、入れないという、公道ですのであれなのですが、通常おっしゃるようにごみ捨て場とか、一部の会社の営業の方の休憩場とかというようなところで使用されたりしております

ので、特にごみ捨てには非常に格好な場所になっていたりするところがございます。ですので、そのあたりは住民課のほうと協議して、看板を設置したりした経緯もございます。ただし、そういった非常に行政財産としては使用頻度が少ないというような道路については、ちょっと今洗い出しをしながら、先ほどの受益者の方も存在するような区間もありますので、そのあたりも考慮しながら道路の整理をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

住民課長（生田敬二君） すみません、ごみの不法投棄について少しお話をさせていただきます。

今、建設課長からもありましたけれども、これは公有財産、民有地に限らずですけれども、不法投棄の防止・抑制ということで行っております。部長さん方をお願いしてあるパトロールもそうですけれども、チェーンをしたりとか、看板をしたりとか、やはり捨てやすいところというのがある程度決まってくるものですから、そこら辺を中心にして、まず抑制をするということで、不法投棄があったものについては、連絡をいただいたものにつきましては捨てた経緯であるとか、そこら辺も確認をしております。特に悪質なものにつきましては、関係機関、警察等とも連携をして対応をしているところでございます。

以上、報告させていただきます。

1 番（穴井帝史君） わかりました。

それでは、最後の質問になりますが、地域公共交通についてお尋ねしたいと思うのですが。これは小国郷公共交通会議でも検討しているわけなのですが、開催数が何しろ少ないもので。まず、大津まで走っております小国郷ライナーですね。あれの現状がわかれば、利用者数ですね。お願いします。

政策課長（清高泰広君） 小国郷ライナーについてです。小国郷ライナーは、小国町から大津の駅までをつなぐバス路線として、一昨年、平成27年度から運行しております。昨年、一昨年は、1カ月程度でございましたが、本年度はこの1月・2月だけを除いて10カ月間の運行ということで今走らせている状況でございます。現在、4月から10月までの利用者数を集計したものがございまして、これによりますと総数で1千46人が7カ月間で利用しております。ですから、月にあわせて大体150人ぐらいが利用されております。運行の状態としましては、午前中に1回、夕方1回、両方とも小国発の帰ってくるという形で行っておりまして、朝、小国郷を出る分と、夕方、小国郷に帰ってくる分はそれなりですが、それ以外にも朝行って小国に帰ってくる分、大津から小国に帰ってくる分、あるいは夕方、小国から大津に行く分、これもそれぞれ利用者数がございまして、今後の来年以降の運行の参考にしていきたいなと思っております。

以上です。

1 番（穴井帝史君） この数は、当初予定というか、多いと思うか、少ないと思うか、どうでしょう。

政策課長（清高泰広君） 昨年、一昨年の1カ月間に比べますと、平均人数は、若干ですが、多くなっております。それだけ定期的に走らせることによって利用の期待度が高まってきているとは思っております。ただ、実際の運行の経費からしますと、まだ十分な数ではございませんので、今後認知されて、そして利用が高まっていくことを期待したいと思っております。

1番（穴井帝史君） わかりました。

最後なのですが、乗合タクシーですね。これについていろいろ私も利用者等の聞き取り等を行ったのですが、ここに書いてあるのを見ますと、乗合タクシーの利便性が向上するよう委託業者と検討を進めていきますとありますが、結構頻繁に利用されている方もいらっしゃいますので、その方たちの聞き取り調査も行った上で今後の利便性を図っていったらどうかと思いますが、いかがですか。

政策課長（清高泰広君） 乗合タクシーにつきましては、今言われましたように、できるだけ事業者と連絡を取りながら、いろんなニーズは考えていきたいなとは思っておりました。ただ、御指摘のように、今使っている方々の声というのが十分にもしかしたら取れていなかったかと思えますので、そのあたりも今後の運行のための参考としていろんな人の声を聞きたいなと思っております。

1番（穴井帝史君） できれば、全員に聞くことは無理と思えますけれど、利用頻度の高い人なんかは名簿を把握されていると思えますので、委託業者だけでなく、利用されている方がやっぱり利用しやすいようにするのが本来の目的であると思えますので、その辺をぜひとも行ってもらいたいと思えます。

これをもちまして、私の一般質問を終わります。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。午後は1時から再開をいたします。

（午前11時59分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（渡邊誠次君） 5番、児玉智博議員、登壇を願います。

5番（児玉智博君） 日本共産党の児玉智博です。

今日の本題に入る前に一言。前回の9月議会では、来年度から国民健康保険の制度変更により国保税の算定方法も変わって、都道府県が税率決定のおおもとの数字を決めることになるということで、加入者の負担増にならないようにとの立場で質問を行いました。質問のあとの9月28日、熊本県が平成29年度に新制度が導入されたと仮定した場合の試算結果を公表しました。これによりますと、すべての市町村が独自の判断で行う軽減措置、一般会計からの繰り入れを行う前の前年度28年度の額よりも安い税額におさまるといことです。しかし、一般会計繰り入れ

後の実際の28年度税額と比較すると、小国町を含む11の市町村で値上がりするという試算結果でした。小国町は、28年度1人当たり年間7万8千669円から29年度8万2千519円へ約4千円高くなる結果であります。このことから導き出されるのは、例え制度上、来年度から財政運営が県の役割になったとしても、町独自の軽減策、基金の活用や一般会計繰り入れを行うことが加入者の暮らしにとっても地域経済にとっても重要だということだと思います。新制度移行後の来年度の国保税については、県が年明けに税の本算定を行い、市町村が税率を決定する基準となる標準保険税率を通知してくるということですので、次回3月議会に質問をさせていただきます。

さて、本題に入りますが、健康保険制度を考える場合、病気になったときにすべての国民に必要な医療を保障するとともに、もう一つ重要なことは、加入者の健康を予防により増進していき、病気を少なくしていく。その結果として給付費を減らすことで財政を安定させる。これが肝要だと思います。そうしていくための健康の維持・増進の核となるのが健康診査です。日頃忘れがちな自分の体の健康を年1回の健診で日頃の生活習慣の定期チェックを行い、病気の発症を予防し、あるいは発症した病気の早期発見・早期対応につなげることができるからです。

そこで、まず現状の確認ですが、小国町の国保の特定健康診査及び75歳以上の健康診査の受診率の目標と実績がどのように推移しているのか、御報告ください。

福祉課長（木下勇児君） ただいま児玉議員も申されたように、確かに健康で長生きをしていただくというのが、まず国民健康保険ならず介護保険にも言えることだと思っております。その点については、これからも町はそこに力を入れていくべきだというふうに認識をしているところです。

御質問の国保の特定健診についてですが、国保の特定健診、まず受診目標につきましては、平成25年から5カ年計画を、第2期小国町特定健診等実施計画というのを策定しております。こちらのほうでは年に4%ずつアップするような計画ということで、平成25年度を基点に4.4%から平成29年度で6.0%と、国が推奨しております受診率6割を目指して計画が策定されております。実績につきましては、結果的に年1%ほどの伸びとなっており、昨年は45.6%という実績でした。次年度の目標は、現状を踏まえますと、まず4.8%という目標を今回置いて取り組みたいというふうに考えているところです。

次に、後期高齢者の健診につきましては、前々年度の実績を踏まえて各年度の受診目標が設定されているというのが今の現状です。おおむね1%程度アップを目標に設定をしています。実績につきましては、過去5年間で約1.2%の伸びとなっております。年平均2%強という伸びとなっております。昨年度は29.4%という結果でした。次年度の目標につきましては、現在まだ数字的な設定はしていませんが、こちらも前々年度の結果を踏まえて2年後の目標として設定をしていこうというふうに考えております。

また、後期高齢者につきましては、歯科口腔健診を昨年度から実施しております。広域連合に



より取り組みが始まったところです。平成28年度の受診目標は、熊本県内の目標が1%ということで設定されておりまして、このときに小国町のほうの目標は2.6%ということで報告をしております。実績としましては、9.8%でした。こちらは初年度ということで、どのくらいの数字を設定していいかというのも少しわからない部分もありましたが、結果的には予想を上回る結果でした。次年度の目標につきましては、こちら平成29年度の実績はまだ出ていないという状況ではありますが、県内が1.5%、小国町は12.4%を目標としているところです。

以上です。

5番（児玉智博君） 今御答弁されました5カ年計画では、最終的に国の定める目標の60%をとということでありましたが、しかし、現状を見てもなかなか厳しいのかなというような印象も受けております。それで、今の課長答弁を受けて、町長の御所見があれば伺いたいと思います。

町長（北里耕亮君） 冒頭、課長が言いましたように、私もいろいろな団体の前とか、高齢者の老人会とか、敬老会とかで健康で長生きという部分のフレーズが大事でありますということを発言させていただいております。そのためには、議員おっしゃいましたように、やはり予防という部分も非常に大きな行政の役割だと、大きくその部分についてやっていきたいという思いは同じであります。そこで、特定健診及び後期高齢者の健診の受診率のパーセンテージの部分、最終的には目標である60%、これにやっぱり近づけていかなければいけないというのは課長答弁と同じスタンスであります。言い訳というか、その大変さという部分は、ここではあまり申し上げませんけれども、やっぱり厳しい道のりではあるかもしれませんが、やはり広報であったり、意識高揚であったり、あらゆることをやってでもこのパーセンテージが1%でも2%でも伸びるように努力していきたいというふうに思っております。

5番（児玉智博君） この受診率の問題ではかの県内の市町村を見ても、確かに人口が少なければ受診率が高く、多ければ低いという、そういう傾向も確かにありますが、一概にはそれだけではありません。熊本県の健康づくり推進課によりますと、特定健診の県内の受診率のトップは和水町で、平成25年度は63.8%、26年度は63.7%、27年度は66.4%だったということです。和水町によりますと、同町の国保世帯数は、今年度1千659世帯ということですので、小国町よりおよそ200世帯多いわけですが、受診率は20ポイント近く高いわけです。やはりそこには仕組みや取り組み方で受診率が大きく変わってくるという証だと思います。和水町税務住民課の担当者に伺いましたところ、第一に言われたのが、合併前の菊水、三加和の頃から歴史的に住民の健康に対する意識が高いということです。具体的な取り組みとして、町に健康推進委員という委員が100名以上いて、担当地域をその健診が決まりましてから、その案内を持って受診を呼びかけ、そしてとりまとめまで行うそうです。そして、それ以外に町の保健師は、過去の受診結果が悪い人やレセプトから拾い出した健診を受けたほうがよい人には訪問を含む個別の呼びかけも行っているということでもあります。やはり住民を巻き込んだこれだけ

の取り組みを以前から行っているからこそ住民の意識も高くなっているのではないかと思います。この呼びかけや啓発の仕方には小国町も学ぶべきことが多いと思いますが、見解を求めます。福祉課長（木下勇児君） 和水町の一例を大変参考になる部分もあるかと思います。今回、小国町福祉課のほうで次年度に向けた内部の協議も行っているところです。健診の受診率アップ、こちらはぜひ小国町も取り組みたい。受診率としては、県内でも低いほうではないというふうには思っていますが、先ほど言われたように和水町であったり、ほかの町村では60%近くいっている町村がまだ幾つかありますので、そこに追いつくような取り組みということで、今回まだ予算とか、3月議会を踏まえてですので、今のところの考えという形になりますが、課内では先ほど言われたように健診を、受診される方は、関心の高い方は毎年受けられている方もおられます。また、2年に1度、受けられている方、そういったものを分類分けをして、過去の5年間のデータを分類分けして、その人その人にあった勧奨といいますか、受診を勧めるような手立てをそれぞれの分類に分けてやっていけたらというふうに今思っているところです。そういった中で一切まだ来たこともない人たちと、1年おきに來ている人たちに同じような通知ではなくて、内容を分けて、健診の重要性も認識してもらうような形で取り組みができたかと考えているところです。

5番（児玉智博君） 確かに平成27年度で言いますと、熊本県の平均が35.3%で、小国町が44.7%ですから、全体としては確かに高いわけですが、しかし、同時にみずから設けた5カ年計画での60%達成という部分についてはまだまだ努力が必要なところですので、だからこそ頑張ってくださいと思います。ぜひそういう新たな取り組みも始めるということですので、ぜひ課内でも知恵を絞っていただければと思います。

それで、この小国町において改善してもらいたいと私が思うのが、受診の機会をもっと保障してもらいたいということです。この受診の機会を保障するという事は、受診率にも直結することです。和水町では小国町のような集団検診と併せて医療機関での個別健診も行っています。しかも受診可能な医療機関は、町内3つの病院、診療所のほか、玉名郡市36カ所、山鹿市・熊本市北区・植木地域が40カ所の計79の医療機関で、それぞれ受診可能な時期は異なるということですが、6月から9月の3カ月間の間、受診者の都合のいい日に受診ができることになっています。小国町でも個別健診をせめて公立病院、それからお年寄りであれば、送迎がある病院、診療所をかかりつけにしている方が大勢いらっしゃると思います。まずは、そういうところから可能にすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

福祉課長（木下勇児君） 現在、小国町では集団検診という形で約1週間ですか、2回に分けた形で実施をしております。その中には祭日・土曜・日曜日・平日を含めたところで現在実施して、できるだけその方の都合に合わせて受診ができるようにということで、そういった日にちの設定をさせていただいているところです。今おっしゃったように、それ以外にそういった個別に医療機関での健診につきましては、これまでちょっとそういった医療機関との協議も行っておりませ

るので、まずはそちらのほうとの協議も必要かと思います。実際に公立病院あたりも非常に外来の患者さんと今の患者さんたちの対応で非常に厳しい中で予防接種等については実施していただいているところです。それにプラスアルファということですので、もう少し医療機関との協議を踏まえてその実施に向けた協議の前提とさせていただきたいというふうに思います。

5番（児玉智博君） やはり考え方としては、そういう予防の取り組みが進んでいけば、やはりそういう病院にかかる機会そのものというのは減っていくはずなのですよね。ですから、その日常の診療でいっぱいいっぱいだからということを利用してこういう受診率を上げていくことを躊躇してしまえば、本当に保険財政の安定なんていうのはいつくる話なのだろうということになると思いますので、ぜひその医療機関との協議というのは、やはり町がそれをやる前提で進めていかないと、受け止める側も本気度が伝わらなければ、やはり前向きにはならないかと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。そういう立場で。

それから、和水町の特定健診で言えば、対象年齢を19歳以上にしています。先述の担当の方は旧菊水の職員だったということで、旧菊水町時代から19歳以上が対象だったということです。やはり健康の意識を高めるためには若い頃から考える機会があるべきです。今の小国町は、国保加入者は高校卒業後、自分の健康に定期的に向き合う機会が約10年間以上空白になってしまうわけです。それが30代になって急に健診を受けましょうよと言われても、それはなかなかピンとこないのではないかと思います。特定健診の対象年齢は、前回9月議会も質問した際、町長は検討は必要だがとした上で、そうした部分も少し前向きに考えさせていただければと答弁をいただきました。その必要だと言われた検討はされたでしょうか。この部分でも和水町に学ぶべきだと思いますが、改めてお答えください。

福祉課長（木下勇児君） すみません、ただいまの御質問の件は、前回、児玉議員のほうから質問があつて、前向きに検討という形で答弁をさせていただいた部分です。こちらについてもまだ30年度の予算編成が終わっておりませんし、内部での今の状況という形になりますが、できれば18歳からの国保の健診を実施できたらと、30年度からできたらと。それに伴う予算も必要ですので、今後まだ財政当局、そのあと町長の査定も受けるという状況ですが、内部ではぜひ若い人たちに確かに健康への意識づけの一つにはなるのだろうということで、取り組みができたということ現在考えております。予算でなくなる可能性がゼロではありませんが、今のところそう内部で考えているところです。

町長（北里耕亮君） 9月議会以降、担当課とも十分な議論を重ねております。今、課長が言いましたように、予算という部分はありますが、判断といたしまして非常に前向きにやっていきたいという部分でのそういう進め具合を行っている途中であります。また、状況次第、3月議会、そういう部分がありますので、報告できる時点でまたそういう判断の方向、最終的には結論という部分で示させていただきたいというふうに思います。

5番（児玉智博君） ぜひ実現することを期待したいと思います。

それで、もう1点が、その高齢者の75歳以上の方の健診の部分です。これは特定健診のほうも同じなのですが、自己負担で800円必要になっております。しかし、見てみますと、75歳以上の後期高齢者医療保険の方というのは、ほとんどが年金生活をされている方が大半だと思います。そういう中で保険料のほうは軽減措置なんかを受けている方もいらっしゃるわけですが、この健診を受けるとなった際には、それは軽減を受ける方であろうが、年金以外の収入もあって軽減を受けない方でも同じこの自己負担をしなければならないわけですよ。そういう中でやはりその軽減を受けている方にとってみれば、わずか800円と現役世代は思うかもしれませんが、しかし、その自己負担が健診を、受診を躊躇させる理由にすらなるのではないかと思います。この後期高齢者の部分でそういう無料化を検討できないかと思うわけですが、いかがですか。

福祉課長（木下勇児君） ただいまの質問の部分につきましては、本来こちらにつきましては熊本県の後期高齢者医療広域連合のほうで実施している部分でございます。基本的な設定としましては、医療費の窓口負担の1割相当ということで、健診のほうの小国町で契約しているのが8千476円で健診の契約をしております、そのうちの800円ということで、約1割弱が自己負担ということでお願いをしているところです。こちらの800円につきましては、県内でも統一された800円ということで現在実施をされているところであります。そういう観点と、その中で小国町では健診の中に心電図や眼底検査、血液検査を追加項目で実施はさせていただいているところです。現時点ではそれについての無料化若しくは減免制度については、内部での協議までには至っていないところが現状です。特に、先ほどから話題になっています若い人たちへの健診、健康づくり、こちらをちょっと中心に今取り組んでいこうと、高齢者の方を別に切り離すとか、そういう意味合いではありませんけれども、そこを主眼として取り組んでいきたいというふうにも思っておりますので、現時点では減免若しくは無料化についてはちょっと考えに至っておりません。

5番（児玉智博君） 確かに小国町というのは委託を受けて、後期高齢者についてはその実施をしているという立場でありますので、なかなかそういう答弁になるのも仕方がないのかなとは思いますが、しかし、いろいろそういう後期高齢者での課長会議であったりとか、担当者会議で全市町村の人たちが揃う場もあると思いますので、そこでぜひ小国町のほうから話題にさせていただいて、熊本県全体でそういうことが推進できるように、そういう機会があれば問題提起をしていただければと思います。

それで、住民健診ではがん検診も行われています。小国町では、胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・子宮頸がんのほか、前立腺がんのこの6つのがん検診を行っています。この受診状況はどうなっているのでしょうか。

また、和水町ではこれと併せて過去に検査をしたことがない人を対象に肝炎ウイルス検査を自

己負担800円で行っています。肝炎ウイルスに感染して、慢性肝炎に至った場合、肝臓がんに行進する可能性があります。小国町でもこの肝炎ウイルス検査を実施する考えはございませんでしょうか。

福祉課長（木下勇児君） まず、検診につきましては、小国町では、先ほど児玉議員が言われたように、厚労省が指針で推奨していますががん検診として、胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん、この5つが国のほうが推奨しております。それ以外に町の独自として、前立腺がんと、あと関連する検診だと思いますが、腹部超音波の検診も実施しているところです。また、一部検診につきましては、国の指針より年齢を引き下げたりといったところの実施もしているところです。

受診状況については、大体年間でトータルすると2%ほど伸びてきているのではないかなというふうに見ております。ですので、受診率として考えると、対象者数が少し人口減少に比例しますので、減少しますので、受診率はそれぞれにはちょっと出しづらいところもありますが、受診率も伸びてきているという状況かと思っております。

それから、和水町の例で挙がっておりました肝炎ウイルス検査につきましては、こちらは小国町のほうでも今までに一度も受けたことがない40歳から70歳までの方については、自己負担400円ということで数年前から実施をしているところです。

5番（児玉智博君） では、ぜひ全部がん検診についても少しずつ上がってきているということではありますが、さらに推奨を進めていただきたいというふうに思います。

それから、子どもの健康について少し述べたいと思います。やはり成長期においては、いざ病気になったときにすぐに医療を受けられること、このことが重要だと思います。そこで、また学校健診もありますが、そこで見つかった病気なども家計状況に関係なく治療につなげるということになるからです。この点について、小国町は子どもの医療費が中学校卒業まで無料化になっています。最近この効果を非常に感じる機会があったのですが、それは小国町の学校医をされているある歯科医師の先生のお話を聞いたことです。その先生によりますと、小国町の子どもの歯の状況がだいぶ以前と比べて虫歯のある児童・生徒の割合が随分減ってきたという実感があるということなのです。それは、やはり子どもの医療費が無料になって、お金の心配なく歯の治療が受けられるようになったからではないかということでした。ただ、児童の中で虫歯のある子は2本、3本あるような状況もあるので、そこは保護者の意識改革が必要なのではないかとおっしゃっていましたので、それは学校教育委員会も含めて今後考えていく必要もあるのではないかと思います。このお話はまた次の機会に譲るとしまして、今日は子どもの医療費を高校生まで無料にしている自治体が増えています。先ほど話題にしました和水町というのは、随分早い段階でこの高校生までの無料化を進めてきている自治体であります。私は、これを小国町でもということで提案したいと思います。学校健診は高校でも行われているわけですが、やはりその後の治療に結び

つけるという意味で小中学生と同様にしていくべきではないかと思います。実は、子どもの医療費について、南小国町は総合計画の中で平成30年度から高校生に引き上げるとしていて、来年度から計画どおり実施していくというふうに聞いております。小国町も遅れをとるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

町長（北里耕亮君） 高校生までの医療費の無料化についてでございますけれども、その情報は私の部分にも少し入ってきておりまして、隣り町の南小国町の施策、そういった部分について、やはり小国町の中で、向こうの正確な情報はまだわからないのですが、例えば小国高校という部分であれば、同じクラスで町が違う生徒さんがいたとします、そういう部分で少し風邪を引いたとか、病院にかかるという部分に話題になったときに、所属する自治体の話題などになったときに、そのお子さんがどうのお気持ちになるかとかという部分も考えれば、やはりここは少し考えるべきではないかなというふうには考えております。ただ、町外に出ている高校生はどうされるのかとか、限度額はあるのかとか、入院はとか、外来はとか、様々まだちょっと情報収集に至っていない部分ではあるのですけれども、言えることは、やはりこれから検討はしていかなければいけないなというふうに思っております。このあたりの部分についても予算に関係をする部分でありますものですから、その判断、決断、政策の部分が大きく出るわけでございますけれども、そういった部分を決めながら3月議会あたりにその報告ができればというふうに思っております。この部分について、先ほどの健診の低年齢化、18歳以上のというのは、ある程度気持ちの部分ではというのは思いますが、高校生の部分については、引き続き調査と検討を内部で重ねながら決めていきたいというふうに思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） 一番大事なのは、本当に今、町長が言われたように、同じ小国高校の生徒でありながら、住んでいる町が小国町、そして南小国町という隣り町同士なのですけれど、その違いによって受けられるサービスに差が出てくるというのは、一番本当にそれが低い自治体のほうにしてみれば悲しい話ですので、ぜひこの問題は町長の任期中にそれが実現できるように私としては期待をしているところであります。

次に、小国町の医療体制について伺います。まず、医療あるいは介護従事者もそうなのですが、その担い手の不足とその対策についての基本的認識を伺えればと思います。

町長（北里耕亮君） 私から答弁をさせていただきたいと思っておりますけれども、医療・介護、自治体関係以外にも民間の医療、それから民間の介護もありますのですけれども、まず最初に自治体関係のところから答弁をさせていただきたいと思っておりますが、別組織で病院議会も備えておりますけれども、議員の御了解をいただいて、少し中を話させていただきたいと思っております。

御案内のとおり医療の部分ではドクターの問題、お医者さん、それから看護師の問題、検査技師の問題という部分であります、特にドクター、医師の部分についても従来から医師不足と

いう問題がこの小国町は大事な事柄であります。不足をしております。そして、同時に看護師の問題についても今不足をしております。これも大変大事な事柄であります。ドクターについては、病院長、私また南小国の高橋町長も副組合長という立場でありますから、そういった3人ないし数名で県の健康福祉部に協議に行ったり、大学関係も非常に大事な部分のつながりがありますから、熊大であったり、医局であったり、できることを積極的に行っておりますが、なかなかまだまだ難しい部分があります。一時期、6年前だったでしょうか、危機的な状況があったのですが、それからは脱しておりますけれども、やはり引き続き見つけなければいけない。いわゆる不足をしているという認識はしております。そして、看護師についても同じであります。ちょっと多くは申し上げませんが。

次に、民間の話をさせていただきますが、この小国町は民間の医療機関が極端に少ない地域であります。整形外科であったり、クリニック、診療所のような部分があったりというのはありますけれども、それであっても2軒しかありません。南小国町にしても民間が1軒と。この小国郷で非常に少ないのは、やっぱり県内でも珍しい状況であります。そういった部分で医師不足も同じようにそこでも後継者の問題であったり、そういう部分が将来にわたっては非常に危惧するところであると。認識としては、医療、そして介護のほうを言い忘れていましたけれども、民間であっても、老健施設であっても同じように非常に不足しているという認識はしております。

すみません、長くなりましたが、以上です。

5番（児玉智博君） やはりそれは共通する認識です。

そこで、一つ情報なのですが、その医師不足への対応として、球磨郡公立多良木病院企業団では来年度から医学生向けの奨学金給付を始めるということで、年が明けて1月4日から募集も開始することになっています。その内容は、入学時に100万円と、それから月20万円の修学資金を6年間にわたり給付するとしています。そして、奨学生が医師免許を取得後、臨床研修開始から15年間経過するまでの間に6年間多良木病院に勤務すれば全額免除とするという規定になっております。

今日、医師不足は全国的な本当に難しい問題ですが、やはり町としては考えられる手立てを幾つも講じる必要があると思います。この医師向けの奨学金もその一つだと思いますが、いかがでしょうか。

町長（北里耕亮君） 大変参考になる御提案をいただきました。事前に担当課から少しだけ聞いておりましたので、ホームページ等も私も調べさせていただいて、これは非常に参考になるなというふうにも思いました。というのも、看護師の奨学金制度を小国公立病院は設けております。そして、平成30年4月からはその奨学金をいただいた方が看護師にやっとなっていただくということで心待ちをしておりますが、こういったドクターについても積極的に、公立病院の話でございまして、病院議会にこちらのほうを執行部として中で練りまして、いつの日か提案をさせてい

ただきたいというふうに思います。というのも、既に小国郷出身の方でドクターになられている方がたくさんというか、おられます。残念ながら、地元に戻って開業医をされるという状況に至っておらず、先ほどのように民間病院が少ないと。思い入れがあるのは、やはりその町出身のドクターがいつかは帰って来て、開業をする。いつか戻って来て、公立に勤める。そういう部分が理想の形ではないかなと思いますので、こういった部分については病院議会の中でも議論を重ねまして、提案をしていきたいというふうに思っております。

5番（児玉智博君） 本日に既に始めている看護師向けの奨学金で成果がいよいよ現れようとしているところというのは、非常に喜ばしいことだと思います。前向きな答弁をいただきましたので、ぜひ早め早めに取り組んでいけば、それだけ結果も早く出る問題だと思いますので、ぜひ病院議会のほうの議論を進めていただきたいと思います。

次に、小国町の仕事、働き方ということで通告をいたしております。人口減少にかかわる問題ですが、私がよく耳にする町民の皆さんの声の中に小国町には仕事がないというものがあります。町長のこの問題に関する基本的な認識を伺いたいと思います。

町長（北里耕亮君） 私にもそういう声が届いてくる場合が多うございます。ただ、表面の部分での町民の御意見、それは叱咤激励の意味もあるでしょうし、しっかり小国町も産業が発展して、やはり勤める場所も多くないと若い人が帰って来ないではないですかという御意見もいただきます。ただ、小国町事業者アンケート報告書という部分、広域財団法人地方経済総合研究所というところに委託して、地方創生関係で少し調査をしていただいた歴史がございます。そういった部分については、いろんな職種に問いかけをさせていただいておりますけれども、飲食関係、宿泊関係、それから医療・介護関係、やはりこのあたりは先ほどの部分につながるのですが、個人事業主、建設業とか、団体とか、そういう部分、いろいろあるのですけれども、おしなべて人が不足しているという部分がデータで出ております。介護にしても医療にしてもそうですけれども、パソコンができる方とか、又は農林業においてもやっぱり担い手といいたしまししょうか、そういう森林組合でも山の仕事だったり、農業でも、農業の分の団体はちょっとあれですけれども、そういうところで様々出ておりますが、事業者の中では人が不足している。マッチングをしようと思っ、て、いろいろなところに出しますけれども、なかなかハローワークでも応募がない。分析はなかなか難しいと思いますが、いろいろ仕事を選ばなければ、選ばなければという言葉は語弊があります、私が勤めたいという人間であれば、その要望するようところが狭まって、なかなか力仕事であったり、いろいろな部分ではあるのかなというふうな部分があります。そういうののあとにはマッチングというか、そういう部分も大事かなというふうには思っております。すみません、そういう認識であります。

5番（児玉智博君） 非常に議論がかみ合うのかなという気がしました。この問題の一つの考え方で、町内の労働条件や労働環境をより良くしていくことで、一方ではそういう人手不足という状



況がある中で、なかなかそこに応募せずに町外のほうに就職をしていくという人が出ていくわけですよね。だからこそ、その労働条件、労働環境を良くしていくということも必要なのではないかと思います。そういう中で若者から選ばれるような小国町の仕事を増やしていく。そして、一人でも多くの若者が小国町に残れるようにするという観点も必要なのではないかと思います。

そこで、今日は幾つかの提案を行いたいと思います。その第1点が、公契約条例です。この条例の肝は、町と締結する工事請負契約や業務委託契約に関して、労働者の賃金に下限額を設定し、それ以上の賃金の支払いを事業者に義務づけるということであります。現在、全国18の自治体が制定していて、九州では直方市があります。中身としては、予定価格が4千万円から1億円以上の契約について、設計労務単価の80%から90%の賃金を払うことというものです。小国町の昨年度の契約を見ますと、予定価格や契約価格4千万円以上の契約が請け負いで2件、委託で1件、5千万円以上が請け負い4件、委託2件、1億円以上が請け負いの1件となっております。この設計労務単価は、平成29年度が全職種のが平均が日額で1万8千78円ということですので。これは、九州、沖縄では、平成28年度から4.5%増というふうに国土交通省が決めたわけなのですが、なかなかその設計労務単価が増えても、実際その労働者や職人の方が受け取る賃金というのは追いついていないというのが、それは全国的な問題ですが、実情だと思います。

この条例の必要性について、熊本県建築労働組合は、公正・公平という名目の競争入札では、最終的に仕事確保のための入札・落札価格の叩き合いになり、そのしわ寄せが末端の労働者の低賃金や安全経費の削減となっている。このことは、東日本大震災後、2013年から4年続けて公共工事設計労務単価が大幅に引き上げられたにもかかわらず、建設従事者の賃金アップにつながっていないことから明らか。労働者・職人不足、とりわけ不足の原因である低賃金は、改善のきざしが見えない。建設業者への適正な利潤確保と労働者・職人の建設業の最低賃金といえる賃金支払いを下支えする公契約条例が一体となってこそ建設業の担い手不足解決への最低限の条件ができると考えているとしております。

この条例を制定すれば、小国町の給与所得向上にも一つのつながる契機になるのではないかと思います。いかがでしょうか。特に若年人口の流出が著しい小国町にとって技術の継承という意味でも重要であり、この条例は必要だと思いますが、答弁をお願いします。

総務課長（松岡勝也君） 公契約条例につきましては、国としましても昭和の時代からこの問題につきましては論議を続けているというような状況であります。これにつきましては、今、例をたとえて行政自治体のほうをお名前をあげているわけですが、この公契約条例を定めて、なおかつその自治体との会社が契約締結をすると、そうした場合、そこに働く労働者の方にとりましては、最低賃金は保障されるというような形になるかと思っております。この公契約条例につきましては、千葉県の野田市等におきましては早くから条例をつくっておりますけれども、この中でやはり労働者の考え方と使用者・会社側の考え方にいまだかつて食い違う点もあるというふうに言われてお

ります。そういったところで公共事業の設計単価がイコール労働者に支払われるということのそういった、直接はつながらないと思いますけれども、労働賃金の単価につきましては、いろんな分野を分析しながら毎年4月1日にこれは公表されているということでございます。そうした中でやはり使用者の側からしますと、どうしても経験とか、また能力、技術、そういった差がある中ではやはり同一賃金の最低を保障するのはなかなか難しいというような状況が言われております。また、労働者としますと、やはりそういった税金を投入された設計単価を支払うべきではないかというような意見もあります。そうした中でやはりこの条例につきましては、まだ市、自治体の独自の条例ということで、国もしっかりした方針を出していないというところもありますので、やはりそういった方向性を見定めながら、また先進事例といいますか、そういったところも見受けながら考えていくということが重要であるというふうに考えております。

5番（児玉智博君） なかなかこの全国でも限られたところしか行っておりませんし、今言われたような、やはり経営する人とそこに雇われる従業員との考えが違うというのは当然あるだろうと思いますが。しかし、なかなか難しい問題ではあるかと思いますが、しかし、だからといって、小国町が全くそれを議論というか、考えないのではなく、やはり現にこれだけ人手不足がありながら若者がどんどん外に出て行っているという事実があるわけですから、町としても、国の動きもそうですけれど、そういう先進地の調査なども進めていただければというふうに思います。

もう一つが、確認ですが、いわゆる町内の請け負いや委託業者、あるいはそれ以外の事業所も把握できていればですが、お答えいただきたいのですが。そういう事業者の労働環境が、あるいは労働条件が適法なものとなっているのか、そういう実態把握はできているでしょうか。いわゆる違法残業はないかとか、割増賃金は適正に支払われているかといった実態把握はできているか、またそういったものの把握が必要ではないかと思いますが、答弁をお願いします。

総務課長（松岡勝也君） 労働環境といいますと、賃金からいろんなハード整備といった幅広い環境整備でございます。そういった違法労働、そういったところの把握としまして行政がどこまで把握できるかというところがあるかと思いますが、実質、公共事業を発注する側として把握できておりますのが、公共土木、建築、水道、電気設備施設とか、そういった公共事業を発注する立場の業者につきましては、やはりきっちりとした県の能力審査を受けているというような企業でない町の方にも指名願いが出てこないというところでもありますので、そういった業者につきましてはきちっとした労働環境を整備できているものというふうに判断しておりますが、町のほうのいろんな納入業者がいらっしゃいます。そういった方の町内の業者のちょっと労働環境までは把握できている状況ではございません。

5番（児玉智博君） 確かに労働行政における、いわゆる私が言ったのは、そういう残業の問題であるとかですから、労働基準法の分野になりますけれども、それは厚生労働省の役割、国の役割なのですよね。しかし、市町村の役割にもその労働行政の分野では、職業紹介というものがある

わけですね。紹介することになる可能性があるかもしれない、その町内の事業所の労働環境を把握しておくというのは、決して不必要なことではないと思います。そのために、労働基準監督官みたいに臨検に入っていくとかというのは当然できるものではないですから、そのやり方としては労働者から相談を受ける中でそういう問題があればその問題を把握していく以外ないと思います。ですから、町に労働相談を受け付ける相談窓口を設けるべきではないかと思います。確かにこの役割も本来労基署が果たしているものです。しかし、その労基署も以前は一宮にあったのが菊池市に統廃合されて、なかなかその働いている人が菊池まで相談に行くのも大変です。相談の場を町の中に設けることについて見解をお願いします。

総務課長（松岡勝也君） 確かに今御質問がありましたように、阿蘇に以前は労働基準監督署がございまして、今は菊池市にあるということで、いろんな仕事に関連するいろんな問題等の相談窓口が非常に遠いというような形は、実際に車を運転できないとか、交通機関関係では非常に不便であるというのは実感しているところでございます。こういった国の機関の労働条件、いろんな労働相談につきましては、菊池の労働基準監督署にもちょっと御相談したわけですが、自治体で中間で御相談の窓口を受けるということもありがたいのですが、やはりいろんな企業、いろんな会社によっても相談の内容が違いますので、やはり専門の国の機関のほうに相談していただきたい。間違った情報発信とか、そのことはもちろんできないと思いますので、逆にある程度の会社とかが集まれば逆に外向いて説明会等を開催するというようなこともできますので、そういったことを承知していただければ逆に助かりますというようなお話をいただきました。こういった中でまた併せまして、うちのほうでホームページを見ていただきますと、労働基準監督署又はハローワークのほうにもつながるようになっております。また、今、最大賃金のストップの無料相談とか、またその他の最低賃金問題問い合わせとか、そういったところにもホームページのほうではありますけれども、紹介しておりますので、そういったところで電話をしていただきまして、直接相談をしていただくと、いろんな賃金の問題から、問題になっております過労死の問題とか、そういったところも相談を受けますのでよろしく申し上げますというような監督署の意見でもございました。

5番（児玉智博君） 常設ではなくても、定期的な相談会を開催する方法もあるのではないかと思います。労基署に相談をされたということでしたが、その労基署の人に月に1回とか、定期的に小国に出張相談に来てもらうとか、あるいは社労士会から出張相談に来てもらえないとか、そういう話をする事だってできると思います。現に年金相談には社会保険労務士の資格を持った人が小国町に来ているわけですから、そういった方法は考えられないでしょうか。

総務課長（松岡勝也君） こういった御相談をしましたら、非常にありがたいという労基署のお話でございました。そういうことで、今御質問がありますように月に1回程度、そういったことが開催できるかというのをまた労働基準監督署のほうに御相談、お話をあげてみたいというふうに

思っております。

5番（児玉智博君） それでは、最後に六花園の土地借り上げについて質問をいたします。宮原下町の南側、静川右岸にある六花園は公園敷地として町が民間から借り上げております。公園整備というのは、通常考えて大体は去年遊具が整備されたケヤキ広場のように公有地の利活用という意味もあってつくっていくものだと思います。

そこで、まず確認したいのが、この場所を借り受けて公園をつくるとなった経緯を御説明ください。

総務課長（松岡勝也君） この事業につきましては、小国町の中心市街地活性化基本計画に基づきまして、まちづくり交付金事業という国交省の事業で取り組んだ事業であります。この中には公園整備だけではなく、町道の4路線の大きい町道の改良又は遊歩道整備又は国鉄跡地のケヤキ広場、それからスギトピア公園といったような一体的な中心市街地の活性を促し、観光客、地元の快適な空間ということでそういった事業を行っております。この一環として、先ほど言いました一番街の六花園を整備しております。この中で借り受けして整備したということで、今現在も借地という部分があります。これには当時の経過を見ますと、5名の方の地権者がございまして、4名の方は買収をしたという経緯がありまして、1名の方がどうしても買収はできなかったということで現在も借地契約を続けているというような状況でございます。

5番（児玉智博君） それでは、すみません、時間も短くなったので、端的な答弁をお願いしたいのですが、この六花園が整備されてからこれまでどのような中心市街地の活性化に資するような利用がなされてきたのか、またこれまでにその買収できなかったところのどれぐらいの面積があって、どれぐらいの地代がトータルで払われてきたのか、答弁をお願いします。

総務課長（松岡勝也君） 利活用といたしますと、こちらの一つの動線となります鏡ヶ池から六花園を通りまして、それからケヤキ水源、両神社という一つの動線の中で観光客が利用したということは御存じのとおりだと思います。そのほか、若手の（オオイキ）の会という若手のグループが地域の活性化として平成23年から28年までお祭りといいますか、やっている実績があがっております。27年度については中止をしているというようなことでございました。

面積的にはちょっと手持ちございませんが、面積、この中でちょっと申し上げできません。面積のリストをちょっと持っておりません。

今後どうするかということであったかと思いますが、3年に1回の更新の契約でございます。前回は27年度いっぱいございまして、28年度に入る前に1回、私は管財も少し関係しておりましたので、1回、用地の関係者と自宅に向かいまして、更新と併せて今後買収できないかという話もちょっと忘れましてけれども、まだまだその時点ではちょっと買収という話には応じていただけませんでしたので、今後も引き続き借地でなく、買収できないかというふうには考えております。

5 番（児玉智博君） トータルでいくらの地代かというのを。

総務課長（松岡勝也君） 月の2万円で年間24万円でございました。平成15年が月割り計算で15年のときが約12万円ということで、平成29年まで全部合計しますと、29年度までを全部払ったとしまして348万円というような金額になります。

5 番（児玉智博君） その方向性としては買収できないかというふうに話を進めていくというふうに言われていますけれども、買収できなかった場合は、これまで348万円も支払ってきているのに、今後も同じように払い続けるのかという問題ですよ。やはりこれはある程度買収が難しいときは、賃貸借契約も解除する必要も検討する必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

総務課長（松岡勝也君） こういった借地契約の場合、返還する場合、原形復旧というところが謳ってありますので、やはり原形復旧するにはかなりなまた費用がかかるということも考えられますので、やはり次回に持ち込む前にでも買収できないかという相談を持ちかけて、契約が切れる前までには話して、なるべくそういった話にさせていただくようお願いするということが現実的ではないかなというふうに思っております。

5 番（児玉智博君） でも、原形復旧というその契約に書いてあるからといって、それに縛られるのではなくて、原形復旧しなければ、何かその持ち主の方に不利益があるのかという問題も考えなければならぬと思いますよ。やはり原形復旧しなくてもいいかもしれない。それは交渉次第ですから、やはりそれはある程度早め早めに判断をしていかなければ、またその次の3年間もまた契約を延長していつて、また賃料を払わなければならないというようなことになりかねませんので、その辺は早め早めに適切な判断をお願いしたいということを申し上げまして、質問を終わります。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。2時10分から再開をいたします。

（午後2時00分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時10分）

議長（渡邊誠次君） 4番、高村祝次議員、登壇を願います。

4 番（高村祝次君） それでは、一般質問をさせていただきます。

いつも私がすると、私の持論を申しますけれども、今回も私の持論から始めさせていただきたいと思います。ちょうど1年前、農業委員会が変わるということで議会でも農業委員会の定数の問題で議論をしてまいりました。先ほど10番議員が言いましたけれども、1月になって副町長の問題、非常に副町長るときから私は反対しましたし、農業委員定数にしても私は反対しました。このことについては、あとから話していきたいと思いますが、やはり町長が今回の議会で

来期は辞めるというような話も出ましたが、私は恐らく町長が言わなくても来期は辞めるだろうという予測はしておりました。というのも、町民の方からいろいろ話があって、恐らく来期は町長は辞めるでしょうという話を聞いておりましたので、改めて町長から聞かなくても、私は恐らくそうなるのではないかなという予測はしておりました。そういうことで町長が本当に12年間、小国町がどんなに変わったかなというような思いがしております。先ほどからも一般質問にそれぞれ問題点がありましたけれども、今までの町長あるいは議員のやったことが指摘される場合もありますけれども、恐らく北里町長になって私は今後辞めても指摘されることはないというふうに思っております。というのも、12年間、あまり問題になるような事業をしていないわけです。だから、指摘もないと、安全な道を歩いてきたというふうに思っております。12年間は、前任の宮崎町長のやったことを継承していったというようなことですね。あとからいろいろ指摘されることはないというふうに思っております。そういう中において指摘されることがないから良いわけではないというふうに私は思っております。

本年度農業生産を見ますと、前年対比の85%。先ほどから米の話がありましたけれども、やはり害虫駆除も非常に大事なことですけれども、やはり米の売上げが2億5千万円、以前は4億円、5億円、米の。これは、2億5千万円は南北合わせてですよ。米については、WCSが入った関係で落ち込んでいると思います。野菜については、本当に前年度の85%ですから、前年が良かったせいもありますけれども、やはり非常に農業環境は厳しいというふうに思っております。小国の農家の方々がほとんどが借地農業をされております。ほうれん草やきゅうりは田んぼにハウスを立ててやっておりますけれども、それにしてもかなりの面積借地でやっている方だと思います。大根については、大半が借地農業をやっているというようにことで、特に本年は大根が落ち込んでいるということでございます。その農業をやっている方々の現状を見ると、例えば田原地区は、今、大根を作っている農家が3軒あります。酪農家が5軒。それぞれ集落の土地を借りて栽培しているということで、小国の農業をやっている人の経営体系を見たら非常に貧弱というか、自分の土地でやっている人がほとんどいないということで、そういうことは産業課長は統計をとっているか、いないかはわかりませんが、そういうふうな小国町の経営体系です。恐らく田原だけ今あげましたが、今までよその地区の人たちもほとんどが冬は大津あたりに行ったりとか、夏場は大観望に行ったりとか、そういうような大根栽培が小国の大根として一時は10億円をあげた時代がございました。しかし、本年は2億円にも達していないというような状況であります。こういうことは、やはり役場の課長たちは自分の課は関係ないというようなことではなくて、しっかりわかっていただきたいと私は思います。というのも、やはり町税に反映してくるからです。どんどん農業が厳しい厳しいといえ、どんどん税収は落ち込んでくると。

林業にしても市場にかかるのが3億5千万円ぐらいです。前回も私は言いましたけれども、そ

のくらいです。ほとんどが森林組合は補助金に頼っていると。ですから、森林組合は補助金がなかったらやっていけないというようなことで、今後、先ほどの一般質問の中で町長が来年の予算については検討していくというようなことですが、やはり私は補助金だけで事業所が対応していくというのは絶対反対で、やはり自助努力していかないといけないと。やはり森林組合の職員は、みずからが襟を正して、やっぱり林家のために頑張っていくぞというような意気込みがなければならないというような思いがしております。私は理事もしておりますけれども、理事会の中にもそういうことをしっかり言ってまいりました。

やはり小国の農業を考えたときに、みんな借地農業をやっていると。恐らく田原のほかの大根屋もほとんど借地農業をやっている。まして酪農家もほとんどが借地農業をやっています。ですから、土地を小国町から離れたときには、恐らく酪農家の人たちも辞めていかなければならないというような時代がくるのではないかなというふうに思っております。私が何で土地を今でも買い求めておりますけれども、やっているかという、詳しい内容はここで言ってもいいかわかりませんが、特に畜産において、酪農においては、大体1カ月の間に3回の支払いがございます。十日、十日に計算しますのでですね。やはり十日分が餌代、購入飼料代、残り十日分が機械代や借地料を払ったり、あと残りが生活費というようにやっていったら大体成功します。常に購入飼料代が3分の1ということになりますと、やはり草取りを一生懸命やらなければなりません。そうすると、草作りをすると、それだけの大体1頭当たり30アールぐらいの面積が最低でもない牛飼いはできません。その草もなるべく早い刈りをすれば、購入粗飼料も安くあがるというのが畜産経営の一つの基本です。

そういう中において、今回、小国の土地がどこの誰が買っているのか知りませんが、基盤整備した土地から売られているというような話を聞きます。非常に私は残念でたまりません。今まで河津寅雄さんのときに払い下げ原野をやったわけですが、今の課長たちはその原野を払い下げたときの根拠をわかっている人は、誰か説明できる人はいますか。みんなわかりませんか。どのような条件で払い下げをやったかと。恐らく皆さん知らないと思います。やはり河津寅雄さんは町民が有効に利用してもらいたいということで、もともと草切り場とかというのは、干し草切り場はその牛の頭数とかによって分けたそうです。残りの共有原野は、もともと朝草切りとか、畜産農家とか、集落の人たちが使っているのを町が、南小国は3割までも国が売ったときにとりますが、町が土地をとって、その分を全部集落に払い下げたのが今の共有原野です。ほとんどの集落が記名投票していったわけですよ。ですから、それを売るときにはみんなその人たちの名前が連ねないと売れないと。反面、いいようで悪いようで、私は、それはどうということはいませんが、私たちの田原はいまだかつて小国町の名義にしております。何でそれをしたかと言いますと、やはり田原地区は原野でいのちきをしないといけないと、これが基本だということでみんな合意のもとに記名登記はしないで、そのまま小国町に置いておこうということ

で、いまだかつて名義は小国町です。固定資産税はちゃんと払っております。

先ほどから私が言ったように、みんなその共有原野を利用して生活をしているというのが、今、田原の地区の農家の方々です。ですから、いつも私と色々な小国町の町政について、いろいろなことをする人が、田原もそうなったときにはもう恐らく農家はいないでしょうと。酪農家もいない、農家もいない、もちろん後継者がいないわけです。私のこういう話を聞いて、この一般質問を町民の方が聞いてどう思うかは知りませんが、とにかく田原は違う、みがけていると言うけれども、やはりみんながいいように向かって村づくりをやろうということで今やっているから村の経営も補助金だよりはしなくてもいけるわけです。そういうことを河津寅雄さんはやってくれということでやったわけです。ところが、もう後継者がいないから小国の土地を、自分たちの集落のとは、もう根ざらなくてもいいようになったから売ろうと。それは売れば簡単なことですけれども、あとはどうなるかと。あとのことを心配しているのならいいのですけれども、あとはもう売ってしまったらどうなるかは考えていない。非常に私は残念に思います。この私の一般質問を聞いて、やはりそれぞれ反論する方もいるかもしれませんが、私は非常に残念。ですから、やはりある人は買いたいとかと言ってきたときに、町に恐らく私は相談があったと思います。私は、あなたたちは町に相談しましたかとか何人かに聞きましたら、相談しましたという方もいらっしゃいました。相談していないところもあると思います。そこで、町長、お尋ねしますけれども、実際に何軒の方が売りに出て、相談に来られたかを述べていただきたいというふうに思います。

町長（北里耕亮君） 農地の部分でございますけれども、今言われているのは、ファームロードから涌蓋山に向かっての上の部分で、特に制度上はもちろん土地というのは、民衆の売買に基づくものであれば、行政はその発言権というのはなかなかないものというのが基本的な部分であります。いろいろな土地の売買であったり、その利用であったりには法律がございます。そこが農地であれば、農業委員会にかけないとAさんという所有者からBさんという所有者に農業の農地が移るのであれば、Bさんが農業をしていないと基本的には移せない。それが、農振農用地の部分であります。その際に農業委員会の中で議論がなされ、そのBさんがどういう農業形態を計画をされているか、どういう部分なのかということは議論はされました。そういう部分において、農業をするという部分、農業委員会が通ったわけでございますけれども、町といたしましては、そこ以外については相談というのは、これは補足をちょっと、私が聞いていないだけでほかは聞いているかもしれませんが、もしあったときには言っていたきたいのですが、それは正式にはないかと思えます。

以上です。

4番（高村祝次君） 今、町長が答弁されたことは、私たちも農業で制度上のことは十分承知をしております。やはり今その中に自分たちの土地も借りている土地が売買されると。だから、買う



人がいたら一緒に買いたいという話も上がっております。やはり私は、町が財政あるうんぬんではなくて、買えば確かに一時はお金がいるかもしれませんが、借地料はちゃんと入ってきます。土地というのは持っている間、家のものですから、借地はどんなに安くても家に借地料が入ってくるとい私は認識をしております。そこで、そういうお話が課長にあったか、町長にあったか、誰にしたのかはわかりませんが、やはりそういう話があったときは、私は前向きに考えてもらいたいという思いがしておりますけれども、町長の見解を述べていただきたいというふうに思います。

町長（北里耕亮君） 共有原野の払い下げをした部分が過去にありますけれども、それを町が買い戻すということの御意見だろうと思いますが、やはり面積、何にしてもやはり町が何か動く場合には目的が必要だろうと思います。目的は、今言われたように長期的な採草地にも農家さんが借りるから、町が買収した部分の土地を今度は農家さんが採草するというようなことがあるから目的はあるだろうというような御意見だろうと思いますが、そういった部分で人が1カ所ではなくて、町の中には非常にそういった部分の面積は多いような部分もあります。ですので、まだ町に買ってほしいというのを正式に相談に来られて、私も相対で話したこともまだございませんし、町に来たということはないと思いますけれども、そういう部分があるかないか、まずは聞き取りといたしましょうか、農家さんのやっぱり要望というか、農家さんの声をぜひ町に、だからといってすぐ買うというわけではありませんけれども、そういう声があるのであれば、町にお出でいただいて、自分のところはこう今採草地で何ヘクタールぐらい利用しておりますからそういう部分をというところを伝えていただく、それが最初ではないかなというふうに思っております。まだ、そういうことはないものですから、町もこちらから動くということはちょっとでき得ませんので、ということです。

4番（高村祝次君） それでは、やはり今までの売買された方が何件あるかわかりませんが、その方は町に全然知らせがなかったということにとってもいいわけですか。

町長（北里耕亮君） 先ほど冒頭言いましたように、農業委員会に制度上しっかりかかった部分については、町のほうに情報提供がございました。ただ、その折には町が買い受けてというか、そういう部分の目的の部分ではなくて、いろんな話とその共有原野にきていますから、それを町として後押しをしていただけるのか、どうなのか、というお話がありました。その部分については、例えばいろんな話がきていたというのは、過去において3社ぐらい、同時期ではなくて、過去において3年ぐらい前から1社、2年ぐらい前から1社、その都度、地元が検討して、この企業体とは組めない、この企業体とはということであったようでございます。そういう中でその土地というのを利活用するのにというような町に相談といたしましょうか、情報提供はあったというだけでございます。

4番（高村祝次君） わかりました。しかし、やはり企業がきたから、農業委員会を通ったからと

いって、恐らく私は農業委員会の人たちがどれだけ認知したか知りませんが、農業はそんなに簡単なものではないと。よそからきて農業ができるなら誰でもやりますけれども、私も今年になって北海道から秋田のほうから見てきましたけれども、やはり農地が荒れております。農業委員会も制度改革をされましたけれども、恐らく小国だけではなくて、農地が荒れるのは全国どこでも同じではないかなというふうに思っています。しかし、よそが荒れているから小国町はいいではないかということではなくて、やはり小国の農業をやっている方々がいかに農業を継続していくかが問題であって、町長、またほかの方々もそれぞれ大企業がきたら、それなりに投資をしてやってくると、やってくれる企業もあるかもしれませんけれども、私はそんなに農業は簡単なものではないという認識はしております。まず、今までも何例かありますけれども、私が農業委員会をしていたときも田原の農業をするという土地を買いましたけれども、そのときの土地の売買は大体70万円ぐらい、反当70万円。部落の人たちはその値段で買いきれないからやめましたけれども、農業委員会は通りました。賛成多数で通りましたけれども、私は反対しました。でも、農業、大根1本も作らないと。いまだに荒れたままというような状況で、小国の管内でもそのときの私が農業委員になって通した案件もそのままというように、農業をやったことのない方が農業をやりますといってもそう簡単なものではないというふうに思っております。ですから、今後、もしそういう畜産農家の人たちが、ぜひ町が買って、あるいは仲裁してやってください、仲裁というか、その農地管理公社がありますので、農地管理公社を通して買えば、売るほうも免税になります。金額が幾らかは知りませんが、800万円ぐらいの金額なら免税というような方法もあります。ほとんど私たちは、土地を買うときには農地管理公社を通して買っておりますけれども、売るほうもやっぱり得するわけですね。相対であれば売買者と所得税がかかりますけれども、農地管理公社を通せば所得税免除になりますので、やはりそういうことも売るほうにもちゃんと町のほうからも農業委員の局長が来ておりませんが、ちゃんと売る方にもそういうことを教えて、なるだけ町の方々が利用するように努力していってほしいというふうに思っております。今の件について、町長のお考えを述べていただきたいと思います。

町長（北里耕亮君） 大きく二つありまして、前段で既に農業委員会が通っている案件のエリアがございまして。場所は、特定しては言いませんけれども、その部分については農業委員会の制度上通ってはおりますが、条件を付して許可をしているやに聞いております。その条件は、ある程度厳しい部分でありまして、しっかり農業、もちろん農業をするために許可したわけでございしますが、そののちも報告義務であったり、実際の実績義務であったり、そういった部分があったかに記憶しておりますので、しっかり農業委員会のほうで注視しながら、また私が答弁するので、農業委員会任せにするのではなく、町としても一つの産業というか、その農地の利用していなかったところを個人がきて農業をするということでもありますから、しっかり見ていきたいというふうには思っております。それから、過去のお話は、ちょっと私は存じ上げませんが、過去は

過去で意見は同じです。やはりそれは良くないと思いますので、農業をするということで約束して許可をしたなら、やっぱり農業をしていただかなければいけないというふうに私も思います。同感です。

次に、畜産をされている方のその購入の部分であります。第一は、やはり議員も先ほど言いましたように自助努力、その酪農をされている方や畜産をされている方が、では、ある方が買うのではなくて、その前に買うような努力をされたらいかかというふうな思いをしております。ただこうは言っても、なかなか今そういうふうに厳しいというお話もありますので、では、ある一定の幾らかの面積のところを確保するにはちょっと町に相談をいただいて、どの辺にどういう計画でという部分をお声掛けをいただきたいし、町もそれであれば畜産・酪農、大事な産業でありますので、町としてどういうエリアでどういう部分を確保するにはどうしたらいいかというのを聞き取りをしたりとか、そういった部分もできるかと思っておりますので、買えないから町に買ってこれというの、気持ちはわかりますけれども、その前に協議をまずさせていただきたいというふうに思います。

4番（高村祝次君） 町長は、今、農業委員、農業委員と言いますが、やはり農業委員にあがる前に事務局にあがってくると思います。そこあたりは、やはり町長に言うなり、産業課長に言うなり、やはり十分できるというふうに思います。いきなり農業委員で自分たちであがってきたからというようなことではなくて、やはり任命したのは町長ですから、農業委員会も、そして議会が承認したわけですから、ちゃんとそこあたりは、今後、小国の農業を考えていく上にはしっかり連携をとってやっていただきたいというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

町長（北里耕亮君） 広いエリアのお話でありますし、先ほど言うように農地の部分は非常に大事な部分、許可されていない分、今後の話です、今後の話については、非常に私も注視というか、気をつけて情報収集を先んじてやっていきたいというふうにも思っております。議会の皆さま方にもいろいろな情報がそういうファームロードの上の部分の情報が入るかと思っておりますので、公式、正式ではない部分もあるかもしれませんが、執行部にお聞かせいただければ、正式な議場ではなくて勉強会などでまた現在の動向とかがあると思っておりますので、お願いをしたいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） それでは、4番、高村祝次君におきましては自席へお戻りください。

予定しておりました5人の一般質問が終わりました。

これで一般質問を終わります。

議長（渡邊誠次君） 日程第2、「発議第7号 道路事業予算の総額確保等に関する意見書について」を議題といたします。

提出者より発議第7号について提案理由の説明を求めます。

1番（穴井帝史君） 1番、穴井帝史です。

発議第7号 道路事業予算の総額確保等に関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。小国町議会議長、渡邊誠次様。平成29年12月7日提出。

提出者は、小国町議会議員、穴井帝史。

賛成者は、大塚英博議員、北里勝義議員、高村祝次議員、児玉智博議員、時松唯一議員、穴見まち子議員、松崎俊一議員、熊谷博行議員、時松昭弘議員、松本明雄議員です。

提出理由といたしまして、過疎と少子高齢化の進む中で、移動手段を自動車交通に大きく依存している本町において、住民が安心・安全に日常生活の利便性の向上を図っていくためには、最も基礎的な社会資本である道路の整備を進め、かつ既存道路施設の維持管理、長寿命化を図ることが重要である。

このため、国におかれては、今後もより一層の道路整備推進が必要な地方の実情を考慮していただき、道路事業予算の所要額を安定的に満額確保するよう強く要望する。

併せて、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定により、交付金事業の補助率等が嵩上げされている措置については、財源の厳しい地方自治体にとって致命的な問題とならないよう、平成30年度以降も引き続き継続するよう強く要望する。

以上が提案理由です。

別紙の「意見書（案）」につきましては、説明を省略させていただきます。

この件につきましては、小国町も熊本県を通して国に対する要望をあげていくと思いますので、小国町議会としても意見書を提出し、実現に向けてともに頑張っていきたいと思っています。議員の皆さまの御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（渡邊誠次君） これより発議第7号について質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

発議第7号、道路事業予算の総額確保等に関する意見書について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第3、「閉会中の継続審査の件」についてを議題といたします。

議会運営委員長及び総務文教福祉常任委員長並びに産業常任委員長並びに開発センター建替え検討特別委員長並びに議会活性化推進特別委員長並びにゆうステーション周辺整備特別委員長並びに広報特別委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」並びに「総務文教福祉常任委員会の所管事務調査について」及び「産業常任委員会の所管事務調査について」及び「開発センターの建替えに係る検討について」及び「議会活性化推進に係る検討について」及び「ゆうステーション周辺整備に係る検討について」及び「議会広報に関する件について」、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

したがって委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

それではお諮りいたします。

本定例会の会議に付されました事件はすべて議了いたしました。

したがって、小国町議会会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じ、これをもって平成29年第4回小国町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

（午後2時44分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（1 番）

署名議員（1 1 番）

## 会 議 の 顛 末

### 1. 会議録署名議員の指名

1番 穴 井 帝 史 君

11番 松 本 明 雄 君

### 1. 会期の決定

今期定例会の会期を 12月7日から 12月13日までの7日間とする。

1.	議案第 51 号	小国町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について 平成 29 年 12 月 7 日 原案可決
1.	議案第 52 号	小国町個人情報保護条例の一部を改正する条例について 平成 29 年 12 月 7 日 原案可決
1.	議案第 53 号	小国町鍋ヶ滝公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について 平成 29 年 12 月 7 日 原案可決
1.	議案第 54 号	小国町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について 平成 29 年 12 月 7 日 撤 回
1.	議案第 55 号	阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について 平成 29 年 12 月 7 日 原案可決
1.	議案第 56 号	平成 2 9 年度小国町一般会計補正予算(第 6 号)について 平成 29 年 12 月 7 日 原案可決
1.	議案第 57 号	平成 2 9 年度小国町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)について 平成 29 年 12 月 7 日 原案可決
1.	議案第 58 号	平成 2 9 年度小国町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)について 平成 29 年 12 月 7 日 原案可決
1.	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて 平成 29 年 12 月 7 日 適 任
1.	発議第 7 号	道路事業予算の総額確保等に関する意見書について 平成 29 年 12 月 12 日 原案可決

### 《議案外》

平成 2 9 年 1 2 月 7 日

1. 議員派遣報告について

平成 2 9 年 1 2 月 1 2 日

1. 閉会中の継続審査の件

議会運営委員会

総務文教福祉常任委員会

産業常任委員会

開発センター建替え検討特別委員会  
議会活性化推進特別委員会  
ゆうステーション周辺整備特別委員会  
広報特別委員会

に付託

《行政報告》

平成29年12月7日

1. 平成30年度職員採用について
1. 3月定例会の人事案件について
1. 平成30年1月の行事について

《一般質問》

(1日目)

1.	大観峰トンネルについて	P 1~4
1.	地域防災マネージャー制度について	P 4~5
1.	住宅問題について	P 5~7
1.	食育指導について	P 8~9
1.	部落差別解消推進法について	P 9~12
1.	社会福祉体制について	P 13~15
1.	地域スポーツクラブの取り組みについて	P 15~19
1.	町の水道事業について	P 19~23
1.	北里川水害対策について	P 23~26
1.	時間外勤務について	P 26~28
1.	小国町有林の現状について	P 28~30
1.	環境モデル都市の現状について	P 30~31
1.	復興まちづくり計画について	P 32~36
1.	道路の積雪と凍結対策について	P 36~38
1.	浄化槽法について	P 38~41

(2日目)

1.	産業振興と担い手対策について	P 1~8
1.	接遇教育について	P 8~11
1.	中山間地におけるこれからの農業について	P 11~15
1.	殿町の跡地利用について	P 15~17
1.	町職員育成の強化について	P 17~19
1.	財産管理について	P 19~21
1.	地域公共交通の現状について	P 21~22
1.	国保の現状について	P 22~31
1.	小国町の仕事・働き方について	P 31~35
1.	六花園の土地借り上げについて	P 35~36
1.	企業の進出と町の関わりについて	P 36~42



小国町議会会議録  
平成29年第4回定例会

平成29年12月発行

発行人 小国町議会議長 渡邊 誠 次

編集人 小国町議会議務局長 小田 宣 義

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

~~~~~  
小国町役場議会議務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電話 (0967) 46-2119